

東洋センロー主義 東洋に起つた事件は東洋

自ら處分する、又は日本が飽迄干渉すると

いふ主義。

獨創 自分の力で創めてものを造り出すこ

と。

土地錯誤 「アナプラタイズム」を見よ。

突風 突如として起る風。ひぢ鐵砲の義に用

ひる。

トラスト 同業者の結託同盟。

ドラマ 脚本。戯曲。

鈍行 普通列車のこと。「急行」に對していふ。

トンカツ 豚カツレットの略、下等洋食をいふ。

な

内面描寫 心の内面を描き出すこと。

ナショナルリズム 「國家主義」を見よ。

ナショナルリテ 「國民性」を見よ。

ナショナル・ムーブメント 國民的運動。國

家的運動。

ナチュラリズム 「自然主義」を見よ。

成金 將棋の歩の成つて金とされる意味より

一躍金持となれるものの稱にして、俄大盡

俄分限などにいふ。

成貧 生計困難なものにいふ。

に

肉感的 肉體的慾望を起さしめる色慾を刺戟

する。

ニコボン式 八方美人に同じ。

二次會 宴會の終りて後また他の所に集つて

行ふ會合。なほ三次會、四次會などもいふ。

二重人格 表裏ある人にいふ。

二重生活 生活上に表裏あることをいふ。

日本アルプス 飛彈高地を中心として附近一

帯高原地。

日本ライン 木曾川。

入典 質入。

人間味 人間らしい感味。

女人主義 婦人を解放せよといふ主義。

ぬ

ヌーボー式 ぼーつと、大きくて輪廓の解らぬことにいふ。

熱想 熱烈な思想。

熱ばる 張り込む 調子つく。

の

能率 一定時間内の仕事の出来ばえ。

のど 新聞の折目の所の狭い欄。又は書物の

綴目になる所をもひ。また俗語其の他諺ひ

ものを諺ふことにもいふ。

は

パッションナリター 個人の持つて居る特有の性質。個性。

泡沫會社 基礎確實でない存立不安の會社。



ける。

バルコニー 露臺。

春の目ざめ 春期發動期。男女十六七才頃。

ひ

ヒポコンテリ 憂鬱性。引込思案の義にも用ひる。

ヒステリカル ヒステリーの。引込性なり。日歩根性 金銭出し過ぎる根性の人にいふ。

微妙 「デリケート」を見よ。

ヒューマニズム 「人道主義」を見よ。

ビルブローカー 手形仲買人。

敏感 感じの敏いこと。

ふ

背景 周囲の地物。周囲。後ろ立。  
賣文 文章の代作。訂正をして生活する職業。  
舶米 外國米。  
白紙主義 臨機應變に是非を決して行く主義  
箱乗 或る目的の爲に。他人と同車すること  
汽車電車専門の賊。  
バザー 慈善市。  
破産 身代限り。失敗。解散。  
バス 無賃乗車券、又は乗車券。  
バテント 專賣特許。  
バック 「背景」を見よ。  
花子夫人 鼻の大きな女の隠稱。  
八八艦隊 巡洋艦八隻、戦闘艦八隻から成る艦隊。  
バラッル 女用の日傘。  
馬力をかける 張り込む、酒を飲んで元氣づ

フエタリズム 「宿命説」を見よ。  
復員 動員した者を解散して、舊の職に就かせること。  
婦人解放 從來の奴隷的の女の地位を。男子と同等まで高めようとする事。  
物質主義 精神方面を無視し、物質のみを目的とする主義。俗に實利主義にいふ。  
ブラグマティズム 實際主義。實際又は實用を以て真理となす主義  
フル・スピード 全速力。  
フレノロジー 骨相學。  
プレミアム付 割増金附。  
フレンチ・レター ルーデサツクのこと。  
ブローカー 仲買人。  
プロバガンダ 宣傳。言語、文章で思想や主義を傳へること。

へ

平面描寫 事件の表面のみを描くこと。

ベシミズム 「厭世主義」を見よ。

ベタンチツク 學者ぶる。えらぶる。  
へビーをかける 全力を盡すこと。

ほ

ハイコット 物品の購買を拒むための同盟。

北極 東京にて吉原の北にあるより言ひし語にして遊廓、魔窟等をいふ。

ポスター 繪をかいた廣告用の一枚刷のビラ。

本能的な生活 生れながらに有する、本能の満足を目的とする生活。



六

曲げる 質入すること。  
マスク 假面。呼吸器保護器。口蓋ひ。  
マテイリアリズム 「物質主義」を見よ。  
マドロス 下級船員鑛山人夫等下級の労働者をいふ。  
マルサス主義 道徳的に節慾し、人口の増加と生活必需品の調和を圖らうとする主義。  
滿艦飾 軍艦のそれより轉じて盛に着飾りし女をいふ。

五

淫奔な女。向ふ見ず。未調査。  
不確定な原稿。轉じて不確定、不確

五八〇

實の義に用ひる。

ミリタリズム 「軍國主義」を見よ。  
民本主義 「デモクラシー」を見よ。  
民族自決 自國內の政治・經濟上の諸問題に對して、他國の干渉を許さぬこと、及び各種民族が其の民族の獨立を計ること。

七

ムーブメント 運動。  
無政府主義 「虛無主義」を見よ。

八

メートルをあげる 張り込む。調子づく。  
メンバー 役割。顔觸れ。

四

モ式 モールス・ファルマン式の略。  
モデル 模型。實例。  
もつ 鳥獸の臍物の略。  
問題劇 社會問題(其の條参照)を脚色して劇としたもの。  
モンロー主義 米國は歐洲に干渉せざる代り其の干渉も許さぬといふ大統領モンローの宣言。  
モヒ 毒藥モルヒネの略語。

三

洋行 入牢すること。  
山の手式 手輕な現代的な風俗。

第十二卷

八百長 相談づくでする勝負。

九

ユーモア 滑稽。上品なしやれ。  
ユニバーリズム 「世界主義」を見よ。

一〇

欲求 どうしても然ら仕たいといふ希望。  
横の闘争 仲間同志の争。内輪もめ。  
吉原病 腦脊髓膜炎のこと。吉原に嘗て大流行せしに起る。  
ヨタリスト 與太をする人の意で外國語ではない。出放題を喋舌る者。

五八一



ら

雷撃 水雷の攻撃の略。

労働運動 労働者が團結して資本家に對して

する諸示威運動。

浪漫的 情話的・傳記的と同義。

ラジカリスト 「過激派」を見よ。

蠟燭 寄宿舎などで、消燈後蠟燭で勉強すること。

り

理想。「アイディア」を見よ。

倫落の女 暗の女。高等内侍。春を賣る女

る

ノートン 封・緘・メ等と同義多く學生間に用ひられる。

れ

靈感 靈的感動の意。

靈魂入れ換へ屋 近時に盛んに稱へらるゝ新

宗教家に對する嘲笑語にして、人の靈魂を

飴細工か何かのやうに扱ふといふを冷かせ

るなり。

レコード 記録。

レコード破り 記録破り。破格、豫想外。

レニン 規則を無視する輩にいふ。レニンは

露國過激派の一首領の名。

ろ

院展 美術院展覽會の略。

る

衛生的美人 體格立派なれども容貌醜き女の美稱。

を

温情主義 親と愛とを以て人に對し、自然と

己を敬はしめる様にさせる主義。

女ボーイ 女給。女給仕人のこと。

ローカルカラー 地方的色彩。

ローマンス 戀物語。傳記。

ローマンチック 「浪漫的」を見よ。

六號 六號活字。問題にならぬ小人物。批評

などの意に用ひられる。

六區 淺草六區のこと。轉じて魔窟の意。

露臺 「バルコニー」に同じ。

わ

ワイヤ 電信電話の線。針金。

割引電車 労働者又は勤人の義にいふ。

ワンダー 「驚異」を見よ。

あ







包含量多く随て体温を保つ力も増し又皮膚の蒸發作用を促進するものである。

### 衣服の材料

衣服の材料 大別すれば動物性材料と植物性材料との二つになる、さうして動物性の中には絹物と毛皮と毛織物の三種がある、植物性の中には木綿物と麻との二種がある、今此各種材料に就て体温保護の實効を比較すれば毛織物は糸の間の空隙が多く、澤山に空氣を含んでゐるから皮膚に密着くせぬ、随て体温の發散を防ぐに最も効があるから冬の寒い時

には實用上毛織物が最も適當である、それから次には木綿物次には絹物である、又絹物は軽く滑らかで肌觸りが良いことは何より優れて居るが体温を保つ上から云ふと木綿に劣るので其の次は麻である、麻は毛織物とは反對で、体温や皮膚の水分を吸収しては外へ發散させる効があるから是は又暑い時分の衣服として最も恰好なるものである。

各種材料の優劣 各種材料中最も普通に用ひらるる、毛織物、絹物、木綿物の三種に就て其の優劣を比較すれば次の如くである。

(三) 善く水分を吸収し (四) 水分を攝取する事も放散する事も緩徐なる事 其不利とする所

(一) 瓦斯及臭氣の吸収量最も多く (二) 細菌及污垢の受容最も多く (三) 皮膚を刺戟する事も最も強き事 (四) 洗濯に不便なる事

絹布、綿布、麻布、毛布と異なる點 (一) 体温の保有力強く (二) 透氣性弱く (三) 吸水性弱く (四) 水分を攝取する事も放散する事も皆急速なる事

斯く比較した所では、毛布の方が勝つた點が多いのであるが、絹、麻、綿の三布にも又好い點がある、即ち瓦斯、臭氣污垢細菌を、吸

攝する事少く且皮膚を刺戟する事軽く、絹の如き肌さよりの好い事は到底毛布の比でない 衣服材料の要件 衣服材料に必要な條件は先づ左に掲ぐる六つである。

- (一) 纖維の間に多くの空氣を含むものなること。
- (二) 纖維の間に水分を含み又容易に水分を放つこと。
- (三) 一定の彈力を有し、永く之を失はざること。
- (四) 染色は無害のものにして永く褪色せざるものなること。
- (五) 永く使用に堪ふること。



(六) 價の廉なること。

通氣の度 衣服を着れば、何故温かくなるか、その疑問を解くためにその理を大略述べやう、人の身體から發する温熱は、膚表から出ると直ぐ失せてしまふものであるが、衣服を着ればその温味を攝取し、貯蓄しいつまでも温かさを保つて居るのであれども、其温味が全く抜けなければ却つて人體を害するのである、體温が衣を透して漸々に外へ抜け、然も寒さを感じぬ程度になれば宜しいのである即ち衣は體温を好い加減に保つて行なければならぬのである、これを放線温と云ふが次に傳導温と云ふて身體から發する温熱を外の風

氣の爲に持去られて直に温を喪失してしまふのと、衣服を着ると、恰も家に障壁があつて外氣を防ぎ内温を保つやうに、風力も、衣服を透して肌に来る間には、その力が衰へて體温を奪ふ度が薄くなるのである、然し、けれども外氣が全く肌に通せぬやうな組織の緻密のものは衣料にならぬ、内から出る温氣と外から入る涼氣とが餘り急でなく、徐々と交換つて出入るから、毫も皮膚には感じがなく、一種の快温を覺るのである、つまり通氣性の強いもの、衣料の氣孔が多いものが衛生的に宜しいのである、新しい衣服が古衣より温かいのもこの理で、古衣は垢で組織目を塞

がれて居る爲に内の温氣も出ず外の風氣も入換らない故に快い温味が無いのである。

木綿絹布毛織物 木綿織物、晒木綿、生木綿、キヤラコ、本場結城、綿秩父、松坂縞、雙子織、瓦斯雙子、細双子、琉球木綿、小倉織。

絹織物、厚板織、上田縞、御召縮緬、海氣、嘉平次平、壁透綾、壁縮緬、壁風通、市樂織、絹縮、金欄、絹紬、絹緞、琥珀、縞珍、仙臺平、秩父縞、縮緬、紬、緞子、斜子、錦、博多織、八丈、羽二重、節絲織、紡績、銘仙、綸子、濱縮緬、奉書紬、西陣織、毛織物、羅紗、メリンス、スコツチ、ヘル、

メルトン、軍艦羅紗、カシミヤ、フランネルセル、アルパカ。

衣服の種類

和服と洋服 和服は我國古來より着用せるものにして其形態は時勢の變遷に隨ひ漸次變化せしものである、其長き年間に於て種々に變化せしにより其種類及仕立方も多のである。

一種類 襦袢、長丈、羽織、被布、比翼、シャツ、股引、ズボン下、帯、腹掛、袴、前掛、



涎掛、足袋、脚絆。

二仕立方

イ、厚さよりの別、単衣、袷、綿入、重ね  
ロ、副さよりの別、一つ身、三つ身、四つ身、本裁、男物、女物。

三部分

表、裏、後巾、前巾、衽巾、衿、袖、裾。

四縫方

縫ひ、衿、裾、止め。

因に云ふ和服の種類仕立方等は其類多くして到底上げつくすことを得ねばこゝに略せるを以て許しきは多少参照せらるべし。  
洋服

モ一ニングコート 本来は朝人に違ふか人を訪問する時に用ふる禮服であるが、今は専ら醫師、辯護士、銀行會社の重役等の職服として用られて居る、黒色なるが普通である又絹なるもある、嚴格なる儀式に用ゆるのである。

フロックコート 上着の丈長きものにて二重胸である、我國の羽織袴に相當し、黒の三揃が本式であるが、略しては縞ズボンを用ひ、又華美なるチヨツキを用ひる者もある、シヤツは白色に限り、カラーは必ず白の單へと定まつてある、襟飾の縞又は模様ある地質は儀式の時是用ひてはならぬ、慶事には白色にし

て蝶形又は一字形の如き小形を用ひ、普通用ふる結下げにピンを刺したるものは用ひぬのである、手袋は白又は薄色の革製、帽子は必ずシルクハットを用ひるのである。

燕尾服 クロツクコートの前を切り後のみ長く垂れたもので、主に夜會に用ひらる禮服である、黒の三揃が本式である、近來は間々異色のチヨツキを用ゆる人もある、シヤツは純白カラーは白色の單襟に限り襟飾も亦必ず純白で一字又は蝶形なのを用ひるのである、手袋は白の革製、靴はキツドの黒革に限られ帽子は普通のオペラハットを用ひるが中にはシルクハットを被る人もある。

大禮服 文武官によりて區別がある、又其の官等によりて差異があるから之を調製するには一々公の規定によらなければならぬのである。但し襟飾は白の蝶形、靴は黒ゴム、手袋は白の革製と極まつてするのである。

喪服 凶事に着用する禮服は其の何種たるに拘はらず、一切黒である、通例はフロックコートをを用ひ、稍や略してはモ一ニングコートを用ゆるもある、手袋は黒の革を用ひ、襟飾も靴も黒が本式である、猶近親の者は左腕や帽子に黒の縞又は紗で作つた喪章を捲き付けるのが禮である

禮式婦人洋服 宮中の式服は明治三十五年











一 疊み方

先づ左手にて右の袖下を持ち、右手で其縫筋の裾口を持ち襟を左にして下におき次に襟肩より袖山の通りを直し左の手で右の襟下を持ち右の手にて裾口をもち、衿を衿の縫目より自分の方へ返し、次に三つ襟を前に俯せ、次に袖付と裾とをもち、脊縫より折り返し、縫目を真直にし両方の脇を揃へ、また左の袖を袖付の縫目より折り返し、次に左の手を襟先の通り身頃の所にあて、右の手にて裾口をもち、左へ折り返し、次に左手にて袖付と裾口とを持ち、右の手にて折りたる端を持ち、共に向うへ返し、左の袖ならひ右の袖を折り

返すと、ちやんと疊めるのである。

二 永持をする法

衣服を永持させんには其取扱に注意すべきは勿論にして、先づ色合の永持地質の永持の二項に注意すべきである、地質丈夫なりとも色合褪むるときは衣服としての價値を損じ、又如何に色合よくとも地質損するときは、是又用をなさざれば兩者の永持を期せねばならぬそれには、屢々疊み通すことも必要である、屢々疊み通せば折れ目の位置が、變から折目が壓し潰した様に、なる憂ひがない、又時々疊み直せば箆筒等から出す度に、空気に晒されるから、蒸れ氣味になるのを防ぐことも

出来、又出して疊み直す際、微や汚點や班點などを見出して、それぞれ手當をすることが出来て、保存の爲に非常によいのである、其他虫干や容器の注意やら、藥品やら洗濯やら種々の注意もあれば以下項を追ふて述べやう。

三 蟲干の注意

衣服の保存をよくしようとするれば、蟲干は土用干と秋干と寒干と三度しなければならぬ、土用干は梅雨後直に行ふので、梅雨中に受けた濕氣を拂つて黴菌の發生を防ぐので、其の必要は誰れも知つてゐるが、秋干寒干も亦忽せにすべからざる必要があるのである、扱て

其の蟲干は如何にしてなすかと云へば、天氣晴朗なる風の餘り烈しくない日を選んで、風通しのよい室に細引繩を張りそれへ衣裳をかけ、風に吹かせて濕氣を發散させるのである言ふまでもなく衣服は直接日光に晒さない様にし、繩にかける時には皆裏返しにかくるが宜しい、裏の方は表の方よりも多少汚れておれば、裏の方を第一に乾かさなければ可けん四衣服器具

衣服を藏むる器具は桐の箆筒、長持等によしとす、桐は其の質柔かで弾力あり、引出など十分に締りて、外部の濕氣を内部に通さず、かつ軽くして、持ち運びに便である、次は柳



行李にして楊の細枝を編みて、造りたるものである、桐に似て弾力あり、濕氣を内部に通さず、随ひて、衣服を藏むるによろし、殊に旅行、移轉等の際破損のおそれ少くして、便利である、又竹行李は其の功用柳行李に劣り保存もまたよろしくない、容器の置場は日光の直接に當たらざる、空氣の流通よき場所を選むべし、其の下に枕木を置き、空氣を流通せしむれば最もよい、保存の點よりいへば中二階の如き所を適當とすれども、これはまた上げ下しに不便にして、非常の場々に都合よろしくない、よく考ふべきである。

五保存に關する注意

一衣服は脱ぎ換へたらば、直に之れを風に當て日光に晒らし、然る後之を疊んで箆筒に仕舞がよい。

二衣服を日光や風に晒らすには、衣紋竹にて吊すがよい鐵釘等に吊すのは、過つて破る虞れがあるばかりではなく釘の錆のつくことがある、又日光に晒すと云つても直接日光に當てるのは色を褪すの恐れがある。

三衣服を疊むには、成るべく二つ折に疊んで置くが宜しい、三つ折四つ折等にするのは、多くの折目を附けて着た時醜いばかりでなく保存の爲にもよくないのである。

四汗其の他の汚點の生じたるものや、垢の附

りたものは、直に仕末をなすことが肝要である、暫く放つて置けば抜ける汚點も容易に抜けない様になつてしまふのである。

五汚れた衣服は、汚れない衣服と區別して、仕舞つて置かなければならぬ、又冬服夏衣等其の季節を過ぎたら、直ちに洗濯色上げ、湯伸し仕上等をなして、何時でも使用し得る様にして置くがよい。

六衣服の綻び及び鈕の取れたもの等は、其の時直に繕つて置くが肝腎である。

七衣服の皺は、之れを濕めして、火熨斗を當て、仕舞つて置くべきものである、また時々湯伸し仕上げをなすが宜しい。

八衣服は使用し終つたらば、乾燥の後必ず軽く何回も刷毛で塵を拂はなければいけない、殊に毛織物の如きは之れを怠れば著しく變色を速めるのである。

六保存所用の藥品

通常、樟腦 麝香等を白紙に堅く包み、箆筒の抽斗等に入れて置けど、蕃椒の赤く乾燥したものを、同じやうに入れて入れ置く事も其の法として効能がある、また丁子の粉を右同様にするとか、新聞紙を二三枚重ねて箆筒の底に敷き、其上に衣類を入れるなども非常な効力がある、つまり新聞紙の如きは、インキの香を虫が好かぬからであつて、其證據には、



インキの香を失せた古新聞紙には、此効力がない、又ナフタリンを被害されると思ふ品の中にいれ置くもよいのである。

### 清潔 方法

**洗濯所用の水** 洗濯をするのに最もよい水は雨水である、雨水は天然の蒸溜水で、最も純粋なる水であるからである、井水等は地層を經過して湧いて出るのであるから、石灰鹽類などを多少溶解してあつて石鹼を使ふと水に溶けない石が石鹼と云ふものが出来る、さ

うして其の物が洗濯する所の布に着いて幾ら洗つても落ちなくなるが、雨水ならば決してそんなことはない、尤も此雨水には多少アンモニヤ及び炭酸瓦斯を含んであるが、此等のものは洗濯に對して何等の害をも及ぼさぬ、若し雨水を得ることが出来ない時は、井水でも流れ水でも水道の水でも何でも構はぬから先づ一旦それを煮沸し其の中へ一升に對して炭酸曹達を五分目の割合に入れ尙暫時煮沸を續けて出來た糟を取去つて用ゆるが宜い、此糟は水中に溶けてゐた石灰分で、これを取除けば後は雨水と同じに洗濯に用ひて差支ない水となるのである。

**洗濯所用の藥品** 洗濯用の石鹼は、石鹼中でも、最も惡質のもので、且つ廉價なもので之に含有した雜物が多き故、此結果洗濯もの地質が硬くなる、染色が褪る等のことがある、故に洗濯石鹼としては、此等の憂ひのない石鹼を用ふる事が得策である價の點に於て他より少しく高價のやうなれど、使用すれば其高價な事も利益のある事も忽ち知れて參るのである、此判別法の最も捷徑は其游離せる脂肪若しくは同じきアルカリの多少に依つて良否を定める事が出来る、つまり此二つのものを混じた石鹼が良い石鹼のうちであつて、其の何れが少いのをわるい石鹼といふのである

志 からは如何にして、此含有分量の多少を知り得るかといふに、其方法としては蒸溜水又は雨水を熱湯となし、石鹼少量を此中に入れて溶し、溶液の全く透明なものを游離脂肪なきものとなし之に反して多少の白濁りを帶ぶ溶液を脂肪の化合せぬものとなしそうして脂肪游離の如何を區別し得るのである、又簡單な一法としては試験すべき石鹼の一片を舌頭に載せて嘗むる時一種の辛味ありて舌を刺戟するものは、アルカリ性含有の石鹼で、しばらく手に持ちて粘滑するものは游離脂肪のある證據である、又曹達は炭酸曹達の一類であつて、洗濯用のものは白砂糖の如く結



品し、必要に應じて之を湯にて溶いて用ふるものなれど、色物を洗濯する時は必ず其色を褪せさする缺點あり、殊に強度に其れを用ふる時は洗濯物の地質にも多少の影響を及ぼすことがある、又灰汁に至つては化學的薬物の未だ發達しない昔からあるもので古來唯一の洗濯用効力あるものとされて居た、然るに石鹼曹達等が出来て以來、使用者が非常に減じた次第であるが、絹物を洗つて色も褪めず、地質も損せず垢もよく去れば價も殆んどなく最も調法なものである、此等は皆此中に含有せる主要なもの、炭酸加里の働きである、此他洗濯用薬品としては洗濯用漂泊液、礬砂、

洗濯用洗粉、輕便洗濯等があるが、用ゐられる場合が至つて少いのである、又洗濯用として簡易で、有益なものをいへば、豆腐の湯が實用上有益である。

絹物洗濯法 絹物洗濯は、品そのものを損ぜぬと、色を褪せしめぬと云ふ事が大切である、殊に絹物は綿服の如く、縫ひし儘にて洗濯する事少きゆゑ隨て手にて揉む際に於て兎角損じ易ければ、先づ灰汁石鹼水等の中に入れて撮んで濯ぐが如く靜に揉り動かし、斯くの如く兩三回しては又清水を換へつつ繰返しそれを搾らずに最後に竿にかけ、其れから糊をつけ、張板などに張るを普通とするのである殊

に洗つた絹物を乾すには日光の直射を嚴禁してある、つまり這は其の色の褪る憂ひがあるからである、大抵は軒下などに竿を掛け之を陰干にするのが多くあるが、水切のよい性質ゆゑある一つの絹物を除く外は斯れでも忽ちの中に干くのである、絹物洗濯に於て最も地質もいためず簡單なるは、ガレー石鹼液にて洗ふ一法である、即ち絹布の百匁に對し、ガレー石鹼五匁乃至、八匁を適度に水に溶し之を洗濯用液に供する手段である、しかし這を熱湯にて始め溶して次に軟き水、例へば雨水の如きものに入れて差支へはない、而して右の溶液は冷液、微温湯、熱液何れでも差

支へないが普通は攝氏四十度以上のものが適當である

木綿洗濯法 木綿の洗濯は、白地ならば清水へ洗濯曹達を少し入れて洗ふがよい紺飛白等の様なものなれば酢を水に入れて洗ふと紺の色がよく出る、其代り紺には石鹼を使つてはいけない、紺の物は又布海苔を使つて洗つても宜い、それから足袋は紺足袋なれば水に酢を入れて洗ひ、白足袋なれば清水がよい、さうして其の洗ひ方は瓦の上に置いてこすものが一番である、又テーブル掛窓掛等のものは清水や曹達で洗つてもよけれど、アンモニヤを水に滴らして洗つても宜し、アンモニヤ



水は大抵なものを洗つて奇麗になる、若し譯の分らない汚點があつたら、先づ卵の黄味を其の汚點に塗つて置いて洗ふと大概は落ちるものである。

**毛織物洗濯法** 是は絹綿布とは性質を異にする故、決して手にて揉み洗ふ事が出来ぬ、其方法は、水一升に、ガレール石鹼二匁乃至三匁を入れて十分溶解し、尙之にアンモニヤを加へ、之を攝氏四十度以上の温液にする、斯て洗ふべき毛布を此中に入れ其一端を手にて持ち揚げ幾十回となく揺り動かして濯いで上其れても未だ汚れの見える箇處は極めて軽く揉んで皺を伸し其れを更に二三次熱湯に入

六〇四  
れて奇麗にし石鹼の香の殆んどないやうになつた時又清水に入れ、之に醋酸三四滴を落して全體に浸ませ其れを搾らない儘日陰へ伸して干す、又羊毛製の莫大小を洗ふには、フラインネル同様稍張き石鹼液に浸し、軽く振出して洗ふた上清水で淨め其れから軽く搾つた後に引伸して之を干し決して手にて揉み洗ひなどしては可かぬのである。

**麻物の洗濯法** 麻物の洗濯には泔水は大禁物である、麻物を泔水で洗へば、柔くへつゝになる、麻物は日向水で洗ひ紺ならば布海苔をつけ白ならば、ひめのりをつけるが宜い、白い帷子は葛を薄く溶いて糊につけるが

最もよい、西洋では石鹼の代りに米をよく煮て麻物を洗濯するさうである。

**白き物の洗濯法** 白き物を洗濯するには石鹼を用ひ清水にて洗ふを普通とすれども殊に白く洗はんには、石油罐の蓋を取つた物で湯を沸かし、其れに賽の目に切つた洗濯石鹼と一匙の石油とを入れ、其中で洗濯しようとするシャツなり着物なりを煮後ち温湯で滌くと眞白になる。

**襟垢採取法** 毛織類ビロード、襦子等なるときは眞綿をこげざるやう熱くなる程火に烙りてこれを拭くがよい、或は食麴麩にて厭しつけて取るもよし 柔かき餅を焼き手にて割

り中の粘りたる部分を少しく空氣に觸れしめそれにて厭しつけて取るもよろし、普通の絹木綿の衣服の衿及び縮緬等の衿袴の衿類は揮發油或はベンジンを白き布片に浸して軽く拭き、乾燥させ空氣中に晒すがよい。

**汗のしみは其の出來た當時ならば水で洗つただけでも宜いが、稍古くなると水位では落ちない、其の場合には多量の水に少しのアンモニヤ水を注ぎて、僅かにアンモニヤの臭ひがする位にし、汚點の部分に塗り付ければ宜い、左様すれば色は元の通りに返りて、しみは除き得らるゝものである、肌着なども**



餘り汗の付いたときは其の日に中に洗つて置くのがよい。

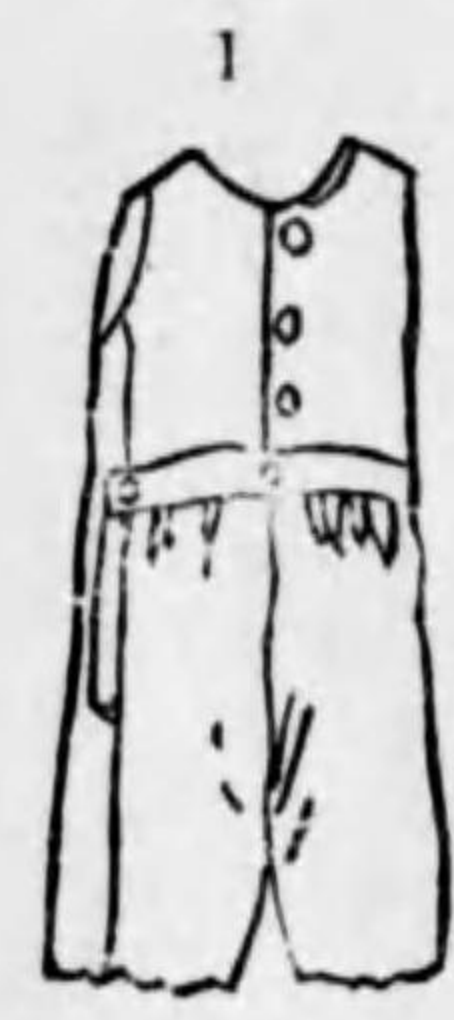
子供服

一、下着の種類

1 圖コンビネーションは、シャツとズボン

(第一圖)

コンビネーション(後)



下の續いたものであつて、一番下に用ゐるものです。



ものです。

5 圖シミミは、下着の一種でありますが、これをベテイコート代りに用ゐるのもよろしいが、又ネル等にて作り、寒い時にベテイコートの上に用ゐると暖いと思ひます。

二、上着の種類

3 圖ローズは、ズボン下又は猿股といった様なもので、ウエストに吊つて用ゐるもので

よいのです。

4 コートは、裾よけの様なものでは不用のものが女児がこれ

服の型がくづれて見苦しい

女服



六〇七



方 と 其 順 序

女	兒
1 全 男兒	
2 ベテイコート (又ハシ)	(又ハシ)
3 夏の上着	
1 全 男兒	
2 全	
3 ベテイコート	
4 夏の上着	
5 スエター	
1 全	
2 全	
3 ベテイ(毛糸ヲ用ヒタ)	
4 コート(ルモヨロ)	
5 冬の上着	
1 全	
2 全	
3 全 (又ハ毛糸のシ)	(又ハ毛糸のシ)
4 シミー (又ハ毛糸ベ)	(又ハ毛糸ベ)
5 冬の上着	
6 厚きスエター	
7 オーバーコート	

たが、室内に居る時又は運動等をする場合には、上衣をとるとか、又はスエーターをぬぐとかして 寒さを堪へ得るだけに薄着をさせた方がよろしいと思ひます。  
 春や秋の季節に、夏の上着を用ゐる様に申しましたが、合服がありますれば、無理に夏

靴下は寒くなりましたら、長いを用ゐた方がよろしいと思ひます、暖かい時分には短  
 服を着せておく事もいりませんが、成る可く  
 上着の地質は厚地のものを用ゐずに寒い折に  
 は下着に温い物を用ゐる方がよろしいと思ひ  
 ます。

6 圖上衣は、上着着丈の五分の三位の丈に  
 致しまして、下のスカートと同じ地質か又は  
 確かりした地質で拵へたものです。  
 7 圖スカートは、腰から下に用ゐる女子の



袴であります。

8 圖ドレスは、上衣の胸とスカートとが一  
 績きになつたもので、軟かい感じのする女児  
 好適の服であります。

9 圖ズボン は、男児のみ用ゐるものであり  
 ます。

此他にオーバコートや、マント等がありま  
 すが、これは何れも防寒用又は風雨の時に用  
 ゐるものであつて、オーバーといふのは、袖  
 の附きたるものでこれ等は上着の上に着用す  
 るものであります。

三、服の着せ方  
 季節によつての服の着せ方を表に記しまし



洋服の着

	男	兒
夏	1 ウエスト ズロース	2 夏の上着
春	1 メリヤスコンビネーション (半袖半ズボン)	2 ウエスト ズロース
秋	3 夏の上着	4 スエーター (薄きもの)
初冬	1 メリヤスコンビネーション (長袖長ズボン)	2 ウエスト ズロース (ネル)
冬	3 冬の上着	4 スエーター
冬	1 全前 ウエストズロース (ネル袖附)	2 眞綿のチヨツキ
	3 冬の上着	4 厚きスエーター
	5 オーパーコート	6

六一〇

いのをを用ゐて、(十歳位まで) 靴下とスカート  
やズボンの間から皮膚を表してゐても差支な  
いのです、却つて可愛らしく且衛生的である  
と思ひます。  
四、寸法の取り方  
同じ年齢の子供でありましても、身長の高

い者もあり、低いものもありますし又胸圍の  
太い人も細い人もありますから、成る可く其  
子供寸法を取つた方がよいと思ひます、標  
準寸法がありますが、其子供が其寸法に合ふ  
場合は、都合がよい様なもの、若し其寸法よ  
り大きい時には少し許りの手加減等するより

も正しい寸法を取つてする方がよいと思ひま  
す。

又身長や胸圍だけで型を取る方法もありま  
すが、各部分の寸法を取つてする方が體によ  
く合つた服が造り得られます。

寸法を取るには、下着を着した上から計り  
ます。

第三圖 A を参照

- 1 衿廻り——頸の附根の周圍
- 2 胸幅——左右腕の附根の間
- 3 胸廻り——胸の一番太い處の周圍

(乳の高さ)

(第三圖)

第十三圖 女



4 腹廻り——帶止をめる位置即ち一番細い處  
の周圍

5 腰廻り——腰の一番太い處の周圍

6 腋下——腋の處から着丈まで、着丈は十三

四歳迄は膝頭までとします。

B 参照(後の圖)

7 脊幅——胸幅と同様後左右の腕の附根の間

六一一



- 8 脊丈——衿頭の處から腹廻りの位置迄
  - 9 裾丈——腹廻りの處から裾口迄
  - 10 衿——衿頭(中央)から肩を通つて手頭迄
  - 11 上衣丈——衿頭から尻の下まで
- 此外脊の丸い人とか又はお腹の出た子供等の寸法は適當に取る必要があります。
- 五、製圖に必要な割出尺の作り方
- 製圖中に 十二分の半胸」とか「十二分半胸」とかいふ言葉が出て參りますが、これは胸圍の半分の寸法の其又二分の一とかか十二分の一とかの一の申すのであります、でいちいち割つて居たのでは、大變に面倒でもあり又圖を引く毎に計算をせなければなりません。

又角尺といつて洋服製圖に用ひる尺度があります、これとて高價なものではあり寸尺になつてゐますから却つてこれから學ばれる方には不適當と思ひますので、至極便利な割出尺をおすすめするのであります。

丈夫な西洋紙を(何にても差支なし)幅一センチ(又は鯨三分)に切り、長さを即ち上圖「イロ」の寸法を、胸圍の二分の一として裁ち切り、次にこれを二つに折つて其中央を(ハ)となす、これは所謂「二分の半胸」でありますから、其折目に標を附けて(2)と書いて置きます、此様にして、其又二分の一を(4)又二分の一を(8)、といふ風に(32)

まで標し、次に全體を三等分して(3)と標し其又二分の一を(6)、其又二分の一(21)(24)の順に標を附けるのです。

故に取り寸が鯨尺でも、吋尺でも又は米尺でも差支へない譯であります。

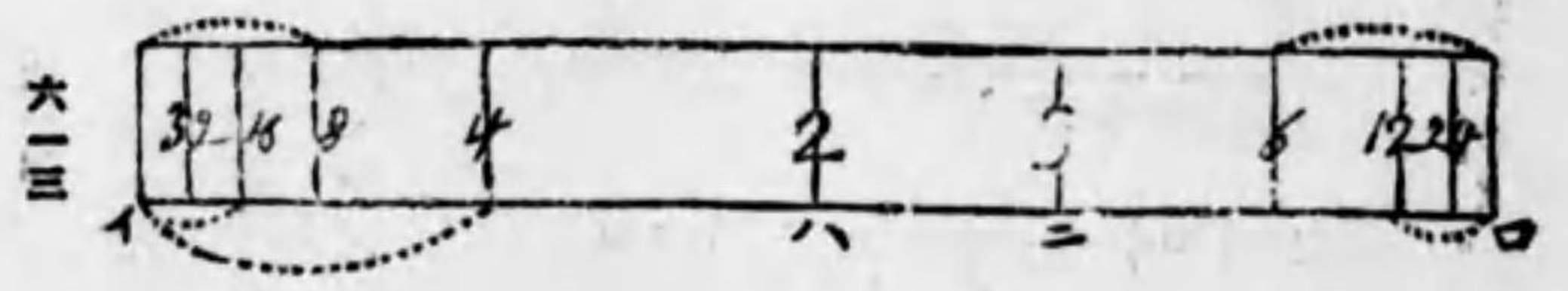
こゝでは米尺でお話し致します。

六、原型割出し法

此原型は上着を標準にして製圖するのであります、故に此原型を元としてドレススの型をおこしたり、又はオーバーや、マントや、又は下着類の型紙を作るのであります。

一着の下着や一枚の服を作る爲に、高い型紙を求める必要はありません、雜誌にある服

(第 四 圖)  
割 出 尺



六一三

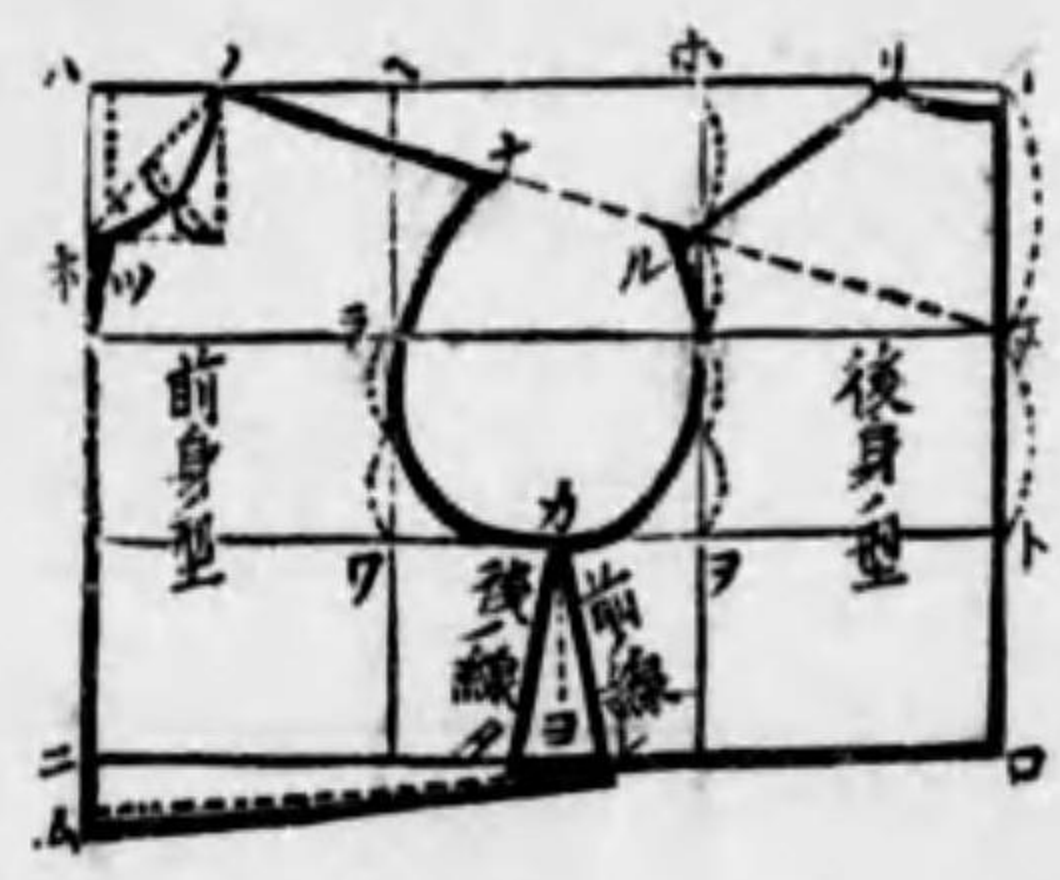


の型や實物等を一寸見て、適當に裁断なさる様  
にありたいものです。

原型は腹廻りから上の半身を畫くのであり  
ます。

A 身頃 (内は鯨の寸法)

- 1 丈 (イロ) は取寸背丈に一センチ (鯨三分) を加へたる寸法に引く (背の中央線)
- 2 幅 (イハ) 取寸胸圍の半分即ち割出尺の長さ七センチ (一寸八分) のゆるみ分を加へたる寸法として「イロハニ」の角を畫く
- 3 脊幅 (ホ線) イホの間を取寸脊幅の二分の一となす。
- 4 胸幅 (ハ線) ハの間を取寸胸幅の二分の一となす。



(第五圖)

(チ線)をイトの中央に引く。

丈(イロ)……脊丈取寸に1センチ(三分)加ヘル  
巾(イハ)……半胸(割出尺)ニ7センチ(一寸八分)ヲ加フ

- 5 袖附ぐり (ト線) イトの間を二分の半胸 (割尺) に一センチを加へたるもの。

7 後肩明 イリの間を取寸襟廻りの六分の一となし「イ」を下へ一センチ下げて「リ」との間を丸くす。

8 後肩下り 「リ」から「ホヌ」の中央を通じてホ線より七ミリ (二分) 出して「ル」となし「リル」線を引く。

9 後袖附ぐり 「ヨツ」の中央より「ヲ」の方に一センチ寄せて「カ」となし「ル」から「ヌ」の中央を通つて「カ」までを圓の如く丸くす。

10 前肩明 「ハソ」は「六分の襟廻し」(後肩明) に「三十二分の半胸」を加へた寸法となし「ハネ」を脇下にも取りて圓の如く正方形を

11 前肩下り 「ソチ」線を結び後の「リル」線の寸法と同様に「ソチ」を畫く。

12 前袖附ぐり 「ナラ」を結び其線に沿ひて「ラフ」の中央を通り「カ」までを丸くす。  
●注意 (くりをなす時は角張らぬ様に型よく畫くこと)

13 脇の線 「カ」の下に「ヨ」を記し「ヨタ」を二十四分の半胸とし「ヨレ」を「十六分の半胸

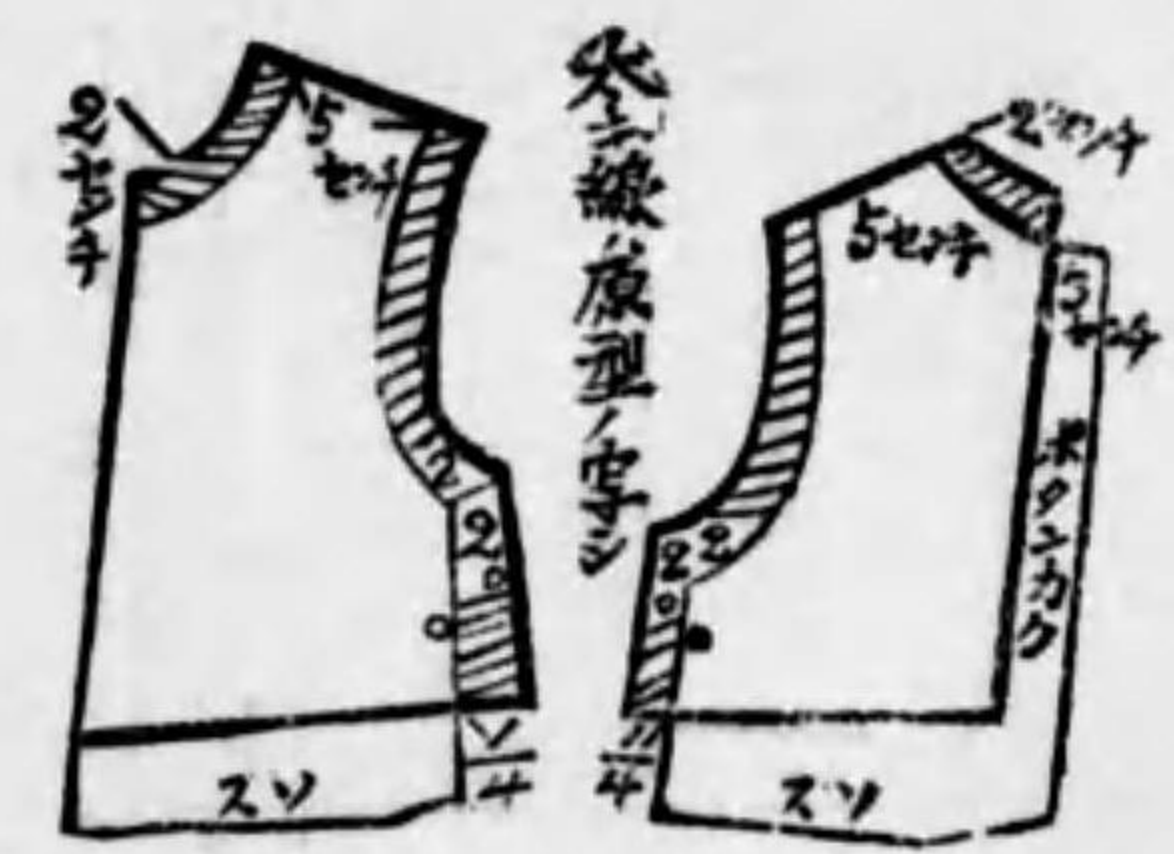






原型より五センチだけ広く取つておきます、  
 之が若し前を明けるとするならば前の方を五  
 センチだけ廣くしておけばよいのです。

(第六圖)



布の裁方

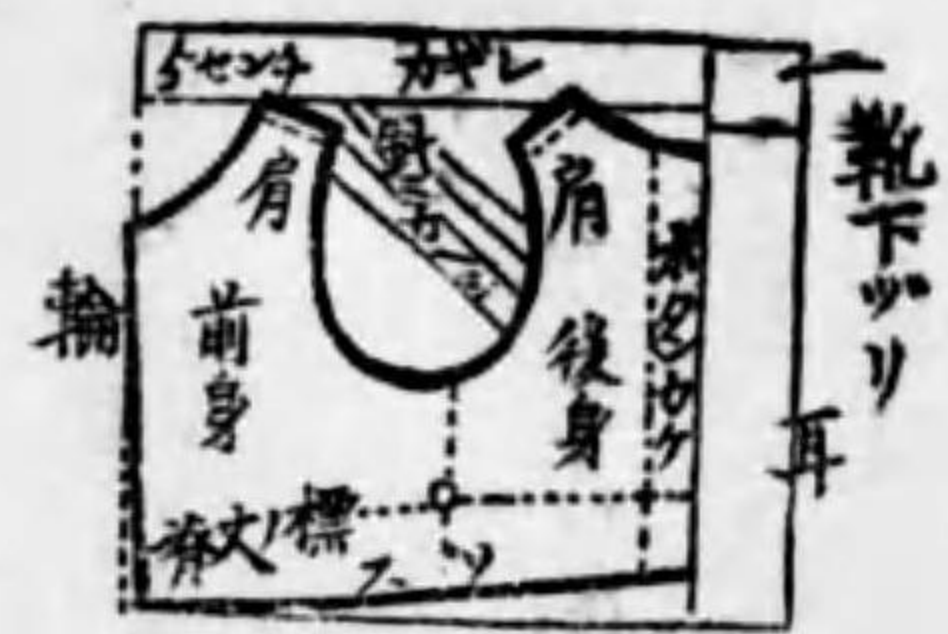
第七圖の如く布巾を二つ折となし、輪の方  
 に前脇を當て、後の型紙を脇の處へ續けて、  
 圖の如く標をなし肩の處だけ一センチの縫代  
 を取ります。

身頃の他に五センチ幅の力切と二センチ幅  
 の斜ミカヘシ布と幅四センチ長一〇センチの  
 (二寸五分)靴下吊等を裁ち合せて。

縫ひ方

先づ脇を裡から半センチにつまみ縫ひとな  
 し、後の方に折り押しへミシンを掛ける、次に  
 裾口を細き三折りとしてミシンを掛ける。  
 五センチ幅の力切が兩側を半センチづつ、  
 裏へ折り返し(出來上り幅四センチとなる)

(第七圖)



布巾ニ折ノ上ニ形紙ヲ  
 ノセテ標ヲ付ケタル圖

身頃の表側の丈標から下にのせ、兩側にミシ  
 ンをかける、此時靴下吊の布の丈を二つ折と  
 なし、兩側を半センチづつ、中に折り込んでミ  
 シンをかけ、他の裁目の方を今の力切の下に  
 脇縫から前の方に一緒に縫ひつける。

第十三圖

後卸掛の處を背の標より一センチ丈出して  
 上り幅となし、残りを三折として左右同じに  
 作る、次に前後の肩を縫ひ合せ、後の方に折  
 り伏せてミシンを掛け、次には襟ぐりや袖附  
 ぐりに斜のミカヘシ布を伸ばさぬ様に注意し  
 てつけ、手抜合せにして裏へ折り返しミカヘ  
 シを一センチ幅位にし、身の方に折り合ふだ  
 けによく伸ばしてミシンを掛ける。  
 レースを付ける場合には少しく襞をとりミ  
 カヘシを付ける時に身頃との間に挟み縫を致  
 します。  
 後の上前に圖の如く穴かゝりをなし、下前  
 には釦を附けます、力切の處の下の釦はズロ



リスを吊る爲、上の方はペタイコートを吊る爲のものですから、此處は大きいのをを用ゐます。又脇と前にも大の釦を二個づゝつけます。

○釦は布から成る可くはなれる様に糸の足を長くしておきます。

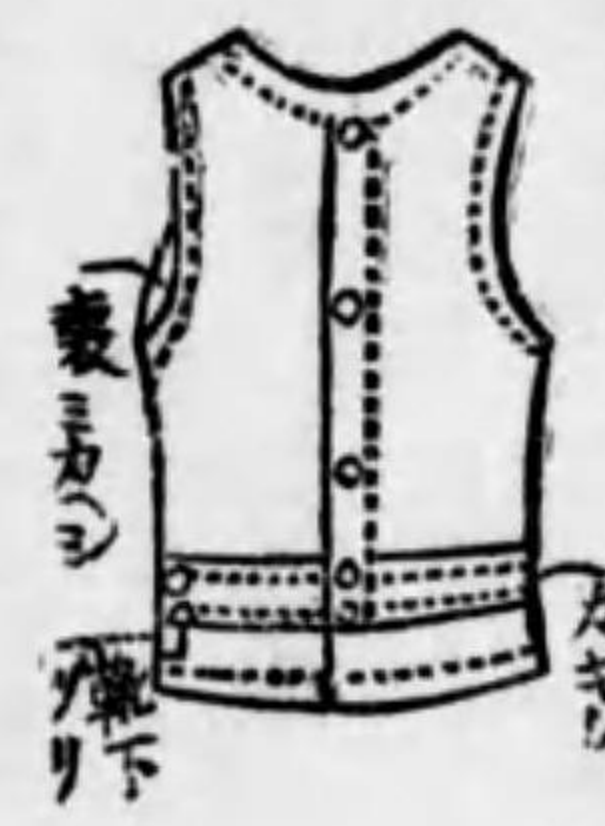
○後の重ね方は女は右が上で、男は左が上です。

八、ズロース

第一圖のCに示しました様に、ウエストに吊つて用ゐる下穿であります、日本の女の子は此ズロースの着用を好みませんが必ず使  
用させねばなりません。

(第八圖)

出来上り女物

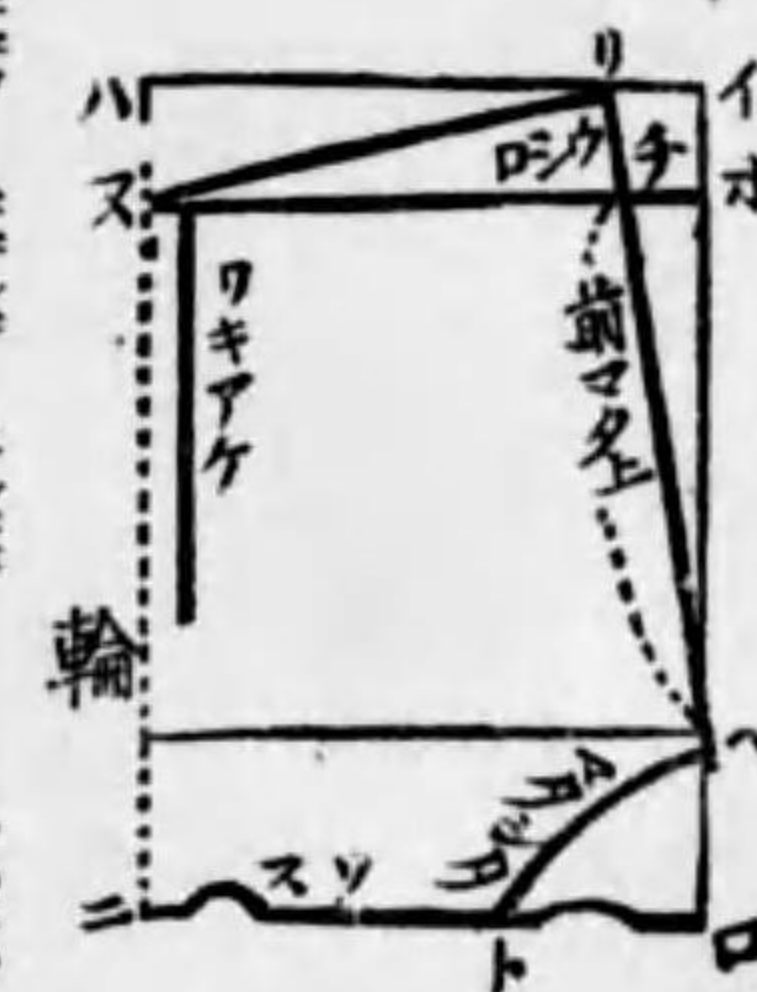


子供は釦の掛はづしを面倒かりますが、六ヶ敷い様でしたら必ず釦にせずとも、紐にして結ぶ様にしてもよい理であります紐さへ解きますれば後か下りますから樂に用か便ぜられます、又胯下を明ける様に作つてもよいのです、又腹廻りの處にゴムを入れてもよろしいでせう。しかしあまりくゝりつける様にな

るのは衛生上よろしくありません。

(第九圖)

型紙の取り方割出し



取寸裾丈 胯下と腹廻りとの寸法を元にして製圖致します。

1 丈イロ は取寸裾丈より五センチ引く

2 幅イハ は取寸腰廻りの一位半を二分して五センチを加へその二分の一となしイロ

ハニの角を書く

3 後のゆるみイホ 腰廻りの十分の一丈下げてホ線とす

4 股下へ線取寸 股下の寸法より二センチ減じてロへとなしへ線を書く

5 裾口ニト はニロの三分の二としへトを丸くくる

6 股上りへ 線は幅の六分の一をホチとなしへチを結びてりまでのばす

8 後の上リヌ を結び前の上チヌを終ぶ

9 前脇明 ヌより二センチだけ入れてホへの四分の三程明ける

以上にて圖が引けましたから、ヌ、リ、へ、



ト、ニを裁ち、後に前の上チヌを一枚だけきり、脇明をも鉄入れる

裁ち方

第十圖の如く型紙を展げて、布の上にあて周圍一センチの縫代を取ります、裾口にレースを附ける場合には、其上り幅だけ股下を短くしてあさます。

他に帯と脇明につける持出布とを取ります帯の處にゴムを入れる場合でしたら帯として別の布を附けず、二センチ幅位の三折にしますから、其分だけ縫代を多くとりますればよいのです。

又脇明も上がゴムの時は、明けずともよい

六二二  
のです、又股上や股下を明けておく様な場合

(第十圖)

縫代一センチ



又脇明二倍 又脇明二センチ

には、脇明は左右何れか一方にして唯はく時の爲にのみ明けます。

縫ひ方

裾口の三折縫ひをなす(レースをつける時)

合はウエストの袖ぐりと同じ(裾口をくくる場合は、股の太さに縫ひちぢめてみかへしを附ける、又ゴムを入れる。

脇明の裏に六センチ幅の持出し布を後前續(第十一圖)



けて縦ひ、持出の方に折り、他の端を縫目の上に折伏せて、表からミシンをかけ後はこれ

を更に縫目の際から裏へ折り返し、其奥へミシンを掛けると第十一圖の様になります、次に前後の股下を袋縫ひになし、次には左右の股上を袋縫ひになし、右脚の方に折り返します。

前左右の幅を持出し、共に帯丈に合せて廣き分を縫ひちぢめ、一〇センチ幅の帯を裏の方に縫ひつけ帯の方に折り(両端は半センチ程出しておく)次に帯幅を三折にして左右の端の中縫ひをなし、表に返して表の縫目の上に他の折り出をのせミシンをかける。

後も同様廣き分を縫ひちぢめ 幅をつける穴かゞりは帯の両端から一センチ入つた處



に横に一つづつと帯丈の中央に一つ縦穴をあ  
けます、都合六つの穴かゝりを釦の大きさを  
り半センチ程大きく致します。

前にも申しました様に釦の掛けはづしが六  
ケ敷の子供には、後の帯の両端に尙三十セン  
チ位の長さ紐をつけて、前で結ぶ様になし前  
になし前のみ釦掛にしておいてもよろしいと  
思ひます。

又股明ズロースとして、股上を縫合せずに  
後前通して、斜のミカヘシをつけて帯をつけ  
る時に六センチ程重ね合して作るのもよろし  
いでせう。

又股下明として股上を左右つゞけて股下



胯下明ズロース

胯明ズロース

六二四

にミカヘシと持出をつけて釦掛にするもよろ  
しいと思ひます。

用布は何れもウエストと同じです。  
ウエストにズロースを吊つて

着したる圖



九、コンビネーション

第一圖Aに示した様にコンビネーションは  
ウエストとズロースの續いたものです、故に

第十三篇 衣 服

型紙を書くにも、第六圖に依つて取つた型と  
第九圖に依つて取つた型とを用ゐて、第十二  
圖の如く續けさへすればよいのです。  
先づウエストの場合と同じく、前の原型を

(第十二圖)



寫し、襟ぐりや袖附ぐり脇等をつめ、次に前  
の丈より五センチ下げてズロースの前をそろ  
へ、脇明の線とズロースの脇明線とを真直に

六二五



合せ、圖の如くイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ  
ヌと線を引き脇明をも切り込みて、前及び裾  
の型紙は出来るのです。

後は第六圖の時の如く原型より衿肩、袖、  
附脇等を列りて裾の方は四分の一其まゝ長く  
しておきます。

布の裁ち方

着丈即ちイから裾のニまでの寸法に縫代二  
センチを加へて其二倍を要します、丈を二つ  
折となし、第十三圖の如く前明にする處をの  
み三センチの縫代となし、他は全體一センチ  
となす。

後身は脊を輪に取つても、又は縫目を附け

ても差支ないのです。

縫方 裾口を作り、股下を袋縫となし、次に後及

(第十三圖)



び前の明から下を袋縫となし次に前明の處  
を下前を標より(男は和服と同じ女は反對)  
一センチだけ持出して三折となし、上前は標  
通りに折りて二センチの上り幅として三折に  
なしミシンを掛ける。

第十四篇 英語の手引

字 母

THE ALPHABET

A	エ	F	エフ	K	ケ	P	ペ	U	ウ	N	エヌ
B	ビ	G	ジー	L	エル	Q	キュー	V	ヴ		
C	シー	H	エイチ	M	エム	R	アール	W	ダブルユー		
D	ディー	I	アイ	N	エヌ	S	エス	X	エックス		
E	イー	J	ジェイ	O	オー	T	ティー	Y	ワイ		
F	エフ	K	ケ	P	ペ	U	ウ	N	エヌ		
G	ジー	L	エル	Q	キュー	V	ヴ				
H	エイチ	M	エム	R	アール	W	ダブルユー				
I	アイ	N	エヌ	S	エス	X	エックス				
J	ジェイ	O	オー	T	ティー	Y	ワイ				
K	ケ	P	ペ	U	ウ	N	エヌ				
L	エル	Q	キュー	V	ヴ						
M	エム	R	アール	W	ダブルユー						
N	エヌ	S	エス	X	エックス						
O	オー	T	ティー	Y	ワイ						
P	ペ	U	ウ	N	エヌ						
Q	キュー	V	ヴ								
R	アール	W	ダブルユー								
S	エス	X	エックス								
T	ティー	Y	ワイ								
U	ウ	N	エヌ								
V	ヴ										
W	ダブルユー										
X	エックス										
Y	ワイ										
Z	ゼット										

第十四篇 英語の手引

羅馬字五十音

P	pa	q	ku	r	ro	o	ko
u	pu	v	ku	w	ke	so	ko
n	pu	i	ku	u	ke	so	ko
ya	pu	hi	ku	fu	he	no	ho
na	pu	mi	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	chi	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	shi	ku	nu	ne	no	ho
ta	pu	tsu	ku	nu	ne	no	ho
sa	pu	chi	ku	nu	ne	no	ho
ka	pu	shi	ku	nu	ne	no	ho
pa	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ha	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
na	pu	ku	ku	nu	ne	no	ho
ya	pu	ku	ku	nu	ne	no</	



ʔra	ʔri	ʔru	ʔre	ʔro	ʔho	ʔto	ʔchi	ʔri	ʔnu
ʔwa	ʔwi	ʔu	ʔwe	ʔwo	ʔri	ʔwo	ʔwa	ʔka	ʔyo
					ʔta	ʔre	ʔso	ʔtsu	ʔne
					ʔna	ʔra	ʔnu	ʔu	ʔwi
ʔga	ʔgi	ʔgu	ʔge	ʔgo	ʔno	ʔo	ʔku	ʔya	ʔna
ʔza	ʔzi	ʔzu	ʔze	ʔzo	ʔke	ʔfu	ʔko	ʔe	ʔte
ʔda	ʔzi	ʔzu	ʔde	ʔdo	ʔa	ʔsa	ʔki	ʔyu	ʔme
ʔba	ʔbi	ʔbu	ʔde	ʔbo	ʔmi	ʔshi	ʔwe	ʔhi	ʔmo
ʔpa	ʔpi	ʔpu	ʔpe	ʔpo	ʔse	ʔsu			
ʔkya	ʔkvi	ʔkyn	ʔkye	ʔkyo					

羅馬字のろは

ʔro sha kni sho

單 語

VOCABULARY

One	一	Fourteen	十四	Eighty	八十
Two	二	Fifteen	十五	Ninety	九十
Three	三	Sixteen	十六	One hundred	一百
Four	四	Seventeen	十七	Two hundred	二百
Five	五	Eighteen	十八	One thousand	一千
Six	六	Nineteen	十九	Three thousand	三千
Seven	七	Twenty	二十	Ten thousand	一萬
Eight	八	Twenty one	二十一	Hundred thousand	十萬
Nine	九	Thirty	三十	Million	百萬
Ten	十	Forty	四十	Hundred million	一億
Eleven	十一	Fifty	五十		
Twelve	十二	Sixty	六十		
Thirteen	十三	Seventy	七十		



第三 Third  
 第四 Fourth  
 第五 Fifth  
 第六 Sixth  
 第七 Seventh  
 第八 Eighth  
 第九 Ninth  
 第十 Tenth  
 第十一 Eleventh  
 第十二 Twelfth  
 第十三 Thirteenth  
 第十四 Fourteenth  
 第十五 Fifteenth

一年 A year  
 一月 A month  
 一週 A week  
 一日 A day  
 一時 An hour  
 一分 A minute  
 一秒 A second  
 一曉 Dawn  
 一朝 Morning  
 一出 Sunrise  
 一沒 Sunset  
 一正 Noon

曉 KMO  
 午後 Evening  
 午後 Beforenoon  
 午後 Afternoon  
 今日 Today  
 明日 Tomorrow  
 明後日 The day after to morrow  
 昨日 Yesterday  
 前日 January  
 後日 February  
 明日 March  
 昨日 April

May 五月  
 June 六月  
 July 七月  
 August 八月  
 September 九月  
 October 十月  
 November 十一月  
 December 十二月  
 Sunday 日曜日  
 Monday 月曜日  
 Tuesday 火曜日  
 Wednesday 水曜日

Thursday 木曜日  
 Friday 金曜日  
 Saturday 土曜日  
 Spring 春  
 Summer 夏  
 Autumn 秋  
 Winter 冬  
 Newyearsday 元日  
 Holiday 祭日  
 The Emperors birth day 天皇節

South 南  
 North 北  
 Sun 太陽  
 Moon 月  
 Star 星  
 Cloud 雲  
 Rain 雨  
 Snow 雪  
 Ice 氷  
 Fog 霧  
 Dew 露  
 Frost 霜  
 Hail 霰











Toothache 齒痛  
 Stomachache 胃痛  
 Fever 熱病  
 Cold 感冒  
 Sore 瘡  
 Cloth 衣服  
 Cotton 綿  
 Silk 絹  
 Coat 上着  
 Sack coat 西服  
 Jacket 短上衣  
 Over coat 外套

Shirts 肌衣  
 Cap 帽(綠ノナキ)  
 Hat 帽(綠ノアル)  
 Bonnet 帽(女ノ)  
 Spectacles 眼鏡  
 Ring 指環  
 Gloves 手袋  
 Pin 針  
 Brush 刷毛  
 Handkerchief 手巾  
 Umbrella 傘  
 Shoes 靴  
 Boots 長靴

Bread 麵包  
 Biscuit ビスケット  
 Meat 肉  
 Beef 牛肉  
 Pork 豚肉  
 Egg 卵  
 Sugar 砂糖  
 Salt 鹽  
 Butter 牛油  
 Cake 菓子  
 Water 水  
 Boilwaater 白湯

Ice water 氷水  
 Ice cream 氷菓子  
 Tea 茶  
 Coffee 珈琲  
 Soup 球汁  
 Milk 牛乳  
 Beer 麥酒  
 Wine 葡萄酒  
 Brandy フランデー  
 Tobacco 煙草  
 Cigarette 紙卷煙草  
 Cigar 葉卷煙草

House 家  
 Room 部屋  
 Bed 寢室  
 Reception room 應接所  
 Water closet 便所  
 Window 窓  
 Pane 硝子戸  
 Shelf 棚  
 Inlet 入口  
 Outlet 出口  
 Gate 門  
 Desk 机  
 Table 桌子

Chair 椅子  
 Bench 腰掛  
 Bookcase 書架  
 Case 箱  
 Box 箱  
 Wafah 懷中時計  
 Clock 掛時計  
 Thermometer 寒暖計  
 Looking glass 鏡  
 Flower pot 花瓶  
 Lamp 燈  
 Candle 燭  
 Match 燭



Hearth  
Brasier  
Bucket  
Dipper  
Cask  
Tub  
Basket  
Bottle  
Cup  
Plate  
Spoon  
fork

竈  
鉢  
桶  
杓  
火水柄  
樽  
鹽  
盤  
德  
蓋  
皿  
匙  
肉叉

Kitchen-knife  
Napkin  
Knife  
Razor  
Measure  
Balance  
Soap  
Tooth-powder  
Spade  
Mortar  
Pestle

庖  
巾  
布  
小  
剃  
尺  
權  
石  
齒  
磨  
鐵  
白  
杵

Commerce  
Price  
Fixed price  
Selling, sale  
Buying, purchase  
Shop-boy  
Stamp  
Pass-book  
Account-book  
Samples  
Savings  
Merchant  
Artisan

商  
直  
定  
買  
賣  
買  
小  
印  
通  
大  
福  
帳  
本  
金  
人  
工

PRACITICAL VOCABULARY

Rice-dealer  
Charcoal-dealer  
Fuel-dealer  
Fish-monger  
Green-grocer  
Baker  
Confectioner  
Bookseller  
Carpenter  
Mason  
Plasterer  
Mat-maker  
Black-smith

米商  
炭商  
薪商  
魚商  
八百屋  
パン屋  
菓子屋  
本屋  
大工  
石屋  
左官  
屋  
屋  
鍛冶屋

Dyer  
Pawn-broker  
Hair-dresser  
Town  
City  
Church  
Glave  
Park  
Library  
Police-office  
Police-box  
Hospital

染物屋  
質屋  
理髮師  
會  
都  
市  
寺  
墓  
公  
園  
圖書館  
警察署  
交番所  
病院

Show  
Theatre  
Hotel  
Eating-house  
Restaurant  
Tea-house  
Way  
Village  
Letter  
Letter paper  
Envelope  
Post  
Post-office

見  
芝  
居  
店  
旅  
店  
飲  
食  
店  
料  
理  
店  
茶  
道  
村  
手  
卷  
狀  
郵  
便  
局



Postal stamp 郵便切手  
 Postal card 郵便端書  
 Telephone 電話  
 Telegram 電信  
 Wagon, car 馬車  
 Carriage 汽車  
 Steam-car 馬車  
 Bicycle 自轉車  
 Station 停車場  
 Waiting-room 待合室  
 Bridge 橋  
 Ship, vessel 船  
 Boat 艇

Captain 船長  
 Company 會社  
 Bank 銀行  
 Gold coin 金貨  
 Silver coin 銀貨  
 Copper coin 銅貨  
 Primary school 小學校  
 Middle school 中學校  
 University 大學  
 Japan 日本  
 Japanese 日本人  
 Begger 乞食

船長  
 會社  
 銀行  
 金貨  
 銀貨  
 銅貨  
 小學校  
 中學校  
 大學  
 日本  
 日本人  
 乞食

私ハ。私ガ。私デ  
 我ニ。我ガ。我ニ  
 君ハ。君ガ。君デ  
 君ニ。君ガ。君ニ  
 彼ハ。彼ガ。彼デ  
 彼ニ。彼ガ。彼ニ  
 彼女ハ。彼女ガ。彼女デ  
 彼女ニ。彼女ガ。彼女ニ  
 左様。然リ  
 否

THE WORDS

大圖〇

SHORT PHRASES

Welcome, sir! 御出ナサイ  
 Come in. 御入リナサイ  
 Come this way. 此方へ御出ナサイ  
 Go up. 御上リナサイ  
 Thank you. 有り難ク御座イ  
 Much obliged. 誠ニ有り難ク御座リ升  
 This is a newspaper. コレハ新聞紙デス

SHORT CONVERSATIONS.

Good morning, Sir! 貴君御早ク御座イ升

第十百號 敬請の部

今日ハ 貴女御早ク御座イ升  
 今朝ハ 御休ミナサリニ  
 御休ミナサリニ  
 左様ナラ 貴君如何ニ御座イ升  
 有座イ升 有座イ升  
 御親父ハ御座イ升  
 今日ハ暖カデ有リ升  
 暑クハ暖ク御座リ升  
 寒ク御座イ升

Good morning, Ma'am! 貴女御早ク御座イ升  
 Good day 今日ハ  
 Good evening. 今朝ハ  
 Good night 御休ミナサリニ  
 Good night to you all. 御休ミナサリニ  
 Good bye 左様ナラ  
 How do you do, Sir! 貴君如何ニ御座イ升  
 Very well, thank you. 有座イ升  
 Is your father well? 御親父ハ御座イ升  
 It is warm to day 今日ハ暖カデ有リ升  
 The heat is very sultry 暑クハ暖ク御座リ升  
 It is cold 寒ク御座イ升  
 What o'clock is it now? 只今何時デテリ升

大圖一



It is just two o'clock.  
 Do you speak English?  
 A very little.  
 Where did you come from?  
 I come from Mito.  
 What is your name?  
 My name is Yamada.  
 Where is your native Province?  
 My native country is Hitachi.  
 Where do you live at?

丁度二時  
 君ハ英語ヲ話セマスカ  
 少しハ話セ升  
 君ハ何處カラ御出デス  
 カ  
 水戸カラ参リマシタ  
 御姓名ハ何ト仰仰イ升  
 日田ト申シマス  
 御生國ハ何方デスカ  
 私ハ常陸ノ生レデス  
 何處ニ御住居デスカ

Present  
 I live in Kanda Tokyo.  
 Wont you drink some beer?  
 Bring me a cup of water.  
 I am very hungry.  
 I am very fond of it.  
 Tell and see me when you have time.  
 What is the price?  
 Five yen, sir.  
 I think that father dear.

東京神田  
 麥酒ヲ飲ムニチヤイセシカ  
 水ヲ一杯持テ来テ下サ  
 私ハ大層腹ガ減リマシ  
 大好物デス  
 御時間ノ折チト御話シ  
 ニ御出ササイ  
 コレハ何程デスカ  
 五圓ヲ御座リマス  
 チト貴イ御デスナ

常用翻譯語

アーメン、(Amen) 基督教信者が祈禱し終つた時に唱へる辭、心願如是とかまた納受したまへとか云ふ意味である  
 ウオター、クロセット (Watercloset)  
 小便所或は廁など云ふ事、略して(WC)と書き、ダブルユー、シーと讀む  
 エプロン (Apron) 前掛、またはひよかけ  
 オーンリティー (Authority) 「あの人は何々界のオーンリティーだ」などいふ時用ふ、即ち權威、大家などと譯す  
 オール、ライト (Allright) 普通にオー、ライ

ト云つてゐる。(よろし)と云ふ意  
 ガーゼ (Gaze) これは 獨逸語也、布目の荒い薄い布、昔シリアのガーザといふ所から始めて織り出したので此名がある  
 クリーム (Cream)  
 ゲーム (Game) 二様の意味がある  
 一、遊び、競技、勝負事など  
 二、勝負の点数、獵の獲物など  
 コーラス (Chorus) 多くの聲で唱ふこと (合唱)  
 ゴチツク (Gothic) 肉の太い活字、棒字  
 ロスメチック (Cosmetic) 鬚や髪などに癖をつけるためにつける煉脂に香料を入れて造つ



たもの

ゴット(God) 上帝、神、天帝など云ふ

コンデンスミルク(Condensed-milk) 牛乳を煮つめて砂糖を入れ味をつけたもの、小供の食用品也

コントラスト(Contrast) 「あもしろい対照だ」とか「良い対照」だなど云つて、対照、對比などの意に用ふ

コンミツツ (Common) 口銭、周旋料、手数料などに用ふ賄路の意にも用ひられる

コンモンセンス(Common-Sense) 常識、と云ふ意

コロタイプ(Colotype) 寫真版の一種

六四四

サーチライト(Searchlight) 探海燈、太い炭素棒を用いた弧光燈が器底の反射鏡によつて強い平行の光線となるやうな仕掛のもの、軍艦や商船、砲臺などに据ゑつけてある

サーバント(Servant) 僕、召使ひなどの意

サンタ、クローズ(Santa-claus) 兒童を愛する不思議なお爺さん、クリスマス前の夜に窓から入つて来て種々の贈物を入れてくると云ふ歐米の傳説

サンクユー(Thank-you) つてめて「サンキュー」と云ふ

ありがたう、恐入ります

シンガー(Singer) 歌者、とか舞妓とかの意

スウキート、ハート(Sweet-heart) 意中の人、戀人

スウキート、ホーム(Sweet-home) 楽しい家庭理想の家庭などの意

スケーティング(Skating) 靴に、スケートと云つて框の様な道具をつけて氷の上を歩いて遊ぶ遊戯

スタイル(Style) すがた、風体などの意

スタンプ(Stamp) 印紙、印刻、極印、烙印

ストライキ(Strike) 同盟罷業、同盟休業

野球語にて「打つに適した時ストライクと呼ぶ」

ジェントルマン(Gentleman) 紳士、上品な人

品位を保つ人、立派な人

ダイナマイト(Dynamite) 一種の爆發藥

ニトログリセリンを硅藻に吸収せしめたもの

タイプ(Type) 様子、型、典型

タングステン(Tungsten) 「タングステン、ランプ」の略語、ワルフラム纖維を有する白熱燈の事

ダンス(Dance) をどり、舞踏

ジストマ(Distoma) 脊柱動物の腸、肺、肝臓等に寄生する一種の微蟲之れの居る生肉などを食べる 病にかゝる恐れがある

チツキ(Check) 合符の意味、汽車などにて荷物に頼む時用ふ



デアスターゼ (Diastase) 消化劑、麥芽の醱素である

チャンス (Chance) 機會、折、時機

チャンピオン (Champion) 選手、勝負をする人、勇士などの意

ニコチン (Nicotine) 煙草の中に含んで居るアルカロイド、無色で油状のもの、毒なり

ニュース、ペーパー (News-paper)

新聞のこと

ノート、ブック (Notebook) 手帳、日記帳、備忘録

バー (Bar) 酒場、酒賣臺

パーセント (Percent) 百分率、%の字を用ふ

大開六

バージン (Virgin) 處女、乙女、きむすめ

バイオレット (Violet) すみれ、すみれ色

バザー (Bazaar) 慈善市、女學校などで近頃よく開かれる、勸工場の意もある

パス、パス (Pass) 一、無賃乗車券、二、通過

ハスバンド (Husband) 夫、良人

バック (Pack) 諷刺畫

バック (Back) 後背部と云ふ意味が轉じて繪畫 背景、舞臺の背景などの意に用ゐる

パテント (Patent) 專賣特許

パナマ帽 (Panama-hat) 中央アメリカパナマ地方から初めに來たので此名あり

パノラマ (Panorama) 中央を見物場として周囲の側壁に全面大繪畫を掲げ其の空地に繪の下に接して繪の中の形にまざるゝ假設物を置き屋上より來る光線を利用して實景を見る様に思はせる興業物

ヒーロー (Hero) 英雄の義「小説の主人公」など云ふ時に使つても居る

ヒステリー (Hysteria) 婦人に多き一種の神經病

ヒロイン (Heroine) 女主人公

プーア (Poor) 貧し、見すばらし

哀れむ可き、不憫な

フィルム (Film) 一、薄皮、二、活動寫眞

などの薄き膜の原畫をいふ、三、寫眞と寫す薄き膜

フェイス (Face) 顔、容貌

ブライド (Bride) 高慢、豪者

プラウト (Proud) 自負心強き、高慢な

プラチナ (Platinum) 白金、正しくは「プラチナム」

プラットホーム (Platform) 一、昇降場、汽車などの、二、學校の教壇の如き一段高い臺

ブランデー (Brandy) 葡萄酒を蒸發して製したる強烈な酒

プログラム (Program) 順序書、番附、番組を記したもの



プロペラー (Propeller) 推進機、飛行機を前進滑走せしむる機械

ベルモット (Vermouth) 佛語 白葡萄酒にニ

ガヨモキと砂糖とを混和したる酒

ポイントマン (Pointman) 轉轍手、鐵道の轍

をかへる器械の開閉を掌る人

ボギー車 (Bogie truck) 車箱、長く造り、車輪

は車臺に固定せずに、自由轉向の出来るやう

に作つた汽車又は電車

ホネ、ムー (Honey-moon) 新婚の當月、新

婚旅行、所謂密月の旅

ボンチ (Pencil) 諷刺を含んだ繪畫、滑稽畫

ホームシツク (Home-sick) 懷郷病 正しくは

「ホームシツクネス」と云ふ

ボンネット (Bonnet) 婦人用の帽子かざり付き

の帽子

ポリス (Police) 巡查、警官、警察

ポルドー (Bordeaux) 佛語 葡萄酒の名、佛國

ポルドーより産出する上品な葡萄酒

フライングペン (Fountain Pen) 萬年筆、ペ

ン軸にインクを貯へ置く装置にして金ペンを

附したるもの

マスター (Master) 主人、長

マダム (Madame) 佛語 夫人、奥様、英語で

はミセスと云ふ

マッサージ (Massage) 西洋按摩術、もみれら

じ

ミス (Miss) 一、嬢、令嬢、未婚女、二、過失の意に用ふ

ミスオガミー (Misogamy) 結婚ぢらひ

ミスオヂニー (Misogyny) 女ぢらひ

ミスター (Mister) 君、様 殿、さん

ミセス (Misses) 夫人、奥様、オカミサン

ミルク、ホー (Milkmaid)

メダル (Medal)

メンバー (Member)

仲間、組、テニスの組とか野球の組とか云ふ

モーター (Motor) 一、動原、二、發動機、モ

ーターとも發音する

モデル (Model) 模型、模型となる人、ひな型

アンビション (Ambition) 野心

ユートピア (Utopia) 理想郷

ユーモア (Humour) 滑稽、諧謔、洒落

ヨット (Yacht) 快走船

ライター (Writer) 記者、操觚者

ライフ (Life) 生命 生涯、人生、生活、

生計

ラバー (Lover) 愛する人、情人、戀人

リーダー (Leader) 指揮に當る人、總理

リーダー (Reader) 一、讀本、二、讀者

ルーズ (Loose) 狡猾、無作法、ずるくする事

ルーデサツク (Rudysso) ルーデ (獨) は男根



ヤツク(英)は裏、日本語にてさよごろもと云ふ

ルナ、パーク(Lunarpark)樂園、東京淺草にはルナ、パークといふ興業場あり

ルビー(Ruby)一、紅寶石、二、活字の一種我が七號活字に相當す、これを振り假名に用ふるので普通に振假名の事をルビーと云ひ、ルビと約めて云つてゐる

レース(Lace)紐、打紐、笹へり、透けるやうに織つた織物

レース(Race)競走、競馬

レコード(Record)記録、記念物、證據「レコード破り」と云へば、これまでの記録以上

に進歩する事を云ふ

レザー(Lather)模造の皮、正しくはレザーレツト、元は、なめし皮の意である

レター(Letter)手紙、文字

レツタル(Letter)番號、品名、代價、などを記すに用ふる符貼紙

レディー(Lady)貴婦人、淑女

ローカル、カラー(Local-color)地方的色彩

ローマンス(Romance)傳奇物語、人物の性格によりもとの事件に興味を置 面白く、笑可しく書いたもの

ワイフ(Wife)妻、女房、細君

### 市町村制

○市制 (明治四十四年四月七日法律第六十八號)

(改正 大正十年第五十八號) 朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル市制改正法律ヲ茲可シ茲ニ之ヲ公布セシム

#### 第一章 總則

第一款 市及其ノ區域

第一條 市ハ從來ノ區域ニ依ル

第二條 市ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務並從來法令又ハ慣令ニ依リ及將來法律勅令ニ依リ市ニ屬スル事務ヲ處理ス

第三條 市ノ廢置分合ヲ爲サントスルキハ關係アル市町村會及府縣參事會ノ意見ヲ徵シテ內務大臣之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ財産アルトキハ其ノ處分ハ關係アル市町 會ノ意見ヲ徵シ府縣參事會ノ議決ヲ經内務大臣ノ許可ヲ得テ府縣知事之ヲ定ム

第四條 市ノ境界變更ヲ爲サントスルトキハ府縣知事ハ關係アル市町村會ノ意見ヲ徵シ府縣參事會ノ議決ヲ經内務大臣ノ許可ヲ得テ之ヲ定ム所屬未定地ヲ市ノ區域ニ編入セムトスルトキ亦同シ

#### 市町村制

前項ノ場合ニ於テ財産アルトキ其ノ處分ニ關シテハ前項ノ例ニ依ル

第五條 市ノ境界ニ關スル 該ハ府縣參事會之ヲ裁定ス其ノ裁定ニ不服アル市町村ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

市ノ境界判明ナラサル場合ニ於テ前項ノ爭論ナキトキハ府縣知事ハ府縣參事會ノ法定ニ付スヘシ其ノ決定ニ不服アル市町村ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第六條 第一項ノ裁定及前項ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ關係市町村ニ交付スヘシ

第七條 府縣知事ヨリ提起スルコトヲ得テ府縣知事ヲ以テ指定スル市ノ區ハ之ヲ法人トス其ノ財産及營造物ニ關スル事務其他ノ法令ニ依リ訴訟ニ屬スル事務ヲ處理ス

第八條 廢置分合又ハ境界變更其ノ他區ノ境界ニ關シテハ前二條ノ規定ヲ準用ス但シ第四條ノ規定ヲ準用スル場合ニ於テハ關係アル市會ノ意見ヲ徵シ得テ之ヲ定ム

第九條 市ノ名稱ヲ變更セムトスルトキハ內務大臣ノ許可ヲ受ケ可シ

第十條 市役所ノ位置ヲ定メ又ハ之ヲ變更セムトスルトキハ市ハ府縣知事ノ許可ヲ受

第十一條 市ノ名稱ヲ變更セムトスルトキハ府縣知事ノ許可ヲ受

第十二條 市ノ名稱ヲ變更セムトスルトキハ府縣知事ノ許可ヲ受

第十三條 市ノ名稱ヲ變更セムトスルトキハ府縣知事ノ許可ヲ受

第十四條 市ノ名稱ヲ變更セムトスルトキハ府縣知事ノ許可ヲ受

第十五條 市ノ名稱ヲ變更セムトスルトキハ府縣知事ノ許可ヲ受

第十六條 市ノ名稱ヲ變更セムトスルトキハ府縣知事ノ許可ヲ受

第十七條 市ノ名稱ヲ變更セムトスルトキハ府縣知事ノ許可ヲ受

第十八條 市ノ名稱ヲ變更セムトスルトキハ府縣知事ノ許可ヲ受

第十九條 市ノ名稱ヲ變更セムトスルトキハ府縣知事ノ許可ヲ受

第二十條 市ノ名稱ヲ變更セムトスルトキハ府縣知事ノ許可ヲ受

前代ノ市カ其ノ區ノ名稱ヲ變更シ又ハ區役所ノ位置ヲ定メ若ハ之ヲ變更セムトスルトキハ前項ノ例ニ依ル

第二款 市住民及其ノ權利義務

第八條 市内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ市住民トス

市住民ハ本法ニ從ヒ市ノ財産及營造物ヲ共用スル權利ヲ有シ市ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ

第九條 市住民ニシテ左ノ要件ヲ具備スル者ハ市公民トス但シ貧困ノ爲公費ノ救助ヲ受ケタル後二年ヲ經サル者、禁治産者、準禁治産者及六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルモノハ此ノ限ニ在ラス

一 帝國臣民タル男子ニシテ年齢二十五年以上ノ者

二 獨立ノ生計ヲ營ム者

三 二年以來其ノ市住民タル者

四 二年以來其ノ市ノ直接市税ヲ納ムル者

市ハ前項二年ノ制限ヲ特免スルコトヲ得

家督相続ニ依リ財産ヲ取得シタル者ニ付テハ其ノ財産ニ付キ被相続人ノ爲シタル納税ヲ以テ其ノ者ノ爲シタル納税



ト電報ス  
市公民ノ要件中其ノ年限ニ關スルモノ  
ハ市町村ノ設置分合又ハ境界變更ノ爲  
中斷セラルルコトナシ  
第十條 市公民ハ市ノ選舉ニ參與シ市ノ  
名譽職ニ選舉セラルル權利ヲ有シ市ノ  
名譽職ヲ擔任スル義務ヲ負フ  
左ノ各號ノ一ニ該當セサル者ニシテ名  
譽職ノ當選ヲ辭シ又ハ其ノ職ヲ辭シ若  
ハ其ノ職務ヲ實際ニ執行セサルトキハ  
市ハ一年以上四年以テ其ノ市公債權ヲ  
停止シ場合ニ依リ其ノ停止期間以内其  
ノ者ノ負擔スヘキ市税ノ十分ノ一以上  
四分ノ一以下ヲ増課スルコトヲ得  
一 疾病ニ罹リ公務ニ堪ヘサル者  
二 業務ノ爲常ニ市内ニ居ルコトヲ得  
サル者  
三 年齢六十年以上ノ者  
四 官公職ノ爲市ノ公務ヲ執ルコトヲ  
得サル者  
五 四年以上名譽職市吏員、名譽職參  
事會員、市會議員又ハ區會議員ノ職ニ  
任シ爾後同一ノ期間ヲ經過セサル者  
六 其ノ他市會ノ議決ニ依リ正當ノ理  
由アリト認ムル者  
前項ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不  
服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ

裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出  
訴スルコトヲ得  
第二項ノ處分ハ其ノ確定ニ至ル迄執行  
ヲ停止ス  
第三項ノ裁決ニ付 ハ府縣知事又ハ市  
長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得  
第十一條 市公民第九條第一項ニ屬セタ  
ル要件ノ一ヲ闕キ又ハ同一項但書ニ當  
ルニ至リタルトキハ其ノ公民權ヲ失フ  
市公民租稅納付處分中ハ其ノ公民權ヲ  
停止ス家賃分數若ハ破産 宣告ヲ受ケ  
其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ決定確  
定スルニ至ル迄又ハ六年未滿ノ懲役又  
ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキヨリ其  
ノ執行ヲ終リ若ハ其ノ執行ヲ受ケルコ  
トナキニ至ル迄亦同シ(同上)以テ本  
項改正)  
陸海軍ノ現役ニ服スル者ハ市ノ公務ニ  
參與スルコトヲ得ス其ノ他ノ兵役ニ在  
ル者ニシテ戰時又ハ軍變ニ際シハ集セ  
ラレタルトキ亦同シ  
第十二條 市ハ市公民ノ權利義務又ハ市  
ノ事務ニ關シ市會令ヲ設ケルコトヲ得  
市ハ市ノ營造物ニ關シ市會令ヲ以テ規  
定スルモノノ外市規則ヲ設ケルコトヲ  
得ス

市會令及市規則ハ一定ノ公格式ニ依リ  
之ヲ告示スヘシ  
第二章 市會  
第一款 組織及選舉  
第十三條 市會議員ハ其ノ被選舉權アル  
者ニ就キ選舉人ノ之ヲ選舉ス  
議員ノ定數左ノ如シ  
一 人口五萬未滿ノ市 三十人  
二 人口五萬以上十五萬未滿ノ市 三十六人  
三 人口十五萬以上二十萬未滿ノ市 四十八人  
四 人口二十萬以上三十萬未滿ノ市 六十人  
五 人口三十萬以上ノ市 四十八人  
人口三十萬ヲ超ユル市ニ於テハ人口十  
萬、人口五十萬ヲ超ユル市ニ於テハ人  
口二十萬ヲ加フル毎ニ議員四人ヲ增加  
ス  
議員ノ定數ハ市會令ヲ以テ特ニ之ヲ增  
減スルコトヲ得  
議員ノ定數ハ總選舉ヲ行フ場合ニ非サ  
レハ之ヲ増減セズ但シ著シク人口ノ増  
減アリタル場合ニ於テ內務大臣ノ許可  
ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス  
第十四條 市公民ハ總選舉權ヲ有ス但  
シ公民權停止中ノ者又ハ第十一條第三  
項ノ場合ニ當ル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 選舉人ハ分チテ二級トス  
選舉人中選舉人ノ總數ヲ以テ選舉人ノ  
納ムル直接市税總額ヲ除シ其ノ平均額  
以上ヲ納ムル者ヲ一級トシ其ノ他ノ選  
舉人ヲ二級トス但シ一級選舉人ノ數議  
員定數ノ二分ノ一ヨリ少キトキハ納稅  
額最多キ者議員定數ノ二分ノ一ト同  
數ヲ以テ一級トス兩級ノ間ニ同額ノ納  
稅者二人以上アルトキハ其ノ市内ニ住  
所ヲ有スル年數ノ多キ者ヲ以テ上級ニ  
入ル住所ヲ有スル年數同シキトキハ年  
長者ヲ以テシ年數ニ依リ難キトキハ市  
長抽籤シテ之ヲ定ムヘシ  
選舉人ハ每級各別ニ議員定數ノ二分ノ  
一ヲ選舉ス但シ選舉區アル場合ニ於テ  
議員ノ數二分シ難キトキハ其ノ配當方  
法ハ第十六條ノ市會令中ニ之ヲ規定ス  
可シ  
被選舉人ハ各級ニ通シテ選舉セラルル  
コトヲ得  
第二項ノ直接市税ノ納額ハ選舉人名簿  
調製期日ノ屬スル會計年度ノ前年度ノ  
賦課額ニ依ルヘシ(同條)以テ本條改  
正)  
第十六條 市ハ市會令ヲ以テ選舉區ヲ設  
ケルコトヲ得二級選舉ノ爲ノミニ付亦  
同シ(同上)以テ本條改正)

選舉區ノ數及其ノ區域並各選舉區ヨリ  
選出スル議員數ハ前項ノ市會令中ニ之  
ヲ規定スヘシ  
第十七條 市ニ於テハ區ヲ以テ選舉區ト  
ス其ノ各選舉區ヨリ選出スル議員數ハ  
市會令ヲ以テ之ヲ定ムヘシ  
選舉人ハ住所ニ依リ所屬ノ選舉區ヲ定  
ム第七十六條又ハ第七十九條第二項ノ  
規定ニ依リ市公民タル者ニシテ市内ニ  
住所ヲ有セサル者ニ付テハ市長ハ本人  
ノ申出ニ依リ其ノ申出ナキトキハ職權  
ニ依リ其ノ選舉區ヲ定ムヘシ(同上)  
選舉區ニ於テハ前條ノ規定ニ準シ選舉  
人ノ等級ヲ分ツヘシ但シ一級選舉人ノ  
數其ノ選出スヘキ議員配當數ヨリ少キ  
トキハ納稅額最多キ者議員配當數ト  
同數ヲ一級トス(同上)  
被選舉人ハ各選舉區ニ通シテ選舉セラ  
ルルコトヲ得  
第十七條 特別ノ事情アルトキハ市ハ府  
縣知事ノ許可ヲ得區劃ヲ定メテ選舉分  
會ヲ設ケルコトヲ得二級選舉ノ爲ノミ  
ニ付亦同シ(同條)以テ本條改正)  
第十八條 選舉權ヲ有スル市公民ハ被選  
舉權ヲ有ス  
左ニ掲ケル被選舉權ヲ有セス其ノ之ヲ  
罷メタル後一月ヲ經過セザル者亦同シ

一 所屬府縣ノ官吏及有給吏員  
二 其ノ市ノ有給吏員  
三 檢察官及官吏及收稅官吏  
四 神官神職 僧侶其ノ他諸宗教師  
五 小學校教員  
市ニ對シテ請負ヲ爲ス者及其ノ支配人又  
ハ主トシテ同一ノ行爲ヲ爲ス法人ノ無  
限責任社員、役員及支配人ハ被選舉權  
ヲ有セス(同上)以テ本條改正)  
前項ノ役員トハ取締役、監査役及之ニ  
準スヘキ者並清算人ヲ謂フ(同上)  
父子兄弟タル緣故アル者ハ同時ニ市會  
議員ノ職ニ在ルコトヲ得ス其ノ同時ニ  
選舉セラレタルトキハ同級ニ在リテハ  
得票ノ數ニ依リ其ノ多キ者一人ヲ當選  
者トシ同數ナルトキ又ハ等級若ハ選舉  
區ヲ異ニシテ選舉セラレタルトキハ年  
長者ヲ當選者トシ年數同シキトキハ市  
長抽籤シテ當選者ヲ定ム其ノ之ヲ異ニ  
シテ選舉セラレタルトキハ後ニ選舉セ  
ラレタル者議員タルコトヲ得ス(同上)  
議員ト爲リタル後前項ノ緣故ヲ生シタ  
ル場合ニ於テハ年少者其ノ職ヲ失フ年  
齡同シキトキハ市長抽籤シテ失職者ヲ  
定ム(同上)  
市長市參事又ハ助役ト父子兄弟タル緣  
故アル者ハ市會議員ノ職ニ在ルコトヲ

市町村制



第十九條 市會議員ハ名譽職トス  
議員ノ任期ハ四年トシ總選舉ノ第一日ヨリ起算ス  
議員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲解任ヲ要スル者アルトキハ每級各別ニ市長抽籤シテ之ヲ定ム選舉區アル場合ニ於テハ第十六條ノ市條令中ニ其ノ解任ヲ要スル者ノ選舉區及等級ヲ規定シ市長抽籤シテ之ヲ定ムヘシ但シ解任ヲ要スル選舉區及等級ニ關員アルトキハ其ノ關員ヲ以テ之ニ充ツヘシ  
議員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲新ニ選舉セラレタル議員ハ總選舉ニ依リ選舉セラレタル議員ノ任期満了ノ日迄在任ス  
選舉區又ハ其ノ配當議員數ノ變更アリタル場合ニ於テ之ニ關シ必要ナル事項ハ第十六條ノ市條令中ニ之ヲ規定スヘシ

第三十三條ノ規定ニ依ル第三十條第二項ノ規定ノ準用ニ依リ當選者ト爲リタル者ナル場合ニ於テハ市長ハ直ニ第三十條第二項ノ規定ノ適用又ハ準用ヲ受ケタル他ノ得票者ニ就キ當選者ヲ定ムヘシ此ノ場合ニ於テハ第三十條第二項ノ規定ヲ準用ス(同上)以テ本項追加)  
補選ニ關シハ其ノ前任者ノ殘任期間存任ス  
補選議員ハ前任者ノ選舉セラレタル等級及選舉區ニ於テ之ヲ選舉スヘシ  
第二十一條 市長ハ選舉期日前六十日ヲ期トシ其ノ日ノ現在ニ依リ選舉ハノ資格ヲ記載セル選舉人名簿ヲ調製スヘシ但シ選舉區アルトキハ選舉區毎ニ名簿ヲ調製スヘシ  
第六條ノ市ニ於テハ市長ハ區長ヲシテ前項ノ名簿ヲ調製セシムヘシ  
市長ハ選舉期日前四十日ヲ期トシ其ノ日ヨリ七日間毎日午前八時ヨリ午後四時迄市役所(第六條ノ市ニ於テハ市役所)又ハ告示シタル場所ニ於テ選舉人名簿ヲ關係者ノ縱覽ニ供スヘシ關係者ニ於テ異議アルトキハ縱覽期間内ニ之ヲ市長(第六條ノ市ニ於テハ區長ヲ經テ)ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於

テハ市長ハ縱覽期間満了後三日以内ニ市會ノ決定ニ付スヘシ市會ハ其ノ受付ヲ受ケタル日ヨリ七日以内ニ之ヲ決定スヘシ  
前項ノ決定ニ不服アル者ハ府縣選舉會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第五項ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得  
第三項ノ決定及前項ノ裁決ニ付テハ市長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得  
前二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得  
前四項ノ場合ニ於テ決定若ハ裁決確定シ又ハ判決アリタルニ依リ名簿ノ修正ヲ要スルトキハ市長ハ其ノ確定期日前ニ修正ヲ加ヘ第六條ノ市ニ於テハ區長ヲシテ修正セシムヘシ  
選舉人名簿ハ選舉期日前三日ヲ以テ確定ス  
確定名簿ハ第三條又ハ第四條ノ處分アリタル場合ニ於テ府縣知事ノ指定スルモノヲ除ク外其ノ確定シタル日ヨリ一年以内ニ於テ行フ選舉ニ之ヲ用ユ選舉區アル場合ニ於テハ各選舉區ニ涉リ同時ニ調製シタルモノハ確定シタル日ヨリ一年以内ニ於テ行フ選舉ニ之ヲ用

第一項ノ選舉區限リ調製シタルモノハ確定シタル日ヨリ一年以内ニ該選舉區ニ於テ行フ選舉ニ之ヲ用ユ但シ名簿確定後裁決確定シ又ハ判決アリタルニ依リ名簿ノ修正ヲ要スルトキハ選舉期終リタル後ニ於テ次ノ選舉期日前四日迄ニ之ヲ修正スヘシ  
選舉人名簿ヲ修正シタルトキハ市長ハ直ニ其ノ要領ヲ告示シ第六條ノ市ニ於テハ區長ヲシテ之ヲ告示セシムヘシ  
選舉分會ヲ設ケタルトキハ市長ハ確定名簿ニ依リ分會ノ區劃毎ニ名簿ヲ抄本ヲ調製スヘシ第六條ノ市ニ於テハ區長ヲシテ之ヲ調製セシムヘシ  
確定名簿ニ登錄セラレサル者ハ選舉ニ參與スルコトヲ得ズ但シ選舉人名簿ニ登錄セラレヘキ確定裁決書又ハ判決書ヲ所持シ選舉ノ當日選舉會場ニ到ル者ハ此ノ限ニ在ラス  
前項但書ノ選舉人ハ等級ノ標準ナル直接間接ニ依リ其ノ者ノ納額ニシテ名簿ニ登錄セラレタル一級選舉人中ノ最少額ヨリ多キトキハ一級ニ於テ其ノ他ハ二級ニ於テ選舉ヲ行フヘシ(同上)以テ本項追加)  
確定名簿ニ登錄セラレタル者選舉權ヲ有セサルトキハ選舉ニ參與スルコトヲ

得ズ但シ名簿ニ之ヲ修正スル限ニ在ラス  
第三項乃至第六項ノ場合ニ於テ決定若ハ裁決確定シ又ハ判決アリタルニ依リ名簿無効ト爲リタルトキハ更正ニ名簿ヲ調製スヘシ其ノ名簿ノ調製、縱覽、修正及期間ハ府縣知事ノ定ムル所ニ依ル名簿ノ喪失シタルトキ亦同シ  
選舉人名簿調製後ニ於テ選舉期日ヲ變更スルトコトアルモ其ノ名簿ヲ用キ縱覽、修正、確定及異議ノ決定ニ關スル日期、期限及期間ハ前項ノ期日ニ依リ之ヲ算定ス  
第二十二條 市長ハ選舉期日前少クとも七日間選舉會場、投票ノ日時及等級ヨリ選舉スヘキ議員數ヲ告示スヘシ選舉區アル場合ニ於テハ各級ヨリ選舉スヘキ議員數ヲ選舉區毎ニ分別シ選舉分會ヲ設ケタル場合ニ於テハ併セテ其ノ等級及區劃ヲ告示スヘシ  
選舉區ノ選舉ハ同日時ニ之ヲ行ヒ選舉分會ノ選舉ハ本會同日時ニ之ヲ行フヘシ天災ニ變等ニ依リ同日時ニ選舉ヲ行フコト能ハサルトキハ市長ハ其ノ選舉ヲ終ラサル選舉會又ハ選舉分會ノ設置ニ關シ更ニ選舉會場及投票ノ日時ヲ

告示シ選舉ヲ行フヘシ  
選舉ヲ行フ順序ハ先ツ二級ノ選舉ヲ行ヒ次に一級ノ選舉ヲ行フヘシ天災事變等ニ依リ選舉ヲ行フコト能ハサルニ至リタルトキハ市長ハ其ノ選舉ヲ終ラサル等級ノミニ關シ更ニ選舉會場及投票ノ日時ヲ告示シ選舉ヲ行フヘシ(同上)以テ本項修正)  
第二十三條 市長ハ選舉長ト爲リ選舉會ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ス  
各選舉區ノ選舉會ハ市長又ハ其ノ指名シタル吏員(第六條ノ市ニ於テハ區長)ニ選舉長ト爲リ之ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ス  
選舉分會ハ市長ノ指名シタル吏員選舉會長ト爲リ之ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ス  
市長(第六條ノ市ニ於テハ區長)ハ選舉人中ヨリ二人乃至四人ノ選舉立會人ヲ選任スヘシ但シ選舉區アルトキ又ハ選舉分會ヲ設ケタルトキハ各別ニ選舉立會人ヲ設クヘシ  
選舉立會人ハ名譽職トス  
第二十四條 選舉人ニ非サル者ハ選舉會場ニ入ルコトヲ得ズ但シ選舉會場ノ事務ニ從事スル者選舉會場ヲ監視スル職務ヲ有スル者又ハ警察官吏ハ此ノ限ニ



在ラス  
選舉會場ニ於テ演説討論ヲ爲シ若ハ喧  
擾ニ拂リ又ハ投票ニ關シ協議若ハ勸誘  
ヲ爲シ其ノ他選舉會場ノ秩序ヲ紊ス者  
アルトキハ選舉長又ハ分會長ハ之ヲ制  
止シ命ニ從ハサルトキハ之ヲ選舉會場  
外ニ退出セシムヘシ  
前項ノ規定ニ依リ退出セシメラレタル  
者ハ最後ニ至リ投票ヲ爲スコトヲ得但  
シ選舉長又ハ分會長會場ノ秩序ヲ紊ス  
ノ虞ナシト認ムル場合ニ於テ投票ヲ爲  
サシムルヲ妨ケス  
第二十五條 選舉ハ無記名投票ヲ以テ之  
ヲ行フ  
投票ハ一人一票ニ限ル  
選舉人ハ選舉ノ當日投票時間内ニ自ラ  
選舉會場ニ到リ選舉人名簿又ハ其ノ抄  
本ノ對照ヲ經テ投票ヲ爲スヘシ  
投票時間内ニ選舉會場ニ入りタル選舉  
人ハ其ノ時間ヲ過タルモ投票ヲ爲スコ  
トヲ得  
選舉人ハ選舉會場ニ於テ投票用紙ニ自  
ラ被選舉人一人ノ氏名ヲ記載シテ投函  
スヘシ但シ確定名簿ニ登錄セラレタル  
毎級選舉人ノ數其ノ選舉スヘキ職員數  
ノ三倍ヨリ少キ場合ニ於テハ連名投票  
ノ法ヲ用ウヘシ

自ラ被選舉人ノ氏名ヲ書スルコト能ハ  
サル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得ス  
投票用紙ハ市長ノ定ムル所ニ依リ一定  
ノ式ヲ用ウヘシ  
選舉區アル場合ニ於テ選舉人名簿ノ調  
製後選舉人ノ所屬ニ異動ヲ生スルコト  
アルモ其ノ選舉人ハ前所屬ノ選舉區ニ  
於テ投票ヲ爲スヘシ  
選舉分會ニ於テ爲シタル投票ハ分會長  
少クトモ一人ノ選舉立會人ト共ニ投票  
函ノ備之ヲ本會ニ送致スヘシ  
第二十六條 第三十三條若ハ第三十七條  
ノ選舉、増員選舉及補選選舉同時ニ  
行フ場合ニ於テハ一ノ選舉ヲ以テ合併  
シテ之ヲ行フ(同上ヲ以テ本條改正)  
第二十七條 (同上ヲ以テ本條削除)  
第二十八條 左ノ投票ハ之ヲ無効トス  
一 成規ノ用紙ヲ用キサルモノ  
二 現ニ市會議員ノ職ニ在ル者ノ氏名  
ヲ記載シタルモノ  
三 一投票中二人以上ノ被選舉人ノ氏  
名ヲ記載シタルモノ  
四 被選舉人ノ何人タルカヲ確認シ難  
キモノ  
五 被選舉權ナキ者ノ氏名ヲ記載シタ  
ルモノ  
六 被選舉人ノ氏名ノ外他事ヲ記入レ

六五六  
タルモノ但シ爵位職身身分住所又ハ籍  
稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在  
ラス  
七 被選舉人ノ氏名ヲ自書セサルモノ  
(同上ヲ以テ本條追加)  
連名投票ノ法ヲ用キタル場合ニ於テハ  
前項第一號第六號及第七號ニ該當スル  
モノ並其ノ記載ノ人員選舉スヘキ定數  
ニ過キタルモノハ之ヲ無効トシ前項第  
二號第四號及第五號ニ該當スルモノハ  
其ノ部分ノミヲ無効トス(同上ヲ以テ  
本條追加)  
第二十九條 投票ノ拒否及效力ハ選舉立  
會人ノ之ヲ決定ス可否同額ナルトキハ選  
舉長之ヲ決スヘシ  
選舉分會ニ於ケル投票ノ拒否ハ其ノ選  
舉立會人ノ之ヲ決定ス可否同額ナルトキ  
ハ分會長之ヲ決スヘシ  
第三十條 市會議員ノ選舉ハ有效投票ノ  
最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス但  
シ各級ニ於テ選舉スヘキ職員數ヲ以テ  
選舉人名簿ニ登錄セラレタル各級ノ人  
員數ヲ除シテ得タル數ノ七分ノ一以上  
ノ得票アルコトヲ要ス  
前項ノ規定ニ依リ當選者ヲ定ムルニ當  
リ得票ノ數同シキトキハ年長者ヲ取リ  
年齡同シキトキハ選舉長抽籤シテ之ヲ

定ムヘシ  
第三十一條 選舉長又ハ分會長ハ選舉錄  
ヲ調製シテ選舉又ハ投票ノ順序ヲ記載  
シ選舉又ハ投票ヲ終リタル後之ヲ朗讀  
シ選舉立會人二人以上ト共ニ署名スヘ  
シ  
各選舉區ノ選舉長ハ選舉錄(第六條ノ  
市ニ於テハ其ノ職本)ヲ添ヘ當選者ノ  
住所氏名ヲ市長ニ報告スヘシ  
選舉分會長ハ投票函ト同時ニ選舉錄ヲ  
本會ニ送致スヘシ  
選舉錄ハ投票、選舉人名簿其ノ他ノ關  
係書類ト共ニ選舉及當選ノ效力確定ス  
ルニ至ルマテ之ヲ保存スヘシ  
第三十二條 當選者定マリタルトキハ市  
長ハ直ニ當選者ニ當選ノ旨ヲ告知シ第  
六條ノ市ニ於テハ區長ヲシテ之ヲ告知  
セシムヘシ  
當選者當選ヲ辭セムトスルトキハ當選  
ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ之  
ヲ市長ニ申立ツヘシ  
一人ニシテ數級又ハ數選舉區ニ於テ當  
選シタルトキハ最終ニ當選ノ告知ヲ受  
ケタル日ヨリ五日以内ニ何レノ當選ニ  
應スヘキカヲ市長ニ申立ツヘシ其ノ期  
間内ニ之ヲ申立テサルトキハ市長抽籤  
シテ之ヲ定ム

市町村制

第十八條第二項ニ掲ケサル官吏ニシテ  
當選シタルモノハ所屬長官ノ許可ヲ受  
ケルニ非サレハ之ニ應スルコトヲ得ス  
前項ノ官吏ハ當選ノ告知ヲ受ケタル日  
ヨリ二十日以内ニ之ニ應スヘキ旨ヲ市  
長ニ申立テサルトキハ其ノ當選ヲ辭シ  
タルモノト看做ス第三項ノ場合ニ於テ  
何レノ當選ニ應スヘキカヲ申立テサル  
トキハ總テ之ヲ辭シタルモノト看做ス  
第三十三條 當選者當選ヲ辭シタルトキ  
數級若ハ數選舉區ニ於テ當選シタル場  
合ニ於テ前條第三項ノ規定ニ依リ一ノ  
級若ハ選舉區ノ選舉ニ應シ若ハ抽籤ニ  
依リ一ノ級若ハ選舉區ノ當選者ト定マ  
リタル爲メ他ノ級若ハ選舉區ニ於テ當選  
者ヲササルニ至リタルトキ死亡者ナル  
トキ又ハ選舉ニ關スル犯罪ニ依リ刑ニ  
處セラレ其ノ當選無効ト爲リタルトキ  
ハ更ニ選舉ヲ行フヘシ但シ其ノ當選者  
第三十條第二項ノ規定ノ適用又ハ準用  
ニ依リ當選者ト爲リタル者ナル場合ニ  
於テハ第二十二條第二項ノ例ニ依ル  
當選者選舉ニ依リ刑ニ處セラレ其ノ當  
選無効ト爲リタルトキ其ノ前ニ其ノ者  
ニ關スル補選選舉若ハ前項ノ選舉ノ告  
示ヲ爲シタル場合又ハ更ニ選舉ヲ行フ  
コトヲナシテ當選者ヲ定メタル場合ニ

於テハ前項ノ規定ヲ適用セス(同上ヲ  
以テ本條改正)  
第三十四條 選舉ヲ終リタルトキハ市長  
ハ直ニ選舉錄ノ附本ノ添ヘ之ヲ府縣知  
事ニ報告スヘシ  
第三十二條第二項ノ期間ヲ經過シタル  
トキ、同條第三項若ハ第五項ノ申立ア  
リタルトキ又ハ同條第三項ノ規定ニ依  
リ抽籤シタルトキハ市長ハ直ニ當選者  
ノ住所氏名ヲ告知シ併セテ之ヲ府縣知  
事ニ報告スヘシ  
第三十五條 選舉ノ規定ニ違反スルコト  
アルトキハ選舉ノ結果ニ異動ヲ生スル  
ノ虞アル場合ニ限リ其ノ選舉ノ全部又  
ハ一部ヲ無効トス  
第三十六條 選舉人選舉又ハ當選ノ效力  
ニ關シ異議アルトキハ選舉ニ關シテハ  
選舉ノ日ヨリ當選ニ關シテハ第三十四  
條第二項ノ告示ノ日ヨリ七日以内ニ之  
ヲ市長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ  
於テハ市長ハ七日以内ニ市會ノ決定ニ  
付シ市會ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ  
十四日以内ニ之ヲ決定スヘシ  
前項ノ決定ニ不服アル者ハ府縣參事會  
ニ訴願スルコトヲ得  
府縣知事ハ選舉又ハ當選ノ效力ニ關レ  
異議アルトキハ選舉ニ關シテハ第三十



四條第一項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ選舉ニ關シテハ同條第二項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ府縣參事會ノ決定ニ付スルコトヲ得  
前項ノ決定アリタルトキハ同一事件ニ付爲シタル異議ノ申立及市會ノ決定ハ無効トス  
第二項若ハ第六項ノ裁決又ハ第三項ノ決定ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得  
第一項ノ決定ニ付テハ市長ヨリモ訴願ヲ提起スルコトヲ得  
第二項若ハ前項ノ裁決又ハ第三項ノ決定ニ付テハ府縣知事又ハ市長ヨリモ訴願ヲ提起スルコトヲ得  
第二十條、第三十三條又ハ第三十七條第三項ノ選舉ハ之ニ關係アル選舉又ハ當選ニ關スル異議申立期間異議ノ決定若ハ訴願ノ裁決確定セザル間又ハ訴訟ノ繫屬スル間之ヲ行フコトヲ得ス(同上ヲ以テ本項追加)  
市會議員ハ選舉又ハ當選ニ關スル決定若ハ裁決確定シ又ハ判決アル迄ハ會議ニ列席シ議事ニ參與スルノ權ヲ失ハス  
第三十七條 當選無効ト確定シタルトキハ市長ハ直ニ第三十條ノ例ニ依リ更ニ當選者ヲ定ムヘシ

選舉無効ト確定シタルトキハ更ニ選舉ヲ行フヘシ  
議員ノ定數ニ足ル當選者ヲ得ルコト能ハサルトキハ其ノ不足ノ員數ニ付更ニ選舉ヲ行フヘシ此ノ場合ニ於テハ第三十條第一項但書ノ規定ヲ適用セス  
第三十八條 市會議員ニシテ被選舉權有セザル者ハ其ノ職ヲ失フ其ノ被選舉權ノ有無ハ市會議員各左ノ各該ノ一ニ該當スルニ因リ被選舉權ヲ有セザル場合ヲ除クノ外市會之ヲ決定ス(同上ヲ以テ本項改正)  
一 禁治產者又ハ準禁治產者ト爲リタルトキ  
二 家資分數又ハ破產ノ宣告ヲ受ケ其ノ宣告確定シタルトキ  
三 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ  
四 選舉ニ關スル犯罪ニ依リ罰金ノ刑ニ處セラレタルトキ  
市長ハ市會議員中被選舉權ヲ有セザル者アリト認ムルトキハ之ヲ市會ノ決定ニ付スヘシ市會ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ決定スヘシ(同上)  
第一項ノ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第四項ノ裁決ニ不服アルトキ

六五八  
キハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得  
第一項ノ決定及前項ノ裁決ニ付テハ市長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得  
前二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得  
第三十六條第九項ノ規定ハ第一項及前項ノ場合ニ之ヲ準用ス(同上)  
第一項ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ本人ニ交付スヘシ  
第三十九條 第二十一條及第三十六條ノ場合ニ於テ府縣參事會ノ決定及裁決ハ府縣知事市會ノ決定ハ市長直ニ之ヲ告示スヘシ  
第四十條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル勅令ニ依リ設置スル議會ノ議員ノ選舉ニ付テハ衆議院議員選舉ニ關スル規則ヲ準用ス  
(同上ヲ以テ本條第二項削除)  
第二款 職務權限  
第四十一條 市會ハ市ニ關スル事件及法律勅令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事件ヲ裁決ス  
第四十二條 市會ノ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ  
一 市條例及市規則ヲ設ケ又ハ改廢スル

二 市費ヲ以テ支拂スヘキ事業ニ關スル事但シ第九十三條ノ事務及法律勅令ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス  
三 歳入出豫算ヲ定ムル事  
四 決算報告ヲ認定スル事  
五 法令ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、手数料、加入金、市税又ハ夫役現品ノ賦課徵收ニ關スル事  
六 不動産ノ管理處分及取締ニ關スル事  
七 基本財産及積立金穀等ノ設置管理及處分ニ關スル事  
八 歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ及權利ノ拋棄ヲ爲ス事  
九 財産及營造物ノ管理方法ヲ定ムル事但シ法律勅令ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス  
十 市吏員ノ身元保證ニ關スル事  
十一 市ニ係ル訴訟訴訟及和解ニ關スル事  
第四十三條 市會ハ其ノ權限ニ屬スル事項ノ一部ヲ市參事會ニ委任スルコトヲ得  
第四十四條 市會ハ法律勅令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル選舉ヲ行フヘシ

第四十五條 市會ハ市ノ事務ニ關スル書類及計畫書ヲ檢閲シ市長ノ報告ヲ請求シテ事務ノ管理議決ノ執行及出納ヲ檢査スルコトヲ得  
市會ハ議員中ヨリ委員ヲ選舉シ市長又ハ其ノ指名シタル吏員立會ノ上實地ニ就キ前項市會ノ權限ニ屬スル事件ヲ行ハシムルコトヲ得  
第四十六條 市會ハ市ノ公益ニ關スル事件ニ付意見書ヲ市長又ハ監督官廳ニ提出スルコトヲ得  
第四十七條 市會ハ行政廳ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スヘシ  
市會ノ意見ヲ徵シテ處分ヲ爲スヘキ場合ニ於テ市會成立セス、招集ニ應セス若ハ意見ヲ提出セス又ハ市會ヲ招集スルコト能ハサルトキハ當該行政廳ハ其ノ意見ヲ俟タズシテ直ニ處分ヲ爲スコトヲ得  
第四十八條 市會ハ議員中ヨリ議長及副議長一人ヲ選舉スヘシ  
議長及副議長ノ任期ハ議員ノ任期ニ依ル  
第四十九條 議長故障アルトキハ副議長之ニ代ハリ議長及副議長共ニ故障アルトキハ年長ノ議員議長ノ職務ヲ代理ス

年輪同シトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム  
第五十條 市長及其ノ委任又ハ囑託ヲ受ケタル者ハ會議ニ列席シテ議事ニ參與スルコトヲ得但シ議決ニ加ハルコトヲ得ス  
前項ノ列席者發言ヲ求ムルトキハ議長ハ直ニ之ヲ許スヘシ但シ之カ爲議員ノ演說ヲ中止セシムルコトヲ得ス  
第五十一條 市會ハ市長之ヲ招集スル議員定數三分ノ一以上ノ請求アルトキハ市長ハ之ヲ招集スヘシ  
市長ハ必要アル場合ニ於テハ會期ヲ定メテ市會ヲ招集スルコトヲ得  
招集及會議ノ事件ハ開會ノ日ヨリ少クトモ三日前ニ之ヲ告知スヘシ但シ急施ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス  
市會開會中急施ヲ要スル事件アルトキハ市長ハ直ニ之ヲ其ノ會議ニ附スルコトヲ得三日前迄ニ告知ヲ爲シタル事件ニ付亦同シ  
市會ハ市長之ヲ閉閉ス  
第五十二條 市會ハ議員定數ノ半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得但シ第五十四條ノ除外ノ爲半數ニ滿タサルトキ、同一ノ事件ニ付キ招集再回ニ至ルモ尙半數ニ滿タサルトキ又



ハ禮儀ニ應ジテ出席議員定數ヲ開キ議長ニ於テ出席ヲ報告シ尙半數ニ滿タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五十三條 市會ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第五十四條 議長及議員ハ自己又ハ父母祖父母、妻、子孫、兄弟姉妹ノ一身上ニ關スル事件ニ就テハ其ノ議事ニ參與スルコトヲ得ズ但シ市會ノ同意ヲ得タルトキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ得

第五十五條 法律命令ニ依リ市會ニ於テ選舉ヲ行フトキハ本法中別段ノ規定アル場合ヲ除ク外一人毎ニ無記名投票ヲ爲シ有效投票ノ過半數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス過半數ヲ得タル者ナキトキハ最多數ヲ得タル者二人ヲ取リ之ニ就キ決選投票ヲ爲サシム其ノ二人ヲ取ルニ當リ同數者アルトキハ年長者ヲ取リ年節同シキトキハ議長抽籤シテ之ヲ定ム此ノ決選投票ニ於テハ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス同數ナルトキハ年長者ヲ取リ年節同シキトキハ議長抽籤シテ之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テハ第二十五條及第二

十八條ノ規定ヲ準用シ投票ノ效力ニ關シ異議アルトキハ市會之ヲ決定ス

第一項ノ選舉ニ就テハ市會ハ其ノ議決ヲ以テ指名推選又ハ連名投票ノ法ヲ用ウルコトヲ得其ノ連名投票ノ法ヲ用ルル場合ニ於テハ前二項ノ例ニ依ル

第五十六條 市會ノ會議ハ公開ス但シ左ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 市長ヨリ傍聴禁止ノ請求ヲ受ケタルトキ

二 議長又ハ議員三人以上ノ發議ニ依リ傍聴禁止ヲ可決シタルトキ

前項議長又ハ議員ノ發議ハ討論ヲ須キス其ノ可否ヲ決スヘシ

第五十七條 議長ハ會議ヲ總理シ會議ノ順序ヲ定メ其ノ日ノ會議ヲ閉閉シ議長ノ秩序ヲ保持ス

議員定數ノ半數以上ヨリ請求アルトキハ議長ハ其ノ日ノ會議ヲ開クコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ議長仍舊會議ヲ開カサルトキハ第四十九條ノ例ニ依ル(同上ヲ以テ本項ヲ追加)

前項議員ノ請求ニ依リ會議ヲ開キタルトキ又ハ議員中異議アルトキハ議長ハ會議ヲ議決ニ依リ非サレハ其ノ日ノ會議ヲ閉チ又ハ中止スルコトヲ得

第五十八條 議員ハ選舉人ノ指示又ハ囑咐ヲ受ケヘカラス

議員ハ會議中無禮ノ語ヲ用キ又ハ他人ノ身上ニ涉リ言論スルコトヲ得ズ

第五十九條 會議中本法又ハ會議規則ニ違ヒ其ノ他議事ノ秩序ヲ紊ス議員アルトキハ議長ハ之ヲ制止シ又ハ發言ヲ取消サシメ命ニ從ハサルトキハ當日ノ會議ヲ終ル迄發言ヲ禁止シ又ハ議場外ニ退去セシメ必要アル場合ニ於テハ警察官吏ノ處分ヲ求ムルコトヲ得

議場騷擾ニシテ整理シ難キトキハ議長ハ當日ノ會議ヲ中止シ又ハ之ヲ閉ルコトヲ得

第六十條 傍聽人公然可否ヲ表シ又ハ喧嘩ニ涉リ其ノ他會議ノ妨害ヲ爲ストキハ議長ハ之ヲ制止シ命ニ從ハサルトキハ之ヲ退場セシメ必要アル場合ニ於テハ警察官吏ノ處分ヲ求ムルコトヲ得

傍聽席騷擾ナルトキハ議長ハ總テ之ヲ聽入ラズ場外ニ命ニ從ハサルコトヲ得

第六十一條 市會ニ書記ヲ置キ議長ニ聽シテ庶務ヲ處理セシム書記ハ議長ノ委任受ス

第六十二條 議長ハ書記ヲシテ會議録ヲ記載セシムヘシ

會議録ハ議長及議員二人以上之ニ署名スルコトヲ要ス其ノ議員ハ市會ニ於テ之ヲ定ムヘシ

議長ハ會議録ヲ添ヘ會議ノ結果ヲ市長ニ報告スヘシ

第六十三條 市會ハ會議規則及傍聽人取締規則ヲ設クヘシ

會議規則ニハ本法及會議規則ニ違反シタル議員ニ對シ市會ノ議決ニ依リ三日以内出席ヲ停止シ又ハ二回以下ノ過怠金ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得

第三章 市參事會

第六十四條 市ニ市參事會ヲ置キ左ノ職員ヲ以テ之ヲ組織ス

一 市長

二 助役

三 名譽職參事會員

前項ノ外市參事會ヲ置ク市ニ於テハ市參事會ハ參事會員トシテ其ノ擔任事業ニ關スル場合ニ當リ會議ニ列席シ議事ニ參與ス

第六十五條 名譽職參事會員ノ定數ハ六人トス但シ第六條ノ市ニ在リテハ市條

例ヲ以テ十二人迄之ヲ增加スルコトヲ得

名譽職參事會員ハ市會ニ於テ其ノ議員中ヨリ之ヲ選舉スヘシ其ノ選舉ニ關シテハ第二十五條第二十八條及第三十條ノ規定ヲ準用シ投票ノ效力ニ關シ異議アルトキハ市會之ヲ決定ス

名譽職參事會員中副員アルトキハ直ニ補選選舉ヲ行フヘシ

名譽職參事會員ノ任期ハ市會議員ノ任期ニ依ル但シ市會議員ノ任期滿了ノ場合ニ於テハ後任名譽職參事會員選舉ノ日迄在任ス

第六十六條 市參事會ハ市長ヲ以テ議長トス市長故障アルトキハ市長代理者之ヲ代理ス

第二款 職務權限

第六十七條 市參事會ノ職務權限左ノ如シ

一 市會ノ權限ニ關スル事件ニシテ其ノ委任ヲ受ケタルモノヲ議決スル事

二 市長ヨリ市會ニ提出スル議案ニ付市長ニ對シ意見ヲ述フル事

三 其ノ他法令ニ依リ市參事會ノ權限ニ屬スル事件

第六十八條 市參事會ハ市長之ヲ招集ス名譽職參事會員定數ノ半數以上ノ請求

アルトキハ市長之ヲ招集スヘシ

第六十九條 市參事會ノ會議ハ傍聽ヲ許サズ

第七十條 市參事會ハ議長又ハ其ノ代理者及名譽職參事會員定數ノ半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得

但シ第二項ノ除外ノ爲名譽職參事會員其ノ半數ニ滿タサルトキ同一ノ事件ニ付招集再回ニ至ルモ仍舊名譽職參事會員其ノ半數ニ滿タサルトキ又ハ招集ニ應スルモ出席名譽職參事會員數ヲ關キ議長ニ於テ出席ヲ催告シ仍半數ニ滿タサルトキハ此ノ限ニ在ラス

議長及參事會員ハ自己又ハ父母祖父母妻子孫兄弟姉妹ノ一身上ニ關スル事件ニ付テハ其ノ議事ニ參與スルコトヲ得

但シ市參事會ノ同意ヲ得タルトキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ得

議長及其ノ代理者共ニ前項ノ場合ニ當ルトキハ年長者ノ名譽職參事會員議長ノ職務ヲ代理ス

第七十一條 第四十六條第四十七條第五十條第五十一條第五十二條第五十三條第五十四條第五十五條第五十六條第五十七條乃至第五十九條第六十一條第六十二條第一項及第二項ノ規定ハ市參事會ニ之ヲ準用ス

第四章 市吏員



第一條 組織選舉及任職

第七十二條 市ニ市長及助役一人ヲ置ク  
但シ第六條ノ市ノ助役ノ定數ハ内務大臣  
之ヲ定ム

助役ノ定數ハ市條例ヲ以テ之ヲ增加ス  
ルコトヲ得

特別ノ必要アル市ニ於テハ市條例ヲ以  
テ市參事ヲ置クコトヲ得其ノ定數ハ其  
ノ市條例中ニ之ヲ規定スヘシ

第七十三條 市長ハ有給吏員トシ其ノ任  
期ハ四年トス

内務大臣ハ市會ヲシテ市長候補者三人  
ヲ選舉推薦シメ上奏ヲ請フヘシ

市長ハ内務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サ  
レハ任期中退職スルコトヲ得ス

第七十四條 市參事ハ名譽職トス但シ定  
數ノ全部又ハ一部ヲ有給吏員ト爲スコ  
トヲ得此ノ場合ニ於テハ第七十二條第  
三項ノ市條例中ニ之ヲ規定スヘシ

市參事ハ市會ニ於テ之ヲ選舉シ内務大  
臣ノ認可ヲ受クヘシ

名譽職市參事ハ市公民中選舉權ヲ有ス  
ル者ニ限ル

第七十五條 助役ハ有給吏員トシ其ノ任  
期ハ四年トス

助役ハ市長ノ推薦ニ依リ市會之ヲ定メ  
市長職ニ在サルトキハ市會ニ於テ之ヲ

選舉シ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ府縣知事ノ不認可ニ  
對シ市長又ハ市會ニ於テ不服アルトキ  
ハ内務大臣ニ具狀シテ認可ヲ請フコト  
ヲ得

助役ハ府縣知事ノ認可ヲ受クルニ非サ  
レハ任期中退職スルコトヲ得ス

第七十六條 市長有給市參事及助役ハ第  
九條第一項ノ規定ニ拘ラス在職ノ間其  
ノ市ノ公民トス

第七十七條 市長市參事及助役ハ第十八  
條第二項ニ掲ケタル職ト兼ヌルコトヲ  
得ス又其ノ市ニ對シ請負ヲ爲シ及同一  
ノ行爲ヲ爲ス者ノ支配人又ハ主トシテ  
同一ノ行爲ヲ爲ス法人ノ無限責任社員  
タルコトヲ得ス(同上ヲ以テ本項改正)

市長ト父子兄弟タル緣故アル者ハ市參  
事ト父子兄弟ノ緣故アル者ハ助役ノ  
職ニ在ルコトヲ得ス

父子兄弟タル緣故アル者ハ同時ニ市參  
事又ハ助役ノ職ニ在ルコトヲ得ス第十  
八條第六項ノ規定ハ此ノ場合ニ之ヲ準  
用ス(同上)

第七十八條 市長有給市參事及助役ハ府  
縣知事ノ認可ヲ受クルニ非サレハ他ノ  
報償アル職務ニ從事スルコトヲ得ス

第六二

市長有給市參事及助役ハ會社ノ取締役  
監査役若ハ之ニ準スヘキ者。清算人又  
ハ支配人其ノ他ノ事務員タルコトヲ得  
ス(同上ヲ以テ本法改正)

第七十九條 市ニ收入役一人ヲ置ク但シ  
市條例ヲ以テ副收入役ヲ置クコトヲ得

第七十五條第一項乃至第三項第七十七  
條第一項及第四項並前條ノ規定ハ收入  
役及副收入役ニ第七十六條ノ規定ハ收  
入役ニ之ヲ準用ス

市長市參事又ハ助役ト父子兄弟タル緣  
故アル者ハ收入役又ハ副收入役ノ職ニ  
在ルコトヲ得ス收入役ト父子兄弟タル  
緣故アル者ハ副收入役ノ職ニ在ルコト  
ヲ得ス

第八十條 第六條ノ市ノ區ニ區長一人ヲ  
置キ市有給吏員トシ市長之ヲ任免ス

第七十七條第一項及第七十八條ノ規定  
ハ區長ニ之ヲ準用ス

第八十一條 第六條ノ市ノ區ニ區收入役  
一人又ハ區收入役及區副收入役各一人  
ヲ置ク

區收入役及區副收入役ハ第八十六條ノ  
吏員中市長、助役、市收入役、市副收  
入役又ハ區長トノ間及其ノ相互ノ間ニ  
父子兄弟タル緣故アラサル者ニ就キ市  
長之ヲ命ス

區收入役又ハ區副收入役ト爲リタル後

市、助役、市收入役、市副收入役又  
ハ區長トノ間ニ父子兄弟タル緣故生シ  
タルトキハ區收入役又ハ區副收入役ハ  
其ノ職ヲ失フ

前項ノ規定ハ區收入役及區副收入役相  
互ノ間ニ於テ區副收入役ニ之ヲ準用ス

第八十二條 第六條ノ市ヲ除キ其ノ他ノ  
市ハ處務便宜ノ爲メ區ヲ劃シ區長及其ノ  
代理者一人ヲ置クコトヲ得

前項ノ區長及其ノ代理者ハ名譽職トス  
市會ニ於テ市公民中選舉權ヲ有スル者  
ヨリ之ヲ選舉ス

内務大臣ハ前項ノ規定ニ拘ラス區長ヲ  
有給吏員ト爲スヘキ市ヲ指定スルコト  
ヲ得

前項ノ區ニ付テハ第八十條第八十一條  
第九十四條第二項第九十七條第四項第  
九十八條及第九十九條ノ規定ヲ準用ス  
ルノ外必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ  
定ム

第八十三條 市ハ臨時又ハ常設ノ委員ヲ  
置クコトヲ得

委員ハ名譽職トス市會ニ於テ市會議員  
名譽職市參事又ハ市公民中選舉權ヲ  
有スル者ヨリ之ヲ選舉ス但シ委員長ハ  
市長又ハ其ノ委任ヲ受ケタル市參事若

市町村

ハ助役ヲ以テ之ニ充テ

常設委員ノ組織ニ關シテハ市條例ヲ以  
テ別段ノ規定ヲ設ケルコトヲ得

第八十四條 市公民ニ限リテ擔任スヘキ  
職務ニ在ル吏員ニシテ市公民權ヲ喪失  
シ若ハ停止セラレタルトキ又ハ第十一  
條第三項ノ場合ニ當ルトキハ其ノ職ヲ  
失フ職ニ就キタルカ爲メ市公民タル者ニ  
シテ禁治處若ハ禁錮刑ノ宣告ヲ受ケ  
タルトキ又ハ第十一條第二項若ハ第三  
項ノ場合ニ當ルトキ亦同シ

前項ノ職務ニ在ル者ニシテ禁錮以上ノ  
刑ニ當ルヘキ罪ノ爲メ監禁又ハ公判ニ付  
セラレタルトキハ監督官廳ハ其ノ職務  
ノ執行ヲ停止スルコトヲ得此ノ場合ニ  
於テハ其ノ停止期間報酬又ハ給料ヲ支  
給スルコトヲ得ス

第八十五條 前條ニ定ムル者ノ外市ニ  
必要ノ有給吏員ヲ置キ市長之ヲ任免ス  
前項吏員ノ定數ハ市會ノ議決ヲ經テ之  
ヲ定ム

第八十六條 前條ニ定ムル者ノ外第六  
條及第八十二條第三項ノ市ノ區ニ必要  
ノ市有給吏員ヲ置キ區長ノ申請ニ依リ  
市長之ヲ任免ス

前項吏員ノ定數ハ市會ノ議決ヲ經テ之  
ヲ定ム

第六三

市長有給市參事及助役ハ會社ノ取締  
監査役若ハ之ニ準スヘキ者。清算人又  
ハ支配人其ノ他ノ事務員タルコトヲ得  
ス(同上ヲ以テ本法改正)

第七十九條 市ニ收入役一人ヲ置ク但シ  
市條例ヲ以テ副收入役ヲ置クコトヲ得

第七十五條第一項乃至第三項第七十七  
條第一項及第四項並前條ノ規定ハ收入  
役及副收入役ニ第七十六條ノ規定ハ收  
入役ニ之ヲ準用ス

市長市參事又ハ助役ト父子兄弟タル緣  
故アル者ハ收入役又ハ副收入役ノ職ニ  
在ルコトヲ得ス收入役ト父子兄弟タル  
緣故アル者ハ副收入役ノ職ニ在ルコト  
ヲ得ス

第八十條 第六條ノ市ノ區ニ區長一人ヲ  
置キ市有給吏員トシ市長之ヲ任免ス

第七十七條第一項及第七十八條ノ規定  
ハ區長ニ之ヲ準用ス

第八十一條 第六條ノ市ノ區ニ區收入役  
一人又ハ區收入役及區副收入役各一人  
ヲ置ク

區收入役及區副收入役ハ第八十六條ノ  
吏員中市長、助役、市收入役、市副收  
入役又ハ區長トノ間及其ノ相互ノ間ニ  
父子兄弟タル緣故アラサル者ニ就キ市  
長之ヲ命ス

市長有給市參事及助役ハ會社ノ取締  
監査役若ハ之ニ準スヘキ者。清算人又  
ハ支配人其ノ他ノ事務員タルコトヲ得  
ス(同上ヲ以テ本法改正)

第七十九條 市ニ收入役一人ヲ置ク但シ  
市條例ヲ以テ副收入役ヲ置クコトヲ得

第七十五條第一項乃至第三項第七十七  
條第一項及第四項並前條ノ規定ハ收入  
役及副收入役ニ第七十六條ノ規定ハ收  
入役ニ之ヲ準用ス

市長市參事又ハ助役ト父子兄弟タル緣  
故アル者ハ收入役又ハ副收入役ノ職ニ  
在ルコトヲ得ス收入役ト父子兄弟タル  
緣故アル者ハ副收入役ノ職ニ在ルコト  
ヲ得ス

第八十條 第六條ノ市ノ區ニ區長一人ヲ  
置キ市有給吏員トシ市長之ヲ任免ス

第七十七條第一項及第七十八條ノ規定  
ハ區長ニ之ヲ準用ス

第八十一條 第六條ノ市ノ區ニ區收入役  
一人又ハ區收入役及區副收入役各一人  
ヲ置ク

區收入役及區副收入役ハ第八十六條ノ  
吏員中市長、助役、市收入役、市副收  
入役又ハ區長トノ間及其ノ相互ノ間ニ  
父子兄弟タル緣故アラサル者ニ就キ市  
長之ヲ命ス

市長有給市參事及助役ハ會社ノ取締  
監査役若ハ之ニ準スヘキ者。清算人又  
ハ支配人其ノ他ノ事務員タルコトヲ得  
ス(同上ヲ以テ本法改正)

第七十九條 市ニ收入役一人ヲ置ク但シ  
市條例ヲ以テ副收入役ヲ置クコトヲ得

第七十五條第一項乃至第三項第七十七  
條第一項及第四項並前條ノ規定ハ收入  
役及副收入役ニ第七十六條ノ規定ハ收  
入役ニ之ヲ準用ス

市長市參事又ハ助役ト父子兄弟タル緣  
故アル者ハ收入役又ハ副收入役ノ職ニ  
在ルコトヲ得ス收入役ト父子兄弟タル  
緣故アル者ハ副收入役ノ職ニ在ルコト  
ヲ得ス



處分ハ確實及十圓以下ノ過怠金トス  
第九十條 市會又ハ市參事會ノ議決又ハ  
選舉其ノ權限ヲ越ス又ハ法令若クハ會議  
規則ニ背クト認ムルトキハ市長ハ其ノ  
意見ニ依リ又ハ監督官廳ノ指揮ニ依リ  
理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付シ又ハ再選  
舉ヲ行ハシムヘシ其ノ執行ヲ要スルモ  
ノニ在リテハ之ヲ停止スヘシ  
前項ノ場合ニ於テ市會又ハ市參事會其  
ノ議決ヲ改メサルトキハ市長ハ府縣參  
事會ノ議決ヲ請フヘシ但シ特別ノ事由  
アルトキハ再議ニ付セスシテ直ニ裁決  
ヲ請フコトヲ得  
監督官廳ハ第一項ノ議決又ハ選舉ヲ取  
消スコトヲ得但シ裁決ノ申請アリタル  
トキハ此ノ限ニ在ラス第二項ノ議決又  
ハ前項ノ處分ニ不服アル市長市會又ハ  
市參事會ハ行政裁判所ニ出訴スルコト  
ヲ得  
市會又ハ市參事會ノ議決公益ヲ害シ又  
ハ市ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムル  
トキハ市長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督  
官廳ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再  
議ニ付スヘシ其ノ執行ヲ要スルモノニ  
在リテハ之ヲ停止スヘシ  
前項ノ場合ニ於テ市會又ハ市參事會其  
ノ議決ヲ改メサルトキハ市長ハ府縣參

事會ノ議決ヲ請フヘシ  
前項議決ニ不服アル市長市會又ハ市參  
事會ハ內務大臣ニ訴願スルコトヲ得  
第六項ノ議決ニ付テハ府縣知事ヨリモ  
訴願ヲ提起スルコトヲ得  
第七項ノ議決ニ付テハ府縣知事ヨリモ  
訴願ヲ提起スルコトヲ得  
第九十一條 市會成立セサルトキ第五十  
二條但書ノ場合ニ於テ仍議會ヲ開クコ  
ト能ハサルトキ又ハ市長ニ於テ市會ヲ  
招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ市長ハ  
市會ノ權限ニ屬スル事件ヲ市參事會ノ  
議決ニ付スルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ市參事會ニ於テ議決  
ヲ爲ストキハ市長市參事會及助役ハ其ノ  
議決ニ加ハルコトヲ得  
市參事會成立セサルトキ又ハ第七十條  
第一項但書ノ場合ニ於テ仍議會ヲ開ク  
コト能ハサルトキハ市長ハ其ノ議決ス  
ヘキ事件ニ付府縣參事會ノ議決ヲ請フ  
コトヲ得  
市會又ハ市參事會ニ於テ其ノ議決スヘ  
キ事件ヲ議決セサルトキハ前項ノ例ニ  
依ル  
市會又ハ市參事會ノ議決スヘキ事件ニ  
關シテハ前項ノ例ニ依ル此ノ場合ニ  
於ケル市參事會又ハ府縣參事會ノ決定

大六四

ニ關シテハ各本條ノ規定ニ準シ訴願又  
ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得  
第一項及第三項ノ規定ニ依ル處置ニ付  
テハ次圖ノ會議ニ於テ之ヲ市會又ハ市  
參事會ニ報告スヘシ  
第九十二條 市參事會ニ於テ議決又ハ決  
定スヘキ事件ニ關シ臨時急務ヲ要スル  
場合ニ於テ市參事會成立セサルトキ又  
ハ市長ニ於テ之ヲ招集スルノ暇ナシト  
認ムルトキハ市長ハ之ヲ專決シ次圖ノ  
會議ニ於テ之ヲ市參事會ニ報告スヘシ  
前項ノ規定ニ依リ市長ノ爲シタル處分  
ニ關シテハ各本條ノ規定ニ準シ訴願又  
ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得  
第九十三條 市長其ノ他市吏員ハ法令ノ  
定ムル所ニ依リ國府縣其ノ他公共團體  
ノ事務ヲ掌ル  
前項ノ事務ヲ執行スル爲要スル費用ハ  
市ノ負擔トス但シ法令中別段ノ規定ア  
ルモノハ此ノ限ニ在ラス  
第九十四條 市長ハ府縣知事ノ許可ヲ得  
テ其ノ事務ノ一部ヲ助役ニ分掌セシム  
ルコトヲ得但シ市ノ事務ニ付テハ豫メ  
市會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス  
第九十五條 市長ハ前項ノ例ニ依リ其  
ノ事務ノ一部ヲ區長ニ分掌セシムルコ  
トヲ得

市長ハ市吏員ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ  
臨時代理セシムルコトヲ得  
第九十五條 市參事會市長ノ指揮監督ヲ  
受ケ市ノ經營ニ屬スル特別ノ事業ヲ擔  
任ス  
第九十六條 助役ハ市長ノ事務ヲ補助ス  
助役ハ市長故障アルトキ之ヲ代理ス助  
役數人アルトキハ豫メ市長ノ定メタル  
順序ニ依リ之ヲ代理ス  
第九十七條 收入役ハ市ノ出納其ノ他ノ  
會計事務及第九十三條ノ事務ニ關スル  
國府縣其ノ他公共團體ノ出納其ノ他ノ  
會計事務ヲ掌ル但シ法令中別段ノ規定  
アルモノハ此ノ限ニ在ラス  
副收入役ハ收入役ノ事務ヲ補助シ收入  
役故障アルトキ之ヲ代理ス副收入役數  
人アルトキハ豫メ市長ノ定メタル順序  
ニ依リ之ヲ代理ス  
市長ハ府縣知事ノ許可ヲ得テ收入役ノ  
事務ノ一部ヲ副收入役ニ分掌セシムル  
コトヲ得但シ市ノ出納其ノ他ノ會計事  
務ニ付テハ豫メ市會ノ同意ヲ得ルコト  
ヲ要ス  
第六條ノ市ノ市長ハ前項ノ例ニ依リ收  
入役ノ事務ノ一部ヲ區收入役ニ分掌セ  
シムルコトヲ得  
副收入役ヲ置カサル場合ニ於テハ市ハ

收入役故障アルトキ之ヲ代理スヘキ吏  
員ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受ケハシ  
第九十八條 第六條ノ市ノ區長ハ市長ノ  
命ヲ受ケ又ハ法令ノ定ムル所ニ依リ區  
內ニ關スル市ノ事務及區ノ事務ヲ掌ル  
區長其ノ他區所屬ノ吏員ハ市長ノ命ヲ  
受ケ又ハ法令ノ定ムル所ニ依リ國府縣  
其ノ他公共團體ノ事務ヲ掌ル  
區長故障アルトキハ區收入役及區副收  
入役ニ非サル區所屬ノ吏員中上席者ヨ  
リ順次之ヲ代理ス  
第一項及第二項ノ事務ヲ執行スル爲要  
スル費用ハ市ノ負擔トス但シ法令中別  
段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス  
第九十九條 第六條ノ市ノ區收入役ハ市  
收入役ノ命ヲ承ケ又ハ法令ノ定ムル所  
ニ依リ市及區ノ出納其ノ他ノ會計事務  
並國府縣其ノ他公共團體ノ出納其ノ他  
ノ會計事務ヲ掌ル  
區長ハ市長ノ許可ヲ得テ區收入役ノ事  
務ノ一部ヲ副收入役ニ分掌セシムル  
コトヲ得但シ區ノ出納其ノ他ノ會計事  
務ニ付テハ豫メ區會ノ同意ヲ得ルコト  
ヲ要ス  
市長ハ市ノ出納其ノ他ノ會計事務ニ付  
前項ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テハ豫メ市  
會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

區副收入役ヲ置カサル場合ニ於テハ市  
長ハ區收入役故障アルトキ之ヲ代理ス  
ヘキ吏員ヲ定ムヘシ  
區收入役及區副收入役ノ職務權限ニ關  
シテハ前項ノ規定スルモノノ外市收  
入役及市副收入役ニ關スル規定ヲ準用  
ス  
第一百條 名譽區長ハ市長ノ命ヲ受ケ市  
長ノ事務ニシテ區內ニ關スルモノヲ補  
助ス  
名譽區長代理者ハ區長ノ事務ヲ補助  
シ區長故障アルトキ之ヲ代理ス  
第一百一條 委員ハ市長ノ指揮監督ヲ承ケ  
財產又ハ營造物ヲ管理シ其他ノ委託ヲ  
受ケタル市ノ事務ヲ調査シ又ハ之ヲ處  
辨ス  
第一百二條 第八十五條ノ吏員ハ市長ノ命  
ヲ承ケ事務ニ從事ス  
第一百三條 第八十六條ノ吏員ハ區長ノ命  
ヲ受ケ事務ニ從事ス  
區長ハ前項ノ吏員ヲシテ其ノ事務ノ一  
部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得  
第五章 給料及給與  
第一百四條 名譽職市參事、市會議員、名  
譽職參事會員其ノ他ノ名譽職員ハ職務  
ノ爲要スル費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ  
得

市町村制



名譽職市参員、名譽職區長、名譽職區長代理者及委員ニハ費用辨償ノ外勤務ニ相當スル報酬ヲ給スルコトヲ得

費用辨償額、報酬額及其ノ支給方法ハ市會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第百五條 市長、有給市参員、助役其ノ他ノ有給吏員ノ給料額、旅費額及其ノ支給方法ハ市會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第百六條 有給吏員ニハ市條例ノ定ムル所ニ依リ退職料、退職給與金、死亡給與金又ハ遺族扶助料ヲ給スルコトヲ得

第百七條 費用辨償、報酬、給料、旅費、退職料、退職給與金、死亡給與金又ハ遺族扶助料ノ給與ニ付關係者ニ於テ異議アルトキハ之ヲ市長ニ申立ツルコトヲ得

前項ノ異議ハ之ヲ市参事會ノ決定ニ付スヘシ關係者其ノ決定ニ不服アルトキハ府縣参事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第三項ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ決定及裁決ニ付テハ市長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第百八條 費用辨償、報酬、給料、旅費、退職料、退職給與金、死亡給與金、遺

族扶助料其ノ他ノ給與ハ市ノ負擔トス

第六章 市ノ財務

第一款 財產管理物及市稅

第百九條 收益ノ爲ニスル市ノ財產ハ基本財産トシテ之ヲ維持スヘシ

市ハ特定ノ目的ノ爲特別ノ基本財産ヲ設ケ又ハ金穀等ヲ積立ツルコトヲ得

第百十條 舊來ノ慣行ニ依リ市住民中特ニ財產又ハ營造物ヲ使用スル權利ヲ有スル者アルトキハ其ノ舊慣ニ依リ舊慣ヲ變更又ハ廢止セムトスルコトキハ市會ノ議決ヲ經ヘシ

前項ノ財產又ハ營造物ヲ新ニ使用セムトスル者アルトキハ市ハ之ヲ許可スルコトヲ得

第百十一條 市ハ前條ニ規定スル財產ノ使用方法ニ關シ市規則ヲ設ケルコトヲ得

第百十二條 市ハ第百十條第一項ノ使用者ヨリ使用料ヲ徵收シ同條第二項ノ使用ニ關シテハ使用料若ハ一時ノ加入金ヲ徵收シ又ハ使用料及加入金ヲ共ニ徵收スルコトヲ得

第百十三條 市ハ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徵收スルコトヲ得

市ハ特ニ一個人ノ爲ニスル事務ニ付手数料ヲ徵收スルコトヲ得

第百十四條 財產ノ賣却貸與工事ノ請負及物件勞力其ノ他ノ供給ハ競争入札ニ付スヘシ但シ臨時急務ヲ要スルトキハ札ノ價額其ノ費用ニ比シテ得失相償ハサルトキ又ハ市會ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第百十五條 市ハ其ノ公益上必要アル場合ニ於テハ寄附又ハ補助ヲ爲スコトヲ得

第百十六條 市ハ其ノ必要ナル費用及從來法令ニ依リ又ハ將來法律勅令ニ依リ市ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

市ハ其ノ財產ヨリ生スル收入、使用料手数料、過料、過怠金其ノ他法令ニ依リ市ニ屬スル收入ヲ以テ前項ノ支出ニ充テ仍不足アルトキハ市稅及夫役現品ヲ賦課徵收スルコトヲ得

第百十七條 市稅トシテ賦課スルコトヲ得ヘキモノ左ノ如シ

一 國稅府縣稅ノ附加稅

二 特別稅

直接國稅又ハ直接府縣稅ノ附加稅ハ均一ノ稅率ヲ以テ之ヲ徵收スヘシ但シ第百六十七條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

國稅ノ附加稅タル府縣稅ニ對シテハ附

加稅ヲ賦課スルコトヲ得

特別稅ハ別ニ稅目ヲ起シテ課稅スルノ必要アルトキ賦課徵收スルモノトス

第百十八條 三月以上市内ニ滞在スル者ハ其ノ滞在ノ初ニ週リ市稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

第百十九條 市内ニ住所ヲ有セス又ハ三月以上滞在スルコトナシト雖市内ニ於テ土地家屋物件ヲ所有シ使用シ若ハ占有シ、市内ニ營業所ヲ設ケ營業ヲ爲シ又ハ市内ニ於テ特定ノ行為ヲ爲ス者ハ其ノ土地家屋物件營業若ハ其ノ收入ニ對シテ又ハ其ノ行為ニ對シテ賦課スル市稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

第百二十條 納稅者ノ市外ニ於テ所有シ使用シ占有スル土地家屋物件若ハ其ノ收入又ハ市外ニ於テ營業所ヲ設ケタル營業若ハ其ノ收入ニ對シテハ市稅ヲ賦課スルコトヲ得

市ノ内外ニ於テ營業所ヲ設ケ營業ヲ爲ス者ニシテ其ノ營業又ハ收入ニ對シテ本稅ヲ分別シテ納メサルモノニ對シテ附加稅ヲ賦課スル場合及住所滞在市内ノ外ニ涉ル者ノ收入ニシテ土地家屋物件又ハ營業所ヲ設ケタル營業ヨリ生スル收入ニ非サルモノニ對シテ市稅ヲ賦課スル場合ニ付テハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第百二十一條 所得稅法第十八條ニ據テル所得ニ對シテハ市稅ヲ賦課スルコトヲ得

所得(同上)ヲ以テ本項改正)

神社寺院祠宇佛堂ノ用ニ供スル建物及其ノ境内地及教會所設敷所ノ用ニ供スル建物及其ノ境内地ニ對シテハ市稅ヲ賦課スルコトヲ得

但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及住宅ニテ之ヲ使用セシムル者及住宅ニテ之ヲ使用セシムル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

國府縣市町村其ノ他ノ公共團體ニ於テ公用ニ供スル家屋物件及營業物ニ對シテハ市稅ヲ賦課スルコトヲ得

但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及住宅ニテ之ヲ使用セシムル者及住宅ニテ之ヲ使用セシムル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

國ノ事業又ハ行為及國有ノ土地家屋物件ニ對シテハ國ニ市稅ヲ賦課スルコトヲ得

前四項ノ外市稅ヲ賦課スルコトヲ得サルモノハ別ニ法律勅令ノ定ムル所ニ依ル

第百二十二條 數人ヲ利スル營造物ノ設置維持其ノ他ノ必要ナル費用ハ其ノ關係者ニ負擔セシムルコトヲ得

市ノ一部ヲ利スル營造物ノ設置維持其ノ他ノ必要ナル費用ハ其ノ部内ニ於テ市稅ヲ納ムル義務アル者ニ負擔セシム

ルコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テ營造物ヨリ生スル收入アルトキハ先ツ其ノ收入ヲ以テ其ノ費用ニ充ツヘシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ一部ノ收入アルトキ亦同シ

數人又ハ他ノ一部ヲ利スル財產ニ付テハ前二項ノ例ニ依ル

第百二十三條 市稅及其ノ賦課徵收ニ關シテハ本法其ノ他ノ法律ニ規定アルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第百二十四條 數人又ハ市ノ一部ニ對シテ利益アル事件ニ關シテハ市ハ不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ數人若ハ市ノ一部ニ對シテ賦課ヲ爲スコトヲ得

第百二十五條 夫役又ハ現品ハ直接市稅ヲ標準ト爲シ且之ヲ金額ニ算出シテ賦課スヘシ但シ第百六十七條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス(同上)ヲ以テ本項改正)

學藝美術及手工ニ關スル勞務ニ付テハ夫役ヲ賦課スルコトヲ得

夫役ヲ賦課セラレタル者ハ本人自ラ之ヲ當リ又ハ適當ノ代人ヲ出スコトヲ得

夫役又ハ現品ハ金額ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第一項及前項ノ規定ハ急迫ノ場合ニ



課スル夫役ニ付テハ之ヲ適用セム

第二百二十六條 非常災害ノ爲必要アルトキハ市ハ他人ノ土地ヲ一時使用シ又ハ其ノ土石竹木其ノ他ノ物品ヲ使用シ若ハ收用スルコトヲ得但シ其ノ損失ヲ補償スヘシ

前項ノ場合ニ於テ危険防止ノ爲必要アルトキハ市長。警察官吏又ハ監督官廳ハ市内ノ居住者ヲシテ防禦ニ從事セシムルコトヲ得

第一項但書ノ規定ニ依リ補償スヘキ金額ハ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ鑑定人ノ意見ヲ徵シ府縣知事之ヲ決定ス決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

前項ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ本人ニ交付スヘシ

第一項ノ規定ニ依リ土地ノ一時使用ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ府縣知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第二百二十七條 市税ノ賦課ニ關シ必要アル場合ニ於テハ當該官吏ハ日出ヨリ日没迄ノ間營業者ニ關シテハ仍其ノ營業時間内家宅若ハ營業所ニ應檢シ又ハ帳簿物件ノ検査ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ市令ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ徵收スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ土地ノ一時使用ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ府縣知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

前項ノ決定ニ付テハ府縣知事又ハ市長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第四項ノ處分中差押物件ノ公買ハ處分ノ確定ニ至ル迄執行ヲ停止ス

第二百三十二條 市ハ其ノ負債ヲ償還スル爲メ市ノ永久ノ利益ト爲ルヘキ支出ヲ爲ス爲又ハ天災事變等ノ爲必要アル場合ニ限リ市債ヲ起スコトヲ得

市債ヲ起スニ付市會ノ議決ヲ經ルトキハ伊セテ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ニ付議決ヲ經ヘシ

市長ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲市參事會ノ議決ヲ經テ一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得

町村制

簿物件ノ検査ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ當該官吏ハ其ノ身分ヲ證明スヘキ證據ヲ携帶スヘシ

第二百二十八條 市長ハ納稅者中特別ノ事情アル者ニ對シ納稅延期ヲ許スコトヲ得其ノ年度ヲ越スル場合ハ市參事會ノ議決ヲ經ヘシ

市ハ特別ノ事情アル者ニ限リ市税ヲ減免スルコトヲ得

第二十九條 使用料手数料及特別税ニ關スル事項ニ付テハ市條例ヲ以テ之ヲ規定スヘシ其ノ條例中ニハ五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得

財產又ハ營造物ノ使用ニ關シテハ市條例ヲ以テ五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得

過料ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ市長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二百三十條 市税ノ賦課ノ受ケタル者其ノ賦課ニ付違法又ハ錯誤アリト認ムルトキハ徵稅令書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ市長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

前項ノ借入金ハ其ノ會計年度内ノ収入ヲ以テ償還スヘシ

第二百三十三條 市長ハ每會計年度歲入豫算ヲ調製シ連クモ年度開始ノ一月前ニ市會ノ議決ヲ經ヘシ

市ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依リ豫算ヲ市會ニ提出スルコトキハ市長ハ併セテ事務報告書及財産表ヲ提出スヘシ

第二百三十四條 市長ハ市會ノ議決ヲ經テ定既豫算ノ追加又ハ更正ヲ爲スコトヲ得

第二百三十五條 市費ヲ以テ支辨スル事件ニシテ數年ヲ期シテ其ノ費用ヲ支出スヘキモノハ市會ノ議決ヲ經テ其ノ年間各年度ノ支出額ヲ定メ繼續費ト爲スコトヲ得

財産又ハ營造物ヲ使用スル權利ニ關シ

異議アル者ハ之ヲ市長ニ申立ツルコトヲ得

前二項ノ異議ハ之ヲ市參事會ノ決定ニ付スヘシ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第五項ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一項及前項ノ規定ハ使用料手数料及加入金ノ徵收既夫役現品ノ賦課ニ關シ之ヲ準用ス

前二項ノ規定ニ依リ決定及裁決ニ付テハ市長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二百三十一條 市税、使用料、數行、加入金、過料、過意金其ノ他ノ市ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ市長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ

夫役現品ノ賦課ヲ受ケタル者定期内ニ其ノ履行ヲ爲サス又ハ夫役現品ニ代フ金銀ヲ納メサルトキハ市長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ急迫ノ場合ニ賦課シタル夫役ニ付テハ更ニ之ヲ金銀ニ算出シ期限ヲ指定シテ其ノ納付ヲ命スヘシ

第二百三十八條 市ハ特別會計ヲ設クルコトヲ得

第二百三十九條 市會ニ於テ議決シタルトキハ市長ヨリ其ノ豫本ヲ收入役ニ交付スヘシ

收入役ハ市長ハ監督官廳ノ命令アルニ非サレハ支拂ヲ爲スコトヲ得命令ヲ受ケルモノノ支出ノ豫算ナク且豫備費支出、費目流用其ノ他財務ニ關スル規定ニ依リ支出ヲ爲スコトヲ得サルトキ亦同シ

第二百四十條 市ノ支拂金ニ關スル時効ニ付テハ政府ノ支拂金ノ例ニ依ル

第二百四十一條 市ノ出納ハ毎月例日ヲ定メテ之ヲ検査シ且每會計年度少クトモ二回臨時検査ヲ爲スヘシ

検査ハ市長之ヲ爲シ臨時検査ニハ名譽職參事會員ニ於テ互選シタル參事會員二人以上ノ立會ヲ要ス



決算ハ其ノ規定ニ關スル市會ノ議決ト  
共ニ之ヲ府縣知事ニ報告シ且其ノ要領  
ヲ告示スヘシ  
決算ヲ市參事會ノ會議ニ付スル場合ニ  
於テハ市長市參事及助役ハ其ノ議決ニ  
加ハルコトヲ得ス  
第百四十三條 豫算調製ノ式、費目流用  
其ノ他財務ニ關シ必要ナル規定ハ内務  
大臣之ヲ定ム  
第百四十四條 市ノ一部ニシテ財産ヲ有  
シ又ハ營造物ヲ設ケタルモノアルトキ  
ハ其ノ財産又ハ營造物ノ管理及處分ニ  
付テハ本法中市ノ財産又ハ營造物ニ關  
スル規定ニ依ル但シ法律勅令中別段ノ  
規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス  
前項ノ財産又ハ營造物ニ關シ特ニ要ス  
ル費用ハ其ノ財産又ハ營造物ノ屬スル  
市ノ一部ノ負擔トス  
前二項ノ場合ニ於テハ市ノ一部ハ其ノ  
會計ヲ分別スヘシ  
第百四十五條 前條ノ財産又ハ營造物ニ關  
シ必要アリト認ムルトキハ府縣知事ハ  
市會ノ意見ヲ徵シ府縣參事會ノ議決ヲ  
經テ市條例ヲ設定シ區會ヲ設ケテ市會  
ノ議決スヘキ事項ヲ議決セシムルコト  
ヲ得  
第百四十六條 區會議員ハ市ノ名譽職ト

ス其ノ定數、任期、選舉權及被選舉權  
ニ關スル事項ハ前條ノ市條例中ニ之ヲ  
規定スヘシ  
區會議員ノ選舉ニ付テハ市會議員ニ關  
スル規定ヲ準用ス但シ選舉人名簿又ハ  
選舉若ハ當選ノ效力ニ關スル異議ノ決  
定及被選舉權ノ有無ノ決定ハ市會ニ於テ  
之ヲ爲スヘシ  
區會議員ノ選舉ニ付テハ前條ノ市條例  
ヲ以テ選舉人ノ等級ヲ設ケサルコトヲ  
得  
區會ニ關シテハ市會ニ關スル規定ヲ準  
用ス  
第百四十七條 第百四十四條ノ場合ニ於  
テ市ノ一部府縣知事ノ處分ニ不服アル  
トキハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得  
第百四十八條 第百四十四條ノ市ノ一部  
ノ事務ニ關シテハ本法ニ規定スルモノ  
ノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
第八章 市町村組合  
第百四十九條 市町村ハ其ノ事務ノ一部  
ヲ共同處理スル爲其ノ協議ニ依リ府縣  
知事ノ許可ヲ得テ市町村組合ヲ設ケル  
コトヲ得  
公益上必要アル場合ニ於テハ府縣知事  
ハ關係アル市町村會ノ意見ヲ徵シ府縣  
參事會ノ議決ヲ經内務大臣ノ許可ヲ得

テ前項ノ市町村組合ヲ設ケタルコトヲ得  
市町村組合ハ法人トス  
第百五十條 市町村組合ニシテ其ノ組合  
市町村ノ數ヲ増減シ又ハ共同事務ノ變  
更ヲ爲サムトスルトキハ關係市町村ノ  
協議ニ依リ府縣知事ノ許可ヲ受クヘシ  
公益上必要アル場合ニ於テハ府縣知事  
ハ關係アル市町村會ノ意見ヲ徵シ府縣  
參事會ノ議決ヲ經内務大臣ノ許可ヲ得  
テ組合市町村ノ數ヲ増減シ又ハ共同事  
務ノ變更ヲ爲スコトヲ得  
第百五十一條 市町村組合ヲ設ケタルトキ  
ハ關係市町村ノ協議ニ依リ組合規約ヲ  
定メ府縣知事ノ許可ヲ變更セムトスル  
トキ亦同シ  
公益上必要アル場合ニ於テハ府縣知事  
ハ關係アル市町村會ノ意見ヲ徵シ府縣  
知事會ノ議決ヲ經内務大臣ノ許可ヲ得  
テ組合規約ヲ定メ又ハ變更スルコトヲ  
得  
第百五十二條 組合規約ニシテ組合ノ名稱  
組合ヲ組織スル市町村、組合ノ共同事  
務、組合役場ノ位置、組合會ノ組織及  
組合會議員ノ選舉、組合吏員ノ組織及  
選任並組合費用ノ支辨方法ニ付規定ヲ  
設ケヘシ  
第百五十三條 市町村組合ヲ解カムトス

ルトキハ關係市町村ノ協議ニ依リ府縣  
知事ノ許可ヲ受クヘシ  
公益上必要アル場合ニ於テハ府縣知事  
ハ關係アル市町村會ノ意見ヲ徵シ府縣  
參事會ノ議決ヲ經内務大臣ノ許可ヲ得  
テ市町村組合ヲ解クコトヲ得  
第百五十四條 第百五十一條及前條  
第一項ノ場合ニ於テ財産ノ處分ニ關ス  
ル事項ハ關係市町村ノ協議ニ依リ府縣  
知事ノ許可ヲ受クヘシ  
第五十條第二項及前條第二項ノ場合ニ  
於テ財産ノ處分ニ關スル事項ハ關係  
市町村會ノ意見ヲ徵シ府縣參事會ノ  
議決ヲ經内務大臣ノ許可ヲ得テ府縣參  
事會之ヲ定ム  
第百五十五條 第百四十九條第一項第百  
五十三條第一項及前條第一項ノ規定ニ  
依リ府縣知事ノ處分ニ不服アル市町村  
又ハ市町村組合ハ内務大臣ニ訴願スル  
コトヲ得  
組合費ノ分賦ニ關シ違法又ハ錯誤アリ  
ト認ムル市町村ハ其ノ告知アリタル日  
ヨリ三月以内ニ組合ノ管理者ニ異議ノ  
申立ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ異議ハ之ヲ組合會ノ決定ニ付ス  
ヘシ其ノ決定ニ不服アル市町村ハ府縣

參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第四項ノ  
裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出  
訴スルコトヲ得  
前項ノ決定及裁決ニ付テハ組合ノ管理  
者ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコト  
ヲ得  
前二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ  
訴訟ヲ提起スルコトヲ得  
第百五十六條 市町村組合ニ關シテハ法  
律勅令中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ  
外市ニ關スル規定ヲ準用ス  
第九章 市ノ監督  
第百五十七條 市ハ第一次ニ於テ府縣知  
事之ヲ監督シ第二次ニ於テ内務大臣之  
ヲ監督ス  
第百五十八條 本法中別段ノ規定アル場  
合ヲ除クノ外市ノ監督ニ關スル府縣知  
事ノ處分ニ不服アル市ハ内務大臣ニ訴  
願スルコトヲ得  
第百五十九條 本法中行政裁判所ニ出訴  
スルコトヲ得ヘキ場合ニ於テハ内務大  
臣ニ訴願スルコトヲ得  
第百六十條 異議ノ申立又ハ訴願ノ提起  
ハ處分決定又ハ裁決アリタル日ヨリ二  
十一日以内ニ之ヲ爲スヘシ但シ本法中  
別ニ期間ヲ定ニタルモノハ此ノ限ニ在  
ラス

行政訴訟ノ提起ハ處分決定裁定又ハ裁  
決アリタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲  
スヘシ  
異議ノ申立ニ關スル期間ノ計算ニ付テ  
ハ訴願法ノ規定ニ依ル  
異議ノ申立ハ期間經過後ニ於テモ若  
シハニ事由アリト認ムルトキハ仍之ヲ  
受理スルコトヲ得  
異議ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ  
理由ヲ附シ之ヲ申立人ニ交付スヘシ  
異議ノ申立アルモ處分ノ執行ハ之ヲ停  
止セズ但シ行政廳ハ其ノ職權ニ依リ又  
ハ關係者ノ請求ニ依リ必要ト認ムルト  
キハ之ヲ停止スルコトヲ得  
第百六十條 監督官廳ハ市ノ監督上必  
要アル場合ニ於テハ事務ノ報告ヲ爲サ  
シメ、書狀檢査ヲ徵シ及實地ニ視察事  
務ヲ觀察シ又ハ出納ヲ檢閲スルコトヲ  
得  
監督官廳ハ市ノ監督上必要ナル命令ヲ  
發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得  
上級監督官廳ハ下級監督官廳ノ市ノ監  
督ニ關シテ爲シタル命令又ハ處分ヲ停  
止シ又ハ取消スコトヲ得  
第百六十二條 内務大臣ハ市會ノ解散ヲ  
命スルコトヲ得  
市會解散ノ場合ニ於テハ三月以内ニ

市町村制







定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
附則 (十年法律第五十八號)  
本法中公民權及選舉ニ關スル規定ハ次  
ノ通り施行シ其ノ他ノ規定  
ノ施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
神戶縣ノ區ヲ廢シテ市ヲ置カムトスル  
トキハ第三條ノ例ニ依ル  
附則 (十一年法律第五十六號)  
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
大正十一年勅令第二百五十五號ヲ以テ  
同年五月十五日ヨリ施行ス  
北海道ノ區ヲ廢シテ市ヲ置カムトスル  
トキハ第三條ノ例ニ依ル

○町村制 (明治四十四年四月六日)  
法律第六十九號

第一章 總則  
第一條 町村ハ從來ノ區域ニ依ル  
第二條 町村ハ法人トシ官ノ監督ヲ承ケ  
法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務並ニ  
法中改正)

町村制

第一條 町村ハ從來ノ區域ニ依ル  
第二條 町村ハ法人トシ官ノ監督ヲ承ケ  
法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務並ニ  
法中改正)

來法令又ハ慣例ニ依リ及將來法律勅令  
ニ依リ町村ニ屬スル事務ヲ處理ス  
第三條 町村ノ廢置ニ合又ハ境變更ヲ  
爲サムトスルトキハ府縣知事ハ關係ア  
ル市町村會ノ意見ヲ徵シ府縣知事會ノ  
議決ヲ經内務大臣ノ許可ヲ得テ之ヲ定  
ム所屬未定地ヲ町村ノ區域ニ編入セム  
トスルトキ亦同シ  
第四條 町村ノ廢置ニ合又ハ境變更ヲ  
爲サムトスルトキハ府縣知事會ノ  
議決ヲ經内務大臣ノ許可ヲ得テ之ヲ定  
ム所屬未定地ヲ町村ノ區域ニ編入セム  
トスルトキ亦同シ  
第五條 町村ノ名稱ヲ變更シ又ハ村ヲ町  
トシテ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ關係町  
村ニ交付スヘシ  
第六條 町村ノ名稱ヲ變更シ又ハ村ヲ町  
トシテ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ關係町  
村ニ交付スヘシ

六七〇

ト爲シ若ハ町ヲ村ト爲サムトスルト  
ハ町村ハ内務大臣ノ許可ヲ受クヘシ  
町村役場ノ位置ヲ定ム又ハ之ヲ變更セ  
ムトスルトキハ町村ハ府縣知事ノ許可  
ヲ受クヘシ  
第七條 町村住民ニシテ左ノ要件ヲ具備  
スル者ハ町村公民トシ但シ貧困ノ爲公  
費ノ救助ヲ受ケタル後二年ヲ經サル者  
ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ此  
ノ限ニ在ラス(大正十年四月法律第五  
十九號ヲ以テ本項改正)  
一 帝國臣民タル男子ニシテ年齡二十  
五年以上ノ者  
二 獨立ノ生計ヲ營ム者  
三 二年以來其ノ町村住民タル者  
四 二年以來其ノ町村ノ直接町村稅ヲ  
納ムル者  
町村ハ前項二年ノ制限ヲ特免スルコト  
ヲ得  
家督相続ニ依リ財產ヲ取得シタル者ニ  
付テハ其ノ財產ニ付被相続人ノ爲シテ

ル納稅ヲ以テ其ノ者ノ爲シタル納稅ト  
爲ス  
町村民ノ條件中其ノ年限ニ關スルモ  
ノハ市町村ノ廢置分合又ハ境變更ノ  
爲中斷セラレルトナシ  
直接町村稅ヲ賦課セザル町村ニ於テハ  
町村民ノ要件中納稅ニ關スル規定ヲ  
適用セズ  
第八條 町村民ハ町村ノ選舉ニ參與シ  
町村民ノ名譽職ニ選舉セラレ權利ヲ有  
シ町村民ノ名譽職ヲ擔任スル義務ヲ負  
フ各號ノ一ニ當ラザル者ニシテ名  
譽職ノ當選ヲ辭シ又ハ其ノ職ヲ辭シ若  
ハ其ノ職務ヲ實際ニ執行セザルトキハ  
町村民ハ一年以上四年以下其ノ町村民  
權ヲ停止シ場合ニ依リ其ノ停止期間以  
內其ノ者ノ負擔スヘキ町村稅ノ十分ノ  
一以上四分ノ一以下ヲ増課スルコトヲ  
得  
一 疾病ニ罹リ公務ニ堪ヘザル者  
二 職務ノ爲常ニ町村内ニ居ルコトヲ  
得ザル者  
三 年齡六十一年以上ノ者  
四 官公職ノ爲町村民ノ公務ヲ執ルコト  
ヲ得ザル者  
五 四年以上名譽職町村吏員町村會議  
員又ハ區會議員ノ職ニ任シ爾後同一ノ

町制

期間ヲ超過セザル者  
六 其ノ他町村會ノ議決ニ依リ正當ノ  
理由アリト認ムル者  
前項ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不  
服アルトキハ府縣知事會ニ訴願シ其ノ  
裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出  
訴スルコトヲ得  
第二項ノ處分ハ其ノ確定ニ至ル迄執行  
ヲ停止ス  
第三項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ町  
村長ヨリモ訴訟ヲ提起スコトヲ得  
第九條 町村民第七條第一項ニ掲ケタ  
ル要件ノ一ヲ闕キ又ハ同項但書ニ當ル  
ニ至リタルトキハ其ノ公民權ヲ失フ町  
村民租稅滯納處分中其ノ公民權ヲ  
停止ス家賃分數若ハ破産ノ宣告ヲ受ケ  
其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ決定確  
定スルニ至ル迄又ハ六年未滿ノ懲役又  
ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキヨリ其  
ノ執行ヲ終リ若ハ其ノ執行ヲ受クルコ  
トナキニ至ル迄亦同シ(同上ヲ以テ本  
項改正)  
陸海軍ノ現役ニ服スル者ハ町村ノ公務  
ニ參與スルコトヲ得ス其ノ他ノ兵役ニ  
在ル者ニシテ戰時又ハ事變ニ際シ召集  
セラレタルトキ亦同シ  
第十條 町村民ノ權利義務又ハ  
町村ノ事務ニ關シ町村條例ヲ設クルコ  
トヲ得  
町村民ハ町村ノ普通物ニ關シ町村條例ヲ  
以テ規定スルモノノ外町村規則ヲ設ク  
ルコトヲ得  
町村條例及町村規則ハ一定ノ公告式ニ  
依リ之ヲ告示スヘシ  
第二章 町村會  
第十條 組織及選舉  
第十一條 町村民會議員ハ其ノ被選舉權ア  
ル者ニ就キ選舉人ノ之ヲ選舉ス  
議員ノ定數左ノ如シ  
一 人口千五百未滿ノ町村 八人  
二 人口千五百以上五千未滿ノ町村 十二人  
三 人口五千以上一萬未滿ノ町村 十八人  
四 人口一萬以上二萬未滿ノ町村 二十四人  
五 人口二萬以上ノ町村 三十人  
議員ノ定數ハ町村條例ヲ以テ特ニ之ヲ  
増減スルコトヲ得  
議員ノ定數ハ總選舉ヲ行フ場合ニ非サ  
レハ之ヲ増減セズ但シ著シク人口ノ増  
減アリタル場合ニ於テ内務大臣ノ許可  
ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

六七五

第十條 組織及選舉  
第十一條 町村民會議員ハ其ノ被選舉權ア  
ル者ニ就キ選舉人ノ之ヲ選舉ス  
議員ノ定數左ノ如シ  
一 人口千五百未滿ノ町村 八人  
二 人口千五百以上五千未滿ノ町村 十二人  
三 人口五千以上一萬未滿ノ町村 十八人  
四 人口一萬以上二萬未滿ノ町村 二十四人  
五 人口二萬以上ノ町村 三十人  
議員ノ定數ハ町村條例ヲ以テ特ニ之ヲ  
増減スルコトヲ得  
議員ノ定數ハ總選舉ヲ行フ場合ニ非サ  
レハ之ヲ増減セズ但シ著シク人口ノ増  
減アリタル場合ニ於テ内務大臣ノ許可  
ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ



第十二條 町村民ハ總ノ選舉權ヲ有ス  
但シ公民權停止中ノ者又ハ第九條第三  
項ノ場合ニ當ル者ハ此ノ限ニ在ラス  
(大正十年法律第五十九號ヲ以テ第二  
項乃至第五項削除)

第十三條 町村ハ町村條例ヲ以テ選舉人  
ヲ分チテ二級ト爲スコトヲ得此ノ場合  
ニ於テハ市制ノ例ニ依ル(大正十年法  
律第五十九號ヲ以テ改正)

第十四條 特別ノ事情アルトキハ町村ハ  
部長ノ許可ヲ得區劃ヲ定メテ選舉分會  
ヲ設ケルコトヲ得(同上)

第十五條 選舉權ヲ有スル町村民ハ被  
選舉權ヲ有ス  
左ニ掲ケタル者ハ被選舉權ヲ有セス其ノ  
之ヲ罷ンタル後一月ヲ經過セザル者亦  
同シ

一 所屬府縣郡ノ官吏及有給吏員  
二 其ノ町村ノ有給吏員  
三 檢察官及官吏及收稅官吏  
四 神官神職僧侶其ノ他諸宗教師  
五 小學校教員

町村ニ對シ請負ヲ爲ス者及其ノ支配人  
又ハ主トシテ同一ノ行爲ヲ爲ス法人ノ  
無限責任社員役員及支配人ハ被選舉權  
ヲ有セス(大正十年法律第五十九號ヲ  
以テ本項改正)

補項ノ役員トハ取締役、監査役及之ニ  
準スヘキ者並清國人ヲ謂フ(同上)

父子兄弟タル緣故アル者ハ同時ニ町村  
會議員ノ職ニ在ルコトヲ得ス其ノ同時  
ニ選舉セラレタルトキハ得票ノ數ニ依  
リ其ノ多キ者一人ヲ當選者トシ同數ナ  
ルトキハ年長者ヲ當選者トシ年同數ナ  
ルトキハ町村長抽籤シテ當選者ヲ定ム  
其ノ時ヲ異ニシテ選舉セラレタルトキ  
ハ後ニ選舉セラレタル者議員タルコト  
ヲ得ス(同上)

議員ト爲リタル後前項ノ緣故ヲ生シタ  
ル場合ニ於テハ年少者其ノ職ヲ失フ年  
齡同シキトキハ町村長抽籤シテ失職者  
ヲ定ム(同上)

町村長又ハ助役ト父子兄弟タル緣故ア  
ル者ハ町村會議員ノ職ニ在ルコトヲ得  
ス

第十六條 町村會議員ハ名譽職トス  
議員ノ任期ハ四年トシ總選舉ノ日ヨリ  
之ヲ起算ス(同上)

議員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲任  
要スル者アルトキハ町村長抽籤シテ之  
ヲ定ム但シ議員アルトキハ其ノ議員ヲ  
以テ之ニ充ツヘシ(同上)

議員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲新ニ選  
舉セラレタル議員ハ補選ニ依リ選舉

第十七條 町村會議員中議員ヲ生シ其ノ  
議員定數ノ三分ノ一以上ニ至リタ  
ルトキ又ハ郡市町村長若ハ町村會ニ於  
テ必要ト認ムルトキハ補選選舉ヲ行フ  
ヘシ議員定數ト爲リタルトキハ其ノ議員  
カ第二十七條第二項ノ規定ノ適用ニ依  
リ當選者ト爲リタル者ナル場合又ハ本  
條本項若ハ第三十條ノ規定ニ依リ第  
十七條第二項ノ規定ノ適用ニ依リ當選  
者ト爲リタル者ナル場合ニ於テハ町村  
長ハ直ニ第二十七條第二項ノ規定ノ適  
用又ハ準用ヲ受ケタル他ノ得票者ニ就  
キ當選者ヲ定ムヘシ此ノ場合ニ於テハ  
第二十七條第二項ノ規定ヲ準用ス(大  
正十年法律第五十九號ヲ以テ本法追加  
第三項削除)

補選議員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任  
ス

第十八條 町村長ハ選舉期日前六十日ヲ  
期トシ其ノ日ノ現在ニ依リ選舉人ノ登  
格ヲ記載セル選舉人名簿ヲ調製スヘシ  
(大正十年法律第五十九號ヲ以テ本條  
第十二項削除)

町村長ハ選舉期日前四十日ヲ期トシ其  
ノ日ヨリ七日間毎日午前八時ヨリ午後

町村役場又ハ告示シタル場所ニ  
於テ選舉人名簿ヲ關係者ノ縱覽ニ供ス  
ヘシ關係者ニ於テ異議アルトキハ縱覽  
期間内ニ之ヲ町村長ニ申立ツルコトヲ  
得此ノ場合ニ於テハ町村長ハ縱覽期間  
満了後三日以内ニ町村會ノ決定ニ付ス  
ヘシ 村會ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨ  
リ七日以内ニ之ヲ決定スヘシ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ府縣選舉會  
ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第四項ノ裁決ニ  
不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコ  
トヲ得

第二項ノ決定及前項ノ裁決ニ付テハ町  
村長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコ  
トヲ得

前二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ  
訴訟ヲ提起スコトヲ得

前四項ノ場合ニ於テ決定若ハ裁決確定  
シ又ハ判決アリタルニ依リ名簿ノ修正  
ヲ要スルトキハ町村長ハ其ノ確定期日  
前ニ修正ヲ加フヘシ

選舉人名簿ハ選舉期日前三日ヲ以テ確  
定ス

確定名簿ハ第三條ノ處分アリタル場合  
ニ於テ府縣知事ノ指定スルモノヲ除ク  
ノ外其ノ確定シタル日ヨリ一年以内ニ  
於テ行フ選舉ニ之ヲ用ウ但シ名簿確定

後裁決確定シ又ハ判決アリタルニ依  
リ名簿ノ修正ヲ要スルトキハ選舉期終  
了後ニ於テ次ノ選舉期日前四日迄ニ  
之ヲ修正スヘシ

選舉人名簿ヲ修正シタルトキハ町村長  
ハ直ニ其ノ要領ヲ告示スヘシ

選舉分會ヲ設ケタルトキハ町村長ハ確定  
名簿ニ依リ分會ノ區劃毎ニ名簿ノ抄本  
ヲ調製スヘシ

確定名簿ニ登錄セラレザル者ハ選舉ニ  
參與スルコトヲ得ス但シ選舉人名簿ニ  
登錄セラレヘキ確定裁決書又ハ判決書  
ヲ所持シ選舉ノ當日選舉會場ニ到ル者  
ハ此ノ限ニ在ラス

確定名簿ニ登錄セラレタル者選舉權ヲ  
有セザルトキハ選舉ニ參與スルコトヲ  
得ス但シ名簿ハ之ヲ修正スル限ニ在ラ  
ス

第二項乃至第五項ノ場合ニ於テ決定若  
ハ裁決確定シ又ハ判決アリタルニ依  
リ名簿無効ト爲リタルトキハ更ニ名簿ヲ  
調製スヘシ其ノ名簿ノ調製、縱覽、修  
正、確定及異議ノ決定ニ關スル期日、  
期限及期間ハ郡長ノ定ムル所ニ依リ名  
簿ノ喪失シタルトキ亦同シ

選舉人名簿調製後ニ於テ選舉期日ヲ變  
更スルコトアルモ其ノ名簿ヲ用テ

修正、確定及異議ノ決定ニ關スル期日  
期限及期間ハ前選舉期日ニ依リ之ヲ算  
定ス

第十九條 町村長ハ選舉期日前少ク  
モ七日間選舉會場、投票ノ日時及選  
舉スヘキ議員數ヲ告示スヘシ選舉分會  
ヲ設ケタル場合ニ於テハ併セテ其ノ區劃  
ヲ告示スヘシ(大正十年法律第五十九  
號ヲ以テ本項改正)

選舉分會ノ選舉ハ本會同日時ニ之ヲ  
行フヘシ(同上)以テ本項改正

天災事變等ニ依リ選舉ヲ行フコト能ハ  
サルニ至リタルトキハ町村長ハ其ノ選  
舉ヲ終ラサル選舉會場又ハ選舉分會ノ  
ニ關シ更ニ選舉會場及投票ノ日時ヲ告  
示シ選舉ヲ行フヘシ(同上)

第二十條 町村長ハ選舉長ト爲リ選舉會  
場ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ス

選舉分會ハ町村長ノ指名シタル吏員選  
舉分會長ト爲リ之ヲ開閉シ其ノ取締ニ  
任ス

町村長ハ選舉人中ヨリ二人乃至四人ノ  
選舉立會人ヲ選任スヘシ但シ選舉分會  
ヲ設ケタルトキハ各別ニ選舉立會人ヲ  
設ケヘシ

選舉立會人ハ名譽職トス

第二十一條 選舉人ニ非サル者ハ選舉會

町村制



場に入ルコトヲ得ス但シ選舉會場ノ事務ニ從事スル者、選舉會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ警察官吏ハ此ノ限ニ在ラス

選舉會場於演説討論ヲ爲シ若ハ喧擾ニ涉リ又ハ投票ニ關シ協議者ハ勸誘ヲ爲シ其ノ他選舉會場ノ秩序ヲ紊ス者アルトキハ選舉長又ハ分會長ハ之ヲ制止シ命ニ從ハサルトキハ之ヲ選舉會場外ニ退出セシムヘシ

前項ノ規定ニ依リ退出セシメラレタル者ハ最後ニ至リ投票爲スコトヲ得但シ選舉長又ハ分會長會場ノ秩序ヲ紊スノ虞ナシト認ムル場合於テ投票ヲ爲サシムルヲ妨ケス

第二十二條 選舉ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ  
投票ハ一人一票ニ限ル  
選舉人ハ選舉ノ當日投票時間内ニ自ラ選舉會場ニ到リ選舉人名簿又ハ其ノ抄本ノ對照ヲ經テ投票ヲ爲スヘシ

投票時間内ニ選舉會場ニ入りタル選舉人ハ其ノ時間ヲ過タルモ投票ヲ爲スコトヲ得  
選舉人ハ選舉會場ニ於テ投票用紙ニ自ラ被選舉人一人ノ氏名ヲ記載シテ投票スヘシ(大正十年法律第五十九號ヲ以テ改正)

本項但書削除  
自ラ被選舉人ノ氏名ヲ書スルコト能ハサル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得ス  
投票用紙ハ町村長ノ定ムル所ニ依リ一定ノ式ヲ用ウヘシ

選舉分會ニ於テ爲シタル投票ハ分會長少クとも一人ノ選舉立會人共ニ投票兩ノ儘之ヲ本會ニ送致スヘシ  
第二十三條 第三十條若ハ第三十四條ノ選舉員選舉又ハ補選選舉同時ニ行フ場合於テハ一ノ選舉以テ合併シテ之ヲ行フ(同上ヲ以テ改正)

第二十四條 (大正十年法律第五十九號ヲ以テ削除)  
第二十五條 左ノ投票ハ之ヲ無効トス  
一 成規ノ用紙ヲ用キサルモノ  
二 現町村會議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ  
三 一票中二人以上ノ被選舉人ノ氏名ヲ記載シタルモノ  
四 被選舉人ノ何人タルカヲ確認シ難キモノ  
五 被選舉權ナキ者ノ氏名ヲ記載シタルモノ  
六 被選舉人ノ氏名ノ外他事ヲ記入シタルモノ但シ爵位職業身分住所又ハ敬稱ノ類ヲ記入レタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二十六條 投票ノ拒否及效力ハ選舉立會人ノ決定ス可否同數ナルトキハ選舉長之ヲ決スヘシ  
選舉分會於ケル投票ノ拒否ハ其ノ選舉立會人ノ決定ス可否同數ナルトキハ分會長之ヲ決スヘシ

第二十七條 町村會議員ノ選舉ハ有效投票ノ最多數ヲ得ル者ヲ以テ當選者トス但シ選舉スヘキ議員數ヲ以テ選舉人名簿ニ登錄セラレタル人員數ヲ除シテ得タル數ノ七分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス(大正十年法律第五十九號ヲ以テ本項改正)  
前項ノ規定ニ依リ當選者ヲ定ムルニ當リ得票ノ數同シキトキハ年長者ヲ取リ年齡同シキトキハ選舉長抽籤シテ之ヲ定ムヘシ

第七 被選舉人ノ氏名ヲ自書セサルモノ(大正十年法律第五十九號ヲ以テ本條追加第二項削除)  
第二十八條 選舉長又ハ分會長ハ選舉會場ヲ調整シテ選舉又ハ投票ノ期末ヲ記載シ選舉又ハ投票ヲ終リタル後之ヲ期滿シ選舉立會人二人以上ト共ニ之ニ署名スヘシ  
選舉分會長ハ投票圖ト同時ニ選舉會場ヲ

本會ニ送致スヘシ  
選舉會場ハ投票選舉人名簿其ノ他ノ關係書類ト共ニ選舉及當選ノ效力確定スルニ至ル迄之ヲ保存スヘシ

第二十九條 當選者定マリタルトキハ町村長ハ直ニ當選者ニ當選ノ旨ヲ告知スヘシ(同上ヲ以テ第三項削除)  
當選者當選ヲ辭セムトスルトキハ當選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ之ヲ町村長ニ申立ツヘシ

第十五條第二項ニ掲ケサル官吏ニシテ當選シタル者ハ所屬長官ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ之ニ應スルコトヲ得ス  
前項ノ官吏ハ當選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ニ應スヘキ旨ヲ町村長ニ申立テサルトキハ其ノ當選ヲ辭シタルモノト看做ス(同上ヲ以テ本項改正)

第三十條 當選者當選ヲ辭シタルトキ死亡者ナルトキ又ハ選舉ニ關スル犯罪ニ依リ刑ニ處セラレ其ノ當選無効ト爲リタルトキハ更ニ選舉ヲ行フヘシ但シ其ノ當選者第二十七條第二項ノ規定ノ適用又ハ準用ニ依リ當選者ト爲リタル者ナル場合ニ於テハ第十七條第二項ノ例ニ依ル(大正十年法律第五十九號ヲ以テ全條改正)

第三十一條 選舉ヲ終リタルトキハ町村長ハ直ニ選舉ノ結果ニ異動ヲ生スルニ報告スヘシ  
第二十九條 第二項ノ期間ヲ經過シタルトキ又ハ同條第四項ノ申立アリタルトキハ町村長ハ直ニ當選者ノ住所氏名ヲ告示シ併セテ之ヲ郡長ニ報告スヘシ(大正十年法律第五十九號ヲ以テ本項改正)

第三十二條 選舉ノ規定ニ違反スルコトアルトキハ選舉ノ結果ニ異動ヲ生スルノ虞アル場合ニ限リ其ノ選舉ノ全部又ハ一部ヲ無効トス  
第三十三條 選舉人選舉又ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ選舉ニ關シテハ選舉ノ日ヨリ當選ニ關シテハ第三十一條第二項ノ告示ノ日ヨリ七日以内ニ之ヲ町村長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ町村長ハ七日以内ニ町村會ノ決定ニ付スヘシ町村會ハ其ノ送付ヲ受

ケタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ決定スヘシ  
前項ノ決定ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願スルコトヲ得  
郡長ハ選舉又ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ府縣知事ノ指揮ヲ受ケ選舉ニ關シテハ第三十一條第一項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ當選ニ關シテハ同條第二項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ處分スルコトヲ得  
前項 處分アリタルトキハ同一事件ニ付爲シタル異議ノ申立及町村會ノ決定ハ無効トス  
第三項ノ處分ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第二項若ハ第六項ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得  
第一項ノ決定及第二項又ハ前項ノ裁決ニ付テハ町村長ヨリモ訴願又ハ出訴ヲ提起スルコトヲ得  
第二項第五項又ハ前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得  
第十七條、第三十條又ハ第三十四條第三項ノ選舉ハ之ニ關係アル選舉又ハ當選ニ關スル異議申立期間異議ノ決定若ハ訴願ノ裁決確定セサル間又ハ訴願ノ

ケタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ決定スヘシ  
前項ノ決定ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願スルコトヲ得  
郡長ハ選舉又ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ府縣知事ノ指揮ヲ受ケ選舉ニ關シテハ第三十一條第一項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ當選ニ關シテハ同條第二項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ處分スルコトヲ得  
前項 處分アリタルトキハ同一事件ニ付爲シタル異議ノ申立及町村會ノ決定ハ無効トス  
第三項ノ處分ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第二項若ハ第六項ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得  
第一項ノ決定及第二項又ハ前項ノ裁決ニ付テハ町村長ヨリモ訴願又ハ出訴ヲ提起スルコトヲ得  
第二項第五項又ハ前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得  
第十七條、第三十條又ハ第三十四條第三項ノ選舉ハ之ニ關係アル選舉又ハ當選ニ關スル異議申立期間異議ノ決定若ハ訴願ノ裁決確定セサル間又ハ訴願ノ



第三十八條 特別ノ事情アル町村ニ於テハ郡長ハ府縣知事ノ許可ヲ得テ其ノ町村ヲシテ町村會ヲ設ケス選舉權ヲ有スル町村公民ノ總會ヲ以テ之ニ充テシムルコトヲ得

町村總會ニ關シテハ町村會ニ關スル規定ヲ準用ス

第二款 職務權限

第三十九條 町村會ハ町村ニ關スル事件及法律勅令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事件ヲ議決ス

第四十條 町村會ノ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ

一 町村條例及町村規則ヲ設ケ又ハ改廢スル事

二 町村費ヲ以テ支辨スヘキ事業ニ關スル事但シ第七十七條ノ事務及法律勅令ニ規定スルモノハ此ノ限ニ在ラス

三 歳入出豫算ヲ定ムル事

四 決算報告ヲ認定スル事

五 法令ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料手数料加入金町村税又ハ夫役現品ノ賦課徴收ニ關スル事

六 不動産ノ管理處分及取得ニ關スル事

七 基本財産及積立金數等ノ設置管理及處分ニ關スル事

ニ處セラレタルトキ

町村長ハ町村會議員中被選舉權ヲ有セサル者アリト認ムルトキハ之ヲ町村會ノ決定ニ付スヘシ

町村會其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ決定スヘシ(同上)

第一項ノ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ府縣知事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第四項ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一項ノ決定及前項ノ裁決ニ付テハ町村長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第三十三條 第九號ノ規定ハ第一項及前第三項ノ場合ニ之ヲ準用ス(同上)

第三項ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其理由ヲ附シ之ヲ本人ニ交付スヘシ

第三十六條 第十八條及第三十三條ノ場合ニ於テ府縣知事會ノ決定及裁決ハ府縣知事、郡長ノ處分ハ郡長町村會ノ決定ハ町村長直ニ之ヲ告示スヘシ

第三十七條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル勅令ニ依リ設置スル議員ノ議員ニ選舉ニ付テハ衆議院議員選舉ニ關スル規則ヲ準用ス(同上ヲ以テ本項削除)

第三十八條 特別ノ事情アル町村ニ於テハ郡長ハ府縣知事ノ許可ヲ得テ其ノ町村ヲシテ町村會ヲ設ケス選舉權ヲ有スル町村公民ノ總會ヲ以テ之ニ充テシムルコトヲ得

町村總會ニ關シテハ町村會ニ關スル規定ヲ準用ス

第二款 職務權限

第三十九條 町村會ハ町村ニ關スル事件及法律勅令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事件ヲ議決ス

第四十條 町村會ノ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ

一 町村條例及町村規則ヲ設ケ又ハ改廢スル事

二 町村費ヲ以テ支辨スヘキ事業ニ關スル事但シ第七十七條ノ事務及法律勅令ニ規定スルモノハ此ノ限ニ在ラス

三 歳入出豫算ヲ定ムル事

四 決算報告ヲ認定スル事

五 法令ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料手数料加入金町村税又ハ夫役現品ノ賦課徴收ニ關スル事

六 不動産ノ管理處分及取得ニ關スル事

七 基本財産及積立金數等ノ設置管理及處分ニ關スル事

八 歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ及權利ノ拋棄ヲ爲ス事

九 財産及營造物ノ管理方法ヲ定ムル事但シ法律勅令ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

十 町村吏員ノ身元保證ニ關スル事

十一 町村ニ係ル訴訟及和解ニ關スル事

第四十一條 町村會ハ法律勅令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル選舉ヲ行フヘシ

第四十二條 町村會ノ事務ニ關スル書類及計費ヲ檢閲シ町村長ノ報告ヲ請求シテ事務ノ管理辦法ノ執行及出納ヲ檢査スルコトヲ得

町村會ハ議員中ヨリ委員ヲ選舉シ町村長又ハ其ノ指名シタル吏員立會ノ上實地ニ就キ前項町村會ノ權限ニ屬スル事件ヲ行ハシムルコトヲ得

第四十三條 町村會ハ町村ノ公益ニ關スル事件ニ付意見書ヲ町村長又ハ監督官ニ提出スルコトヲ得

第四十四條 町村會ハ行政廳ノ諮問アルハ意見ヲ答申スヘシ

町村會ノ意見ヲ徵シテ處ガラ爲スヘキ場合ニ於テ町村會成立セズ召集ニ應ゼス若ハ意見ヲ提出セズ又ハ町村會ヲ招

集スルコト能ハサルトキハ當該行政廳ハ其ノ意見ヲ俟タスシテ直ニ處分ヲ爲スコトヲ得

第四十五條 町村會ハ町村長ヲ以テ議長トス町村長故障アルトキハ其ノ代表者議長ノ職務ヲ代理ス町村長及其ノ代理者共ニ故障アルトキハ八年長ノ議員議長ノ職務ヲ代理ス年齢等シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條 町村長及其ノ委任及囑託ノ受ケタル者ハ會議ニ列席シテ議事ニ參與スルコトヲ得但シ議決ニ加ハルコトヲ得ス

前項ノ列席者發言ヲ求ムルトキハ議長ハ直ニ之ヲ許スヘシ但シ其ノ力爲議員ノ演說ヲ中止セシムルコトヲ得ス

第四十七條 町村會ハ町村長之ヲ召集スル議員定數三分ノ一以上ノ請求ルコトキハ町村長之ヲ召集スヘシ

町村長ハ必要アル場合ニ於テハ會期ヲ定メテ町村會ヲ召集スルコトヲ得

召集及會議ノ事件ハ開會ノ日ヨリ少クトモ三日前ニ之ヲ告知スヘシ但シ急務ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

町村會閉會中急務ヲ要スル事件アルトキハ町村長ハ直ニ之ヲ其ノ會議ニ付スルコトヲ得

三日前迄ニ告知ヲ爲シタル事件ハ亦シ

第四十八條 町村會ハ議員定數ノ半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得但シ第五十條ノ除斥ノ爲半數ニ滿タサルトキ同一ノ事件ニ付召集再回ニ至ルモ仍半數ニ滿タサルトキ又ハ召集ニ應スルモ出席議員定數ノ四分之三ニ於テ出席ヲ催告シ仍半數ニ滿タサルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四十九條 町村會ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第五十條 議長及議員ハ自己又ハ父母、祖父母、妻子、孫兄弟姉妹ノ一身上ニ關スル事件ニ付テハ其ノ議事ニ參與スルコトヲ得但シ町村會ノ同意ヲ得タルトキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ得

第五十一條 法律勅令ニ依リ町村會ニ於テ選舉ヲ行フトキハ一人毎ニ無記名投票ヲ爲シ有效投票ノ過半數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス過半數ヲ得タル者ナキトキハ最多數ヲ得タル者二人ヲ取り之ニ付決選投票ヲ爲サシム其ノ二人ヲ取ルニ當リ同數者アルトキハ八年長者ヲ



取リ年同シキトキハ議長抽籤シテ之ヲ定ム此ノ決選投票ニ於テハ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス同數ナルトキハ年長者ヲ取リ年同シキトキハ議長抽籤シテ之ヲ定ム

第五十三條 議長ハ會議ヲ總理シ會議ノ順序ヲ定ム其ノ日ノ會議ヲ閉閉シ議場ノ秩序ヲ保持シ

第五十四條 議員ハ選舉人ノ指示又ハ委員ノ身ニ涉リ言論スルコトヲ得ス

第五十五條 會議中本議又ハ會議規則ニ違ヒ其ノ他議場ノ秩序ヲ紊ス議員アルトキハ議長ハ之ヲ制止シ又ハ發言ヲ取消シシメ命ニ從ハサルトキハ當日ノ會議ヲ終ル迄發言ヲ禁止シ又ハ議場外ニ退去セシメ必要アル場合ニ於テハ警察官吏ノ處分ヲ求ムルコトヲ得

第五十六條 議員ハ會議中無禮ノ語ヲ用キ又ハ他人ノ身上ニ涉リ言論スルコトヲ得

第五十七條 議長ハ書記ヲシテ會議録ヲ記載セシムヘシ

第五十八條 議長ハ書記ヲシテ會議録ヲ記載セシムヘシ

第五十九條 町村會ハ會議規則及傍聽人取締規則ヲ設クヘシ

第六十條 町村ニ町村長及助役一人ヲ置ク但シ町村條例ヲ以テ助役ノ定數ヲ增

第五十三條 議長ハ會議ヲ總理シ會議ノ順序ヲ定ム其ノ日ノ會議ヲ閉閉シ議場ノ秩序ヲ保持シ

第五十四條 議員ハ選舉人ノ指示又ハ委員ノ身ニ涉リ言論スルコトヲ得ス

第五十五條 會議中本議又ハ會議規則ニ違ヒ其ノ他議場ノ秩序ヲ紊ス議員アルトキハ議長ハ之ヲ制止シ又ハ發言ヲ取消シシメ命ニ從ハサルトキハ當日ノ會議ヲ終ル迄發言ヲ禁止シ又ハ議場外ニ退去セシメ必要アル場合ニ於テハ警察官吏ノ處分ヲ求ムルコトヲ得

第五十六條 議員ハ會議中無禮ノ語ヲ用キ又ハ他人ノ身上ニ涉リ言論スルコトヲ得

第五十七條 議長ハ書記ヲシテ會議録ヲ記載セシムヘシ

第五十八條 議長ハ書記ヲシテ會議録ヲ記載セシムヘシ

第五十九條 町村會ハ會議規則及傍聽人取締規則ヲ設クヘシ

第六十條 町村ニ町村長及助役一人ヲ置ク但シ町村條例ヲ以テ助役ノ定數ヲ增

第六十一條 町村長及助役ハ名譽職トス町村ハ町村條例ヲ以テ町村長又ハ助役ヲ有給ト爲スコトヲ得

第六十二條 町村長及助役ノ任期ハ四年トス

第六十三條 町村長ハ町村會ニ於テ之ヲ選舉ス

第六十四條 町村長ヲ選舉シ又ハ助役ヲ定ム若ハ選舉シタルトキハ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第六十五條 町村長及助役ハ三月前ニ申立ツルトキハ任意退職スルコトヲ得

第六十六條 町村長及助役ハ第十五條第二項ニ掲ケタル職ト兼ヌルコトヲ得

第六十七條 町村ニ收入役一人ヲ置ク但シ特別ノ事情アル町村ニ於テハ町村條例ヲ以テ副收入役一人ヲ置クコトヲ得

第六十八條 町村ニ町村長及有給助役ハ郡長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ他ノ報償アル業務ニ從事スルコトヲ得

第六十九條 町村ハ臨時又ハ常設ノ委員ヲ置クコトヲ得

第七十條 名譽職町村長及名譽職助役其ノ他町村民ニ限リテ擔任スヘキ職務

第六十一條 町村長及助役ハ名譽職トス町村ハ町村條例ヲ以テ町村長又ハ助役ヲ有給ト爲スコトヲ得

第六十二條 町村長及助役ノ任期ハ四年トス

第六十三條 町村長ハ町村會ニ於テ之ヲ選舉ス

第六十四條 町村長ヲ選舉シ又ハ助役ヲ定ム若ハ選舉シタルトキハ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第六十五條 町村長及助役ハ三月前ニ申立ツルトキハ任意退職スルコトヲ得

第六十六條 町村長及助役ハ第十五條第二項ニ掲ケタル職ト兼ヌルコトヲ得

第六十七條 町村ニ收入役一人ヲ置ク但シ特別ノ事情アル町村ニ於テハ町村條例ヲ以テ副收入役一人ヲ置クコトヲ得

第六十八條 町村ニ町村長及有給助役ハ郡長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ他ノ報償アル業務ニ從事スルコトヲ得

第六十九條 町村ハ臨時又ハ常設ノ委員ヲ置クコトヲ得

第七十條 名譽職町村長及名譽職助役其ノ他町村民ニ限リテ擔任スヘキ職務

第六十一條 町村長及助役ハ名譽職トス町村ハ町村條例ヲ以テ町村長又ハ助役ヲ有給ト爲スコトヲ得

第六十二條 町村長及助役ノ任期ハ四年トス

第六十三條 町村長ハ町村會ニ於テ之ヲ選舉ス

第六十四條 町村長ヲ選舉シ又ハ助役ヲ定ム若ハ選舉シタルトキハ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第六十五條 町村長及助役ハ三月前ニ申立ツルトキハ任意退職スルコトヲ得

第六十六條 町村長及助役ハ第十五條第二項ニ掲ケタル職ト兼ヌルコトヲ得

第六十七條 町村ニ收入役一人ヲ置ク但シ特別ノ事情アル町村ニ於テハ町村條例ヲ以テ副收入役一人ヲ置クコトヲ得

第六十八條 町村ニ町村長及有給助役ハ郡長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ他ノ報償アル業務ニ從事スルコトヲ得

第六十九條 町村ハ臨時又ハ常設ノ委員ヲ置クコトヲ得

第七十條 名譽職町村長及名譽職助役其ノ他町村民ニ限リテ擔任スヘキ職務

第六十一條 町村長及助役ハ名譽職トス町村ハ町村條例ヲ以テ町村長又ハ助役ヲ有給ト爲スコトヲ得

第六十二條 町村長及助役ノ任期ハ四年トス

第六十三條 町村長ハ町村會ニ於テ之ヲ選舉ス

第六十四條 町村長ヲ選舉シ又ハ助役ヲ定ム若ハ選舉シタルトキハ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第六十五條 町村長及助役ハ三月前ニ申立ツルトキハ任意退職スルコトヲ得

第六十六條 町村長及助役ハ第十五條第二項ニ掲ケタル職ト兼ヌルコトヲ得

第六十七條 町村ニ收入役一人ヲ置ク但シ特別ノ事情アル町村ニ於テハ町村條例ヲ以テ副收入役一人ヲ置クコトヲ得

第六十八條 町村ニ町村長及有給助役ハ郡長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ他ノ報償アル業務ニ從事スルコトヲ得

第六十九條 町村ハ臨時又ハ常設ノ委員ヲ置クコトヲ得

第七十條 名譽職町村長及名譽職助役其ノ他町村民ニ限リテ擔任スヘキ職務



ニ在ル吏員ニシテ町村民権ヲ喪失シ  
若ハ停止セラレタルトキ又ハ第九條第  
三項ノ場合ニ當ルトキハ其ノ職ヲ失フ  
職ニ就キタルガ爲町村民タル者ニシ  
テ禁治産若ハ準禁治産ノ宣告ヲ受ケタル  
トキ又ハ第九條第二項若ハ第三項ノ場  
合ニ當ルトキ亦同シ  
前項ノ職務ニ在ル者ニシテ禁錮以上ノ  
刑ニ當ルヘキ罪ノ爲豫審又ハ公判ニ付  
セラレタルトキハ監督官廳ハ其ノ職務  
ノ執行ヲ停止スルコトヲ得此ノ場合ニ  
於テハ其ノ停止期間報酬又ハ給料ヲ支  
スルコトヲ得ス  
第七十一條 前數條ニ定ムル者ノ外町村  
ニ必要ノ在ル吏員ヲ置キ町村長之ヲ任  
免ス  
前項吏員ノ定數ハ町會ノ議決ヲ經テ  
之ヲ定ム

三 收入支出ヲ命令シ及會計ヲ監督ス  
ルコト  
四 證書及公文書類ヲ保管スル事  
五 法令又ハ町村會ノ議決ニ依リ使用  
料手数料加入金町村税又ハ夫役現品ヲ  
賦課徴收スル事  
六 其ノ他法令ニ依リ町村長ノ職權ニ  
屬スル事項  
第七十三條 町村長ハ町村吏員ヲ指導監  
督シ之ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ  
懲戒處分ハ罰責及五圓以下ノ過怠金ト  
ス  
第七十四條 町村會ノ議決又ハ選舉其ノ  
權限ヲ越エ又ハ法令若ハ會議規則ニ背  
クト認ムルトキハ町村長ハ其ノ意見ニ  
依リ又ハ監督官廳ノ指揮ニ依リ理由ヲ  
示シテ之ヲ再議ニ付シ又ハ再選舉ヲ行  
ハシムヘシ其ノ執行ヲ要スルモノニ在  
リテハ之ヲ停止スヘシ  
前項ノ場合ニ於テ町村會其ノ議決ヲ改  
メサルトキハ町村長ハ府縣參事會ノ裁  
決ヲ請フヘシ但シ特別ノ事由アルトキ  
ハ再議ニ付セスシテ直ニ議決ヲ行フコ  
トヲ得  
監督官廳ハ第一項ノ議決又 選舉ヲ取  
消スコトヲ得但シ裁決ノ申請アリタル  
トキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依ル部長ノ處分ニ不服ア  
ル町村長又ハ町村會ハ府縣參事會ニ訴  
願スルコトヲ得其ノ裁決第二項ノ裁決  
又ハ前項ノ規定ニ依ル府縣知事ノ處分  
ニ不服アル町村長又ハ町村會ハ行政裁  
判所ニ出訴スルコトヲ得  
町村會ノ議決公益ヲ害シ又ハ町村ノ收  
支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ町  
村長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官廳ノ  
指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付  
スヘシ其ノ執行ヲ要スルモノニ在リテ  
ハ之ヲ停止スヘシ  
前項ノ場合ニ於テ町村會其ノ議決ヲ改  
メサルトキハ町村長ハ部長ノ處分ヲ請  
フヘシ  
前項ノ處分ニ不服アル町村長又ハ町村  
會ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不  
服アルトキハ内務大臣ニ訴願スルコト  
ヲ得  
前項府縣參事會ノ裁決ニ付テハ府縣知  
事ヨリモ訴願ヲ提起スルコトヲ得  
第二項及第四項ノ裁決ニ付テハ府縣知  
事ヨリモ訴願ヲ提起スルコトヲ得  
第七十五條 町村會成立セサルトキ又ハ  
第四十八條但書ノ場合ニ於テ仍舊議決  
閉クコト能ハサルトキハ町村長ハ部長  
ニ具狀シテ指揮ヲ請ヒ町村會ノ議決ス

ハキ事件ヲ處置スルコトヲ得  
町村會ニ於テ其ノ議決スヘキ事件ヲ議  
決セサルトキハ前項ノ例ニ依ル  
町村會ノ決定スヘキ事件ニ關シテハ前  
二項ノ例ニ依ル此ノ場合ニ於ケル町村  
長ノ處置ニ關シテハ各本條ノ規定ニ準  
シ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依ル處置ニ付テハ次回  
ノ會議ニ於テ之ヲ町村會ニ報告スヘシ  
第七十六條 町村會ニ於テ議決又ハ決定  
スヘキ事件ニ關シ臨時急務ヲ要スル場  
合ニ於テ町村會成立セサルトキ又ハ町  
村長ニ於テ之ヲ召集スルノ暇ナシト認  
ムルトキハ町村長ハ之ヲ專決シ次回ノ  
會議ニ於テ之ヲ町村會ニ報告スヘシ  
前項ノ規定ニ依リ町村長ノ爲シタル處  
分ニ關シテハ各本條ノ規定ニ準シ訴願  
又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得  
第七十七條 町村長其ノ他町村吏員ハ法  
令ノ定ムル所ニ依リ國府縣其ノ他公共  
團體ノ事務ヲ掌ル  
前項ノ事務ヲ執行スル爲要スル費ハ  
町村ノ負擔トス但シ法令中別段ノ規定  
アルモノハ此ノ限ニ在ラス  
第七十八條 町村長ハ部長ノ許可ヲ得テ  
其ノ事務ノ一部ヲ助役又ハ區長ニ分掌  
セシムルコトヲ得但シ町村ノ事務ニ付テ

ハ職メ町村會ノ同意ヲ得ルコトヲ得ス  
町村長ハ町村吏員ヲシテ其ノ事務ノ一  
部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得  
第七十九條 助役ハ町村長ノ事務ヲ補助  
ス助役ハ町村長故障アル時之ヲ代理ス  
助役數ハアルトキハ職メ町村長ノ定メ  
タル順序ニ依リ之ヲ代理ス  
第八十條 收入役ハ町村ノ出納其ノ他ノ  
會計事務及第七十七條ノ事務ニ關スル  
國府縣其ノ他公共團體ノ出納其ノ他ノ  
會計事務ヲ掌ル但シ法令中別段ノ規定  
アルモノハ此ノ限ニ在ラス  
町村ハ收入役故障アルトキ之ヲ代理ス  
ヘキ吏員ヲ定メ部長ノ認可ヲ受クヘシ  
但シ副收入役ヲ置キタル町村ハ此ノ限  
ニ在ラス  
副收入役ハ收入役ノ事務ヲ補助シ收  
入役故障アルトキハ之ヲ代理ス  
町村長ハ部長ノ許可ヲ得テ收入役ノ事  
務ノ一部ヲ副收入役ニ分掌セシムルコ  
トヲ得但シ町村ノ出納其ノ他ノ會計事  
務ニ付テハ職メ町村會ノ同意ヲ得ルコ  
トヲ要ス  
第八十一條 區長ハ町村長ノ命ヲ承ケ町  
村長ノ事務ニシテ區内ニ關スルモノヲ  
補助ス  
區長代理者ハ區長ノ事務ヲ補助シ區長

故障アルトキ之ヲ代理ス  
第八十二條 委員ハ町村長ノ指揮監督ヲ  
受ケ財產又ハ營造物ヲ管理シ其ノ他委  
託ヲ受ケタル町村ノ事務ヲ調査シ又ハ  
之ヲ處辨ス  
第八十三條 第七十一條ノ吏員ハ町村長  
ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス  
第四章 給與及給與  
第八十四條 名譽職町長名譽職助役町  
村會議員其ノ他ノ名譽職員ハ職務ノ爲  
要スル費用ノ辨償ヲ受ケルコトヲ得  
名譽職町村長、名譽職助役、區長、區  
長代理者及委員ニハ費用辨償ノ外勤務  
ニ出當スル報酬ヲ給スルコトヲ得  
費用辨償額、報酬額及其ノ支給方法ハ  
町村會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム  
第八十五條 有給町村長、有給助役其ノ  
他ノ有給吏員ノ給料額、旅費額及其ノ  
支給方法ハ町村會ノ議決ヲ經テ之ヲ定  
ム  
第八十六條 有給吏員ニハ町村例ノ定  
ムル所ニ依リ退職料、退職給與金、死  
亡給與金又ハ遺族扶助料ヲ給スルコト  
ヲ得  
第八十七條 費用辨償、報酬給料、旅費  
退職料、退職給與金、死亡給與金又ハ  
遺族扶助料ノ給與ニ付キ關係者ニ於テ







トヲ得  
前項ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ本人ニ交付スヘシ  
第一項ノ規定ニ依リ土地ノ一時使用ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ郡長ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ府縣知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第七條 町村税ノ賦課ニ關シ必要アル場合ニ於テハ當該吏員ハ日出ヨリ日没迄ノ間營業者ニ關シテハ仍其ノ營業時間内家宅若ハ營業所ニ臨檢シ又ハ帳簿物件ノ検査ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ場合ニ於テハ當該吏員ハ其ノ身分ヲ證明スヘキ證票ヲ携帯スヘシ  
第八條 町村長ハ納稅者中特別ノ事情アル者ニ對シ納稅延期ヲ許スコトヲ得其ノ年度ヲ越ユル場合ハ町村會ノ議決ヲ經ヘシ  
町村ハ特別ノ事情アル者ニ限リ町村税ヲ減免スルコトヲ得  
第九條 使用料手数料及特別税ニ關スル事項ニ付テハ町村條例ヲ以テ之ヲ規定スヘシ其ノ條例中ニハ五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得  
財產又ハ營造物ノ使用ニ關シテハ町村

條例ヲ以テ五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得  
過料ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ府縣知事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得  
前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得  
第十條 町村税ノ賦課ヲ受ケタル者其ノ賦課ニ付違法又ハ錯誤アリト認ムルトキハ徵稅令書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ町村長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得  
財產又ハ營造物ヲ使用スル權利ニ關シ異議アル者ハ之ヲ町村長ニ申立ツルコトヲ得  
前二項ノ異議ハ之ヲ町村會ノ決定ニ付スヘシ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ府縣知事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第五項ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得  
第一項及前項ノ規定ハ使用料手数料及

加入金ノ徵收並夫役現品ノ賦課ニ關シ之ヲ準用ス  
前二項ノ規定ニ依ル決定及裁決ニ付テハ町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得  
前三項ノ規定ニ依ル裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得  
第十一條 町村税ノ使用料、手数料、加入金、過料、過怠金其ノ他ノ町村ノ收入ヲ定期内ニ納メサル者アルトキハ町村長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ夫役現品ノ賦課ヲ受ケタル者定期内ニ其ノ履行ヲ爲サス又ハ夫役現品ニ代フル金銀ヲ納メサルトキハ町村長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ急迫ノ場合ニ賦課シタル夫役ニ付テハ更ニ之ヲ金額ニ算出シ期限ヲ指定シテ其ノ納付ヲ命スヘシ  
前二項ノ場合ニ於テハ町村條例ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ徵收スルコトヲ得  
第十二條 町村ノ支拂金ニ關スル時効ニ付テハ政府ノ支拂金ノ例ニ依ル  
第十三條 町村ノ出納ハ毎月例日ヲ定メテ之ヲ検査シ且毎會計年度少クトモ二回臨時検査ヲ爲スヘシ  
検査ハ町村長之ヲ爲シ臨時検査ニハ町村會ニ於テ選舉シタル議員二人以上ノ立會ヲ要ス  
第十四條 町村ノ出納ハ翌年度六月三十日ヲ以テ閉鎖ス  
決算ハ出納閉鎖後一月以内ニ證書類ヲ併セテ收入役ヨリ之ヲ町村長ニ提出スヘシ町村長ハ之ヲ審査シ意見ヲ付シテ次ノ通常預算ヲ議スル會議迄ニ之ヲ町村會ノ認定ニ付スヘシ  
第六十七條 第八項ノ場合ニ於テハ前項ノ例ニ依ル但シ町村長ニ於テ兼掌シタルトキハ直ニ町村會ノ認定ニ付スヘシ  
決算ハ其ノ認定ニ關スル町村會ノ議決ト共ニ之ヲ郡長ニ報告シ且其ノ要領ヲ告示スヘシ  
決算ノ認定ニ關スル會議ニ於テハ町村

前三項ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ府縣知事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得  
前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得  
第四項ノ處分中差押物件ノ公賣ハ處分ノ確定ニ至ル迄執行ヲ停止ス  
第十二條 町村ハ其ノ負債ヲ償還スル爲メ町村ノ永久ノ利益ト爲ルヘキ支出ヲ爲ス爲メ又ハ天災事變等ノ爲メ必要アル場合ニ限リ町村債ヲ起スコトヲ得  
町村債ヲ起スニ付町村會ノ議決ヲ經ルトキハ併セテ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ニ付議決ヲ經ヘシ  
町村ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲メ一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ借入金ハ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ償還スヘシ  
第二款 歳入出豫算及決算  
第十三條 町村長ハ毎會計年度歳入出豫算ヲ調製シ遲クトモ年度始開ノ一月前ニ町村會ノ議決ヲ經ヘシ  
町村ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル  
豫算ヲ町村會ニ提起スルトキハ町村長ハ併セテ事務報告書及財產表ヲ提出ス

第十四條 町村長ハ町村會ノ議決ヲ經テ既定豫算ノ追加又ハ更正ヲ爲スコトヲ得  
第十五條 町村費ヲ以テ支辨スル事件ニシテ數年ヲ期シテ其ノ費用ヲ支出スヘキモノハ町村會ノ議決ヲ經テ其ノ年期间各年度ノ支出額ヲ定メ繼續費ト爲スコトヲ得  
第十六條 町村ハ豫算外ノ支出又ハ豫算超過ノ支出ニ充ツル爲メ豫備費ヲ設クヘシ  
特別會計ニハ豫備費ヲ設ケサルコトヲ得(同上ヲ以テ本項改正)  
豫備費ハ町村會ノ否決シタル費途ニ充ツルコトヲ得  
第十七條 豫算ハ議決ヲ經ル後直ニ之ヲ郡長ニ報告シ且其ノ要領ヲ告示スヘシ  
第十八條 町村ハ特別會計ヲ設クルコトヲ得  
第十九條 町村會ニ於テ豫算ヲ議決シタルトキハ町村長ヨリ其ノ原本ヲ收入役ニ交付スヘシ  
收入役ハ町村長又ハ監督官廳ノ命令アルニ非サレハ支拂ヲ爲スコトヲ得ス命令ヲ受クルモ支出ノ豫算ナク且豫備費

支出、費目適用其ノ他財務ニ關スル規定ニ依リ支出ヲ爲スコトヲ得サルトキ亦同シ  
前二項ノ規定ハ收入役ノ事務ヲ兼掌シタル町村長又ハ助役ニ之ヲ準用ス  
第二十條 町村ノ支拂金ニ關スル時効ニ付テハ政府ノ支拂金ノ例ニ依ル  
第二十一條 町村ノ出納ハ毎月例日ヲ定メテ之ヲ検査シ且毎會計年度少クトモ二回臨時検査ヲ爲スヘシ  
検査ハ町村長之ヲ爲シ臨時検査ニハ町村會ニ於テ選舉シタル議員二人以上ノ立會ヲ要ス  
第二十二條 町村ノ出納ハ翌年度六月三十日ヲ以テ閉鎖ス  
決算ハ出納閉鎖後一月以内ニ證書類ヲ併セテ收入役ヨリ之ヲ町村長ニ提出スヘシ町村長ハ之ヲ審査シ意見ヲ付シテ次ノ通常預算ヲ議スル會議迄ニ之ヲ町村會ノ認定ニ付スヘシ  
第六十七條 第八項ノ場合ニ於テハ前項ノ例ニ依ル但シ町村長ニ於テ兼掌シタルトキハ直ニ町村會ノ認定ニ付スヘシ  
決算ハ其ノ認定ニ關スル町村會ノ議決ト共ニ之ヲ郡長ニ報告シ且其ノ要領ヲ告示スヘシ  
決算ノ認定ニ關スル會議ニ於テハ町村







委任スルコトヲ得  
異議ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ申立人ニ交付スヘシ  
異議ノ申立アルモ處分ノ執行ハ之ヲ停止セズ但シ行政廳ハ其ノ職權ニ依リ又ハ關係者ノ請求ニ依リ必要ト認ムルトキハ之ヲ停止スルコトヲ得  
第四百一十一條 監督官廳ハ町村ノ監督上必要アル場合ニ於テハ事務ノ報告ヲ爲サシメ、書類帳簿ヲ徴シ及實地ニ就キテ視察シ又ハ出納ヲ檢閲スルコトヲ得  
監督官廳ハ町村ノ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得  
上級監督官廳、下級監督官廳ノ町村ノ監督ニ關シテ爲シタル命令又ハ處分ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得  
第四百一十二條 內務大臣ハ町村會ノ解散ヲ命スルコトヲ得  
町村會解散ノ場合ニ於テハ三月以内ニ議員ヲ選舉スヘシ  
第四百一十三條 町村ニ於テ法令ニ依リ負擔シ又ハ當該官廳ノ職權ニ依リ命スル費用ヲ豫算ニ載セサルトキハ部長ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ豫算ニ加フルコトヲ得  
町村長其ノ他ノ吏員其ノ執行スヘキ事

任ヲ執行セサルトキハ部長又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏吏員之ヲ執行スルコトヲ得但シ其ノ費用ハ町村ノ負擔トス  
前二項ノ處分ニ不服アル町村又ハ町村長其ノ他ノ吏員ハ府縣知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得  
第四百一十四條 町村長、助役、收入役又ハ副収入役ニ故障アルトキハ監督官廳ハ臨時代理者ヲ選任シ又ハ官吏ヲ派遣シ其ノ職務ヲ管掌セシムルコトヲ得但シ官吏ヲ派遣シタル場合ニ於テハ其ノ旅費ハ町村費ヲ以テ辨償セシムヘシ  
臨時代理者ハ有給ノ町村吏員トシ其ノ給料、旅費額等ハ監督官廳之ヲ定ム  
第四百一十五條 左ニ掲グル事件ハ內務大臣ノ許可ヲ受ケヘシ  
一 町村條例ヲ設ケ又ハ改廢スル事  
二 學藝美術又ハ歴史上貴重ナル物件ヲ處分シ又ハ之ニ大ナル變更ヲ加フル事  
第四百一十六條 左ニ掲グル事件ハ內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケヘシ  
一 町村債ヲ起シ並起債ノ方法利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スル事但シ第二百一十二條第三項ノ借入金ハ此ノ限ニ在ラズ

特別稅ヲ新設シ増額シ又ハ變更スル事  
三 間接國稅ノ附加稅ヲ賦課スル事  
四 使用料手数料及加入金ヲ新設シ増額シ又ハ變更スル事  
第四百一十七條 左ニ掲グル事件ハ部長ノ許可ヲ受ケヘシ  
一 基本財産ノ管理及處分ニ關スル事  
二 特別基本財産及積立金數等ノ管理及處分ニ關スル事  
三 第九十條ノ規定ニ依リ舊債ヲ變更又ハ廢止スル事  
四 寄附又ハ補助ヲ爲ス事  
五 不動産ノ管理及處分ニ關スル事  
六 均一ノ稅率ニ依ラスシテ國稅又ハ府縣稅ノ附加稅ヲ賦課スル事  
第七百二條第一項第二項及第四項ノ規定ニ依リ數人又ハ町村ノ一部ニ費用ヲ負擔セシムル事  
第四百一十八條ノ規定ニ依リ不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ數人若ハ町村ノ一部ニ對シ賦課ヲ爲ス事  
第四百一十九條ノ規定ニ依ラスシテ夫役現品ヲ賦課スル事但シ急迫ノ場合ニ賦課スル夫役ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
賦課費ヲ定メ又ハ變更スル事

第四百十八條 監督官廳ノ許可ヲ要スル事件ニ付テハ監督官廳ハ許可申請ノ趣ニ反セスト認ムル範圍内ニ於テ更正シテ許可ヲ與フルコトヲ得  
第四百十九條 監督官廳ノ許可ヲ要スル事件ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ許可ノ職權ヲ下級監督官廳ニ委任シ又ハ輕易ナル事件ニ限り許可ヲ受ケシメサルコトヲ得  
第四百二十條 府縣知事又ハ部長ハ町村長助役收入役副収入役區區長區長代理者委員其ノ他ノ町村吏員ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒處分ハ懲責二十五圓以下ノ過怠金及解職トス但シ町村長、助役、收入役及副収入役ニ對シ解職ハ懲戒審査會ノ議決ヲ經テ府縣知事之ヲ行フ事  
懲戒審査會ハ內務大臣ノ命シタル府縣高等官三人及府縣名譽職參事會員ニ於テ互選シタル者三人ヲ以テ其ノ會員トシ府縣知事ヲ以テ會長トシ知事故障アルトキハ其ノ代理者會長ノ職務ヲ行フ  
府縣名譽職參事會員ノ互選スヘキ會員ノ選舉補闕及任期並懲戒審査會ノ召集及會議ニ付テハ府縣制中名譽職參事會員及府縣參事會ニ關スル規定ヲ準用ス但シ補充員ハ之ヲ設クルノ限ニ在ラズ

解職ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ部長ノ處分ニ付テハ府縣知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキ又ハ府縣知事ノ處分ニ付テハ內務大臣ニ訴願スルコトヲ得  
府縣知事ハ町村長、助役、收入役及副収入役ノ解職ヲ行ハムトスル前其ノ停職ヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ停職期間報酬又ハ給料ヲ支給スルコトヲ得  
懲戒ニ依リ解職セラレタル者ハ二年間市町村ノ公職ニ選舉セラレ又ハ任命セラレルコトヲ得  
第四百二十一條 町村吏員ノ服務紀律、賠償責任、身元保證及事務引繼ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
前項ノ命令ニハ事務引繼ヲ拒ミタル者ニ對シ二十五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得  
第九章 雜則  
第四百二十二條 部長ノ職權ニ屬スル事件ニシテ數郡ニ涉ルモノアルトキハ府縣知事ハ關係郡長ノ具狀ニ依リ其ノ事件ヲ管理スヘキ郡長ヲ指定スヘシ其ノ數府縣ニ涉ルモノアルトキハ內務大臣ハ關係府縣知事ノ具狀ニ依リ其ノ事件ヲ管理スヘキ郡長ヲ指定スヘシ

第四百二十三條 府縣知事又ハ府縣參事會ノ職權ニ屬スル事件ニシテ數府縣ニ涉ルモノアルトキハ內務大臣ハ關係府縣知事ノ具狀ニ依リ其ノ事件ヲ管理スヘキ府縣知事又ハ府縣參事會ヲ指定スヘシ  
第四百二十四條 第十一條ノ人口ハ內務大臣ノ定ムル所ニ依ル  
第四百二十五條 本法ニ於ケル直接稅及間接稅ノ種類ハ內務大臣及大藏大臣之ヲ定ム  
第四百二十六條 町村又ハ町村組合ノ廢置分合又ハ境界變更アリタル場合ニ於テ町村ノ事務ニ付必要ナル事項ハ本法ニ規定スルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
第四百二十七條 本法ハ北海道其ノ他勅令ヲ以テ指定シタル島嶼ニ之ヲ施行セス(同上ヲ以テ本項中改正)  
前項ノ地域ニ付テハ勅令ヲ以テ別ニ本法ニ代ハルヘキ制ヲ定ムルコトヲ得  
附則  
第四百二十八條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ



以テ之ヲ定ム(明治四十四年勅令第二  
百三十八號)以テ同年十月一日ヨリ之  
ヲ施行ス)  
第百五十九條 本法施行ノ際現ニ町村會  
議員、區會議員又ハ全部事務ノ爲ニ設  
タル町村組合會議員ノ職ニ在ル者ハ從  
前ノ規定ニ依ル最近ノ定期改選期ニ於  
テ職ヲ其ノ職ヲ失フ  
第百六十條 舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラ

レタル者ハ本法ノ適用ニ付テハ六年ノ  
懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル  
者ト看做ス但シ復權ヲ得タルハ此ノ限  
ニ在ラス  
舊刑法ノ禁錮以上ノ刑ハ本法ノ適用ニ  
付テハ禁錮以上ノ刑ト看做ス  
第百六十一條 本法施行ノ際必要ナル規  
定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

本法中公民權及選舉ニ關スル規定ノ次ノ  
總選舉ヨリ之ヲ施行シ其ノ他ノ規定ノ  
施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大  
正十年勅令第百八十九號)以テ公民權  
及選舉ニ關スル規定ヲ除クノ外大正十  
年五月二十日ヨリ之ヲ施行ス)

附則

衆議院議員選舉法

第一章 選舉ニ關スル區域

第一條 衆議院議員ハ各選舉區ニ於テ之  
ヲ選舉ス  
選舉區及各選舉區ニ於テ選舉スヘキ議  
員ノ數ハ別表ヲ以テ之ヲ定ム  
第二條 投票區ハ市町村ノ區域ニ依ル  
地方長官特別ノ事情アリト認ムルトキ  
ハ市町村ノ區域ヲ分チテ數投票區ヲ設  
ケ又ハ數町村ノ區域ヲ合セテ一投票區  
ヲ設クルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ投票區ヲ設ケタルト  
キハ地方長官ハ直ニ之ヲ告示スヘシ  
第二項ノ規定ニ依リ設ケタル投票區ノ投  
票ニ關シ本法ノ規定ヲ適用シ難キ事項  
ニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設ク  
ルコトヲ得  
第三條 開票區ハ都市ノ區域ニ依ル  
地方長官特別ノ事情アリト認ムルトキ  
ハ都市ノ區域ヲ分チテ數開票區ヲ設ク  
ルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ開票區ヲ設ケタルト  
キハ地方長官ハ直ニ之ヲ告示スヘシ

第二項ノ規定ニ依リ設ケル開票區ノ開  
票ニ關シ本法ノ規定ヲ適用シ難キ事項  
ニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設ク  
ルコトヲ得  
第四條 行政區畫ノ變更ニ因リ 舉區ニ  
異動ヲ生ズルモ現任議員ハ其ノ職ヲ失  
フコトナシ  
【註解】舊法は所謂小選舉區を採用し  
て居ルが改正法即ち普通選舉法は所謂  
中選舉區制を採用した。而して其の標  
準として一選舉區に配置せらるる議員  
數は三名乃至五名と定められ、人口に  
對する配當としては各府縣に付人口十  
二萬人に付議員一名の割合とせられた  
第二條に所謂選舉區とは平たく云ふと  
きは市役所又ハ町村役場に於て其の住  
民が投票する區域である。第三條開票  
區は都市の區域に依るべきもので、市  
役所に於ての投票は其の市役所に於て  
開票し、町村役場に於ける投票は郡役  
所に於て開票せらるるの結果となる。

第二章 選舉權及被選舉權

- 第五條 帝國區民タル男子ニシテ年齡二十  
五年以上ノ者ハ選舉權ヲ有ス  
帝國區民タル男子ニシテ年齡三十年以  
上ノ者ハ被選舉權ヲ有ス
- 第六條 左ニ掲タル者ハ選舉權及被選舉  
權ヲ有セス
  - 一 禁治產者及準禁治產者
  - 二 破產者ニシテ復權ヲ得タル者
  - 三 貧困ニ依リ生活ノ爲公私ノ救助ヲ  
受ケ又ハ扶助ヲ受タル者
  - 四 一定ノ住居ヲ有セザル者
  - 五 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處  
セラレタル者
  - 六 刑法第二編第一章、第三章、第九  
章、第十六章乃至第二十一章、第  
二十五章又ハ第三十六章乃至第三  
十九章ニ掲タル罪ヲ犯シ六年未滿  
ノ懲役ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ  
終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ  
至リタル後其ノ刑期ノ二倍ニ相當  
スル期間ヲ經過スルニ至ル迄ノ者  
但シ其ノ期間五年ヨリ短キトキハ  
五年トス
  - 七 六年未滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ又  
ハ前條ニ掲タル罪以外ノ罪ヲ犯シ  
六年未滿ノ懲役ノ刑ニ處セラレ其  
ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受タルコ  
トナキトス



トナキニ至ル迄ノ者  
第七條 陸軍軍人ニ現役中ノ者(未タ入  
替セサル者及歸休下士官兵ヲ除ク)及  
戦時若ハ事變ニ際シ召集中ノ者ハ選舉  
權及被選舉權ヲ有セス兵籍ニ編入セラ  
レタル學生生徒ハ勅令ヲ以テ定ムル者  
ヲ除ク)及志願ニ依リ國民軍ニ編入セ  
ラレタル者亦同シ  
第八條 選舉事務ニ關係アル官吏及吏員  
ハ其ノ關係區域内ニ於テ被選舉權ヲ有  
セス  
第九條 在職ノ宮内官、判事、朝鮮總督  
府判事、臺灣總督府法院判官、關東廳  
法院判官、南洋廳判事、檢察、朝鮮總督  
府檢察、臺灣總督府法院檢察官、關東  
廳法院檢察官、南經廳檢察官、陸軍法務  
官、海軍法務官、行政裁判所長官、行  
政裁判所評定官、會計検査官收稅官吏  
及警察官吏ハ被選舉權ヲ有セス  
第十條 官吏及待選官吏ハ左ニ掲ケル者  
ヲ除クノ外在職中議員ト相續ムルコト  
ヲ得ス  
一 國務大臣  
二 内閣書記官  
三 法制局長官  
四 各省政務次官  
五 各省參與官

六 内閣總理大臣秘書官  
七 各省秘書官  
第十一條 北海道會議員及府縣會議員ト  
相續ムルコトヲ得ス  
【註解】 普通選舉法の三眼とする處は  
所謂選舉權及被選舉權の擴張である  
從來は一定の租税を納むるもの此權利  
を有したる處であつたが、普通法に依  
つて一人前となつた男子に對しては平  
等に選舉權を與へ國政に參與するの權  
利を與へたのである。此の權利を獲得  
せんが爲めに、吾々一般國民は實に慘  
たる運動を爲したる事は既に前述した  
る處であるが、愈々一般國民は平等に  
此の貴重なる權利を取得ることとな  
つたのである。即ち本章の規定に依つ  
て滿二十五歳以上の男子は總て選舉權  
があることとなつたのであるが、然し  
前示の條文に照るが如く或一定の者に  
對して之れを制限するの必要があり、  
缺格として第三條に規定せられた。  
其の内に付き重要な點を示せば、貧困  
により生活の爲め公私の救助を受け又  
は扶助を受けるもの、とは文字に示す  
如く貧困なるに依つて其の生活を爲す  
ことが出来ず、夫れが爲めに、市町村

役場とか其の他の公共團體より救助を  
受け又は扶助を受けるとか、或は私設  
の團體の經營に係る於て依つて、生  
活上繼續的に救助又は扶助を受けるも  
のとの意味である。一定の住居とは現  
實に住つて居るものと云ふ意味で民法  
上の所謂住所より廣い意味である。民  
法に於ては生活の本據を住所とする  
旨の規定があるが、本法の住所は其の  
生活の本據なる住所の上に現實に居住  
して居ることを必要とせらるゝのであ  
る。其の本籍地たる寄留地たるとは  
それを問はぬ。而して其の住居して居  
る期間は一年以上と定められた。され  
ば第十二條の規定の如く當年九月十五  
日現在に依つて其の日迄引續いて一ヶ  
年以上住居して居ることが必要である  
被選舉權に付ては從來の被選舉權の香  
格のなかつた學生生徒に付ても亦被選  
舉權がある。神官、神職、僧侶其の他  
諸宗の教師、小學校の教員も從來は無  
資格者であつたが、改正に依つて資格  
があることとなつた。  
又政府の請負を爲すもの即ち官省其他  
の請負人は被選舉權がなかつたが同じ  
く其の制限を撤廢せられた。

六九七

選舉事務に關係ある官吏及吏員は其の  
職務中に限つて被選舉權がない。  
されば其の職を辭して後は何等差支へ  
なく資格があることとなつた

第三章 選舉人名簿

第十二條 町村長ハ毎年九月十五日ノ現  
在ニ依リ其ノ日迄引續キ一ヶ年以上其  
ノ町村内ニ住居ヲ有スル者ノ選舉資格  
ヲ調査シ選舉人名簿ニ本ヲ調製シ十月  
十五日迄ニ之ヲ郡長ニ送付スヘシ  
郡長ハ町村長ヨリ送付シタル名簿ヲ調  
査シ其ノ修正スヘキモノハ修正ヲ加ヘ  
一本ハ十月三十一日迄ニ之ヲ町村長ニ  
返付スヘシ  
市長ハ毎年九月十五日ノ現在ニ依リ其  
ノ日迄引續キ一ヶ年以上其ノ市内ニ住  
居ヲ有スル者ノ選舉資格ヲ調査シ十月  
三十一日迄ニ選舉人名簿ヲ調製スヘシ  
第一項又ハ前項ノ住居ニ關係スル要件ヲ  
具備セサル選舉人ハ選舉人名簿ニ登錄  
セラルコトヲ得ス  
選舉人名簿ニハ選舉人ノ氏名、住居及  
生年月日等ヲ記載スヘシ  
第一項又ハ第三項ノ住居ニ關係スル期間  
ハ行政區畫變更ノ爲中斷セラルコト  
ナシ

第十三條 郡長及市町村長ハ十一月五日  
ヨリ十五日間郡市役所、町村役場又ハ  
其ノ指定シタル場所ニ於テ選舉人名簿  
ヲ縦覧ニ供スヘシ  
郡長及市町村長ハ縦覧開始ノ日ヨリ少  
クとも三日間縦覧ノ場所ヲ告示スヘ  
シ

第十四條 選舉人名簿ニ脱漏又ハ誤載ア  
リト認ムルトキハ選舉人ハ理由書及證  
憑ヲ具ヘ其ノ修正ヲ郡市長ニ申立ツル  
コトヲ得

縦覧期限ヲ經過シタルトキハ前項ノ申  
立ヲ爲スコトヲ得ス  
第十五條 郡市長ニ於テ前條ノ申立ヲ  
受ケタルトキハ其ノ理由及證據ヲ審査  
シ申立ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ  
之ヲ決定スヘシ其ノ申立ヲ正當ナリト  
決定シタル時ハ直ニ選舉人名簿ヲ修正  
シ其ノ旨ヲ申立人及關係人ニ通知シ併  
セテ之ヲ告示スヘシ其ノ申立ヲ正當ナ  
ラヌト決定シタルトキハ其ノ旨ヲ申立  
人ニ通知スヘシ  
前項ノ規定ニ依リ名簿ヲ修正シタルト  
キハ郡長ハ直ニ其ノ旨ヲ關係町村長ニ  
通知スヘシ  
前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ町村長ハ  
直ニ名簿ヲ修正シ其ノ旨ヲ告示スヘシ

第十六條 前條郡市長ノ決定ニ不服アリ  
申立人又ハ關係人ハ郡市長ヲ被告トシ  
決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ七日以内  
ニ地方裁判所ニ出訴スルコトヲ得  
前項裁判所ノ判決ニ對シテハ控訴スル  
コトヲ得ス但シ大審院ニ上告スルコト  
ヲ得

第十七條 選舉人名簿ノ十二月二十日ヲ  
以テ確定ス

選舉人名簿ハ次年ノ十二月十九日迄  
ヲ据置クヘシ但シ確定判決ニ依リ修正  
スヘキモノハ郡市長ニ於テ直ニ之ヲ修  
正シ其ノ旨ヲ告示スヘシ  
前項ノ規定ニ依リ名簿ヲ修正シタルト  
キハ郡長ハ直ニ其ノ旨ヲ關係町村長ニ  
通知スヘシ  
前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ町村長ハ  
直ニ名簿ヲ修正シ其ノ旨ヲ告示スヘシ  
天災事變其ノ他ノ事故ニ因リ必要アル  
トキハ更ニ選舉人名簿ヲ調製スヘシ  
前項選舉人名簿ノ調製及其ノ期日、縦  
覧確定ニ關係スル期日、期間等ハ命令ノ  
定ムル所ニ依ル  
【註解】 選舉人名簿は市町村長の作  
成すべきもの、其の役場に於ては毎年  
九月十五日の現在に限り、其の日迄引  
續いて同一の場所に一ヶ年以上住居す

六九七



るものであり、選挙権あるものを調査して之れを作成する。其の名簿は十一月五日より十五日間一般の人々に縦覧せしむべきものである。されば一般の人々は之れを縦覧して若し名簿に脱漏し居るとか、又は誤記があるとかの場合、其の縦覧の期間内に限り、名簿の修正方を申立ることが出来る。其の申立が理由ありと認められたときは名簿は修正せられ、十二月二十日を以て確定したる名簿となり、之れに記載せられたるもの即ち選挙の期日に投票することが出来ることとなるのである。

#### 第四章 選挙投票及投票所

第十八条 総選挙ハ議員ノ任期終リタル日ノ翌日之ヲ行フヲ例トス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ議員ノ任期終リタル日ヨリ五日以内ニ之ヲ行フコトヲ妨ケス  
議院開會中又ハ議院閉會ノ日ヨリ二十五日以内ニ議員ノ任期終ル場合ニ於テハ總選挙ハ議院開會ノ日ヨリ二十日以後三十日以内ニ之ヲ行フ  
衆議院解散ヲ命セラレタル場合ニ於テハ總選挙ハ解散ノ日ヨリ三十日以内ニ之ヲ行フ

之ヲ行フ  
總選挙ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定メ少クトモ二十五日前ニ之ヲ公布ス  
第十九条 選挙ハ投票ニ依リ之ヲ行フ投票ハ一人一票ニ限ル  
第二十条 市町村長ハ投票管理者ト爲リ投票ニ關スル事務ヲ擔任ス  
第二十一条 投票所ハ市役所、町村役場又ハ投票管理者ノ指定シタル場所ニ之ヲ設ク  
第二十二条 投票管理者ハ選挙ノ期日ヨリ少クトモ五日日前ニ投票所ヲ告示スヘシ  
第二十三条 投票所ハ午前七時ニ開キ午後六時ニ閉ツ  
第二十四条 議員候補者ハ各投票區ニ於ケル選挙人名簿ニ記載セラレタル者ノ中ヨリ本人ノ承諾ヲ得テ投票立會人一人ヲ定メ選挙ノ期日ノ前日迄ニ投票管理者ニ届出ツルコトヲ得但シ議員候補者死亡シ又ハ議員候補者タルコトヲ辭シタルトキハ其ノ届出タル投票立會人ハ其ノ職ヲ失フ  
前項ノ規定ニ依リ投票立會人三人ニ達セザルトキ若ハ三人ニ達セザルニ至リタルトキ又ハ投票立會人ニシテ參會スル者投票所ヲ開クヘキ時刻ニ至リ三人ニ達セザルトキ若ハ三人ニ達セザルニ至リタルトキハ其ノ後三人ニ達セザルトキハ投票管理者ハ其ノ後三人ニ達セザルトキハ投票立會人名簿ニ記載セラレタル者ノ中ヨリ三人ニ達セザルトキハ投票立會人ヲ選任シ直ニ之ヲ本人ニ通知シ本人ニ立會ハシムヘシ  
投票立會人ハ正當ノ事故ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス  
第二十五条 選挙人ハ選挙ノ當日自ラ投票所ニ到リ選挙人名簿ノ對照ヲ經テ投票ヲ爲スヘシ  
投票管理者ハ投票ヲ爲サムトスル選挙人ノ本人ナリヤ否ヤヲ確認スルコト能ハサルトキハ其ノ本人ナル旨ヲ宣言セシムヘシ其ノ宣言ヲ爲サル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得ス  
第二十六条 投票用紙ハ選挙ノ當日投票所ニ於テ之ヲ選挙人ニ交付スヘシ  
第二十七条 選挙人ハ投票所ニ於テ投票用紙ニ自ラ議員候補者一人ノ氏名ヲ記載シテ投票スヘシ  
投票用紙ニハ選挙人ノ氏名ヲ記載スルコトヲ得ス  
第二十八条 投票ニ關スル記載ニ付テハ勅令ヲ以テ定ムル點字ハ之ヲ文字ト看做ス  
第二十九条 選挙人名簿ニ記載セラレザ

ハ投票ヲ爲スコトヲ得但シ選挙人名簿ニ登録セラルヘキ確定判決ヲ所持シ選挙ノ當日投票所ニ到ル者アルトキハ投票管理者ハ之ヲシテ投票ヲ爲サシムヘシ  
第三十条 選挙人名簿ニ登録セラレタル者選挙人名簿ニ登録セラルヘキコトヲ得サル者ナルトキハ投票ヲ爲スコトヲ得ス選挙ノ當日選挙権ヲ有セザル者ナルトキ亦同シ  
自ラ議員候補者ノ氏名ヲ書スルコト能ハサル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得ス  
第三十一条 投票ノ拒否ハ投票立會人ノ意見ヲ聽キ投票管理者之ヲ決定スヘシ前項ノ決定ヲ受ケタル選挙人不服アルトキハ投票管理者ハ假ニ投票ヲ爲サシムヘシ  
前項ノ投票ハ選挙人ヲシテ之ヲ封筒ニ入レ封緘シ表面ニ自ラ其ノ氏名ヲ記載シテ投票セシムヘシ  
投票立會人ニ於テ異議アル選挙人ニ對シテモ亦前二項ニ同シ  
第三十二条 投票所ヲ閉ツヘキ時刻ニ至リタルトキハ投票管理者ハ其ノ旨ヲ告ケテ投票所ノ入口ヲ鎖シ投票所ニ在ル選挙人ノ投票結了スルヲ待テ投票所ヲ閉鎖スヘシ

投票區閉鎖後ハ投票ヲ爲スコトヲ得ス  
第三十三条 選挙人ニシテ勅令ノ定ムル事由ニ因リ選挙ノ自ラ投票所ニ到リ投票ヲ爲シ能ハサルヘキコトヲ證スル者ハ投票ニ關シテハ第二十五条、第二十六条、第二十七条、第二十九条、第三十条、第三十一条ノ規定ニ拘ラス勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得  
第三十四条 投票管理者ハ投票録ヲ作リ投票ニ關スル事項ヲ記載シ投票立會人ト共ニ之ニ署名スヘシ  
第三十五条 投票管理者ハ一人又ハ數人投票ノ立會人ト共ニ町村ノ投票區ニ於テハ投票ノ翌日迄、市ノ投票區ニ於テハ投票ノ當日投票函、投票録及選挙人名簿ヲ開票管理者ニ送致スヘシ  
第三十六条 鳥嶼其ノ他交通不便ノ地ニシテ前條ノ期日ニ投票函ヲ送致スルコト能ハサル情况アリト認ムルトキハ地方長官ハ適宜ニ其ノ投票ノ期日ヲ定メ開票ノ期日迄ニ其ノ投票函、投票録及選挙人名簿ヲ送致セシムルコトヲ得  
第三十七条 天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ因リ投票ヲ行フコトヲ得ザルトキ又ハ更ニ投票ヲ行フノ必要アルトキハ投票管理者ハ選挙長ヲ經テ地方長官ニ其ノ旨ヲ届出ツヘシ此ノ場合ニ於テ

ハ地方長官ハ更ニ期日ヲ定メ投票ヲ行ハシムヘシ但シ其ノ期日ハ少クトモ五日以前ニ之ヲ告示セシムヘシ  
第三十八条 第七十五条又ハ第七十九条ノ選挙ノ同時ニ行フ場合ニ於テハ一ノ選挙ヲ以テ合併シテ之ヲ行フ  
第三十九条 何人ト雖選挙人ノ投票シタル被選挙人ノ氏名ヲ陳述スルノ義務ナシ  
第四十条 投票管理者ハ投票所ノ秩序ヲ保持シ必要ナル場合ニ於テハ警察官吏ノ處分ヲ請求スルコトヲ得  
第四十一条 選挙人、投票所ノ事務ニ従事スル者、投票所ヲ監視スル職權ヲ有スル者及警察官吏ニ非サレハ投票所ニ入ルコトヲ得ス  
第四十二条 投票所ニ於テ演説討論ヲ爲シ若ハ喧嘩ニ涉リ又ハ投票ニ關シ協議若ハ勸誘ヲ爲シ其ノ他投票所ノ秩序ヲ紊ル者アルトキハ投票管理者ハ之ヲ制止シ命ニ從ハサルトキハ投票所外ニ退出セシムヘシ  
第四十三条 前條ノ規定ニ依リ投票所外ニ退出セシメラレタル者ハ最後ニ至リ投票ヲ爲スコトヲ得但シ投票管理者ハ投票所ノ秩序ヲ紊ルノ虞ナシト認ムル場合ニ於テ投票ヲ爲サシムルコトヲ妨



ケス  
【註解】前達の如く投票は選挙権あるものを爲すことが出来、選挙人名簿に記載せられたる権利を行使することが出来る、而して勿論一人に於ての投票権は一票に限られ、必ず選挙人名簿に記載したる本人に限らる。他人が代理して投票することは出来ぬのである。本人であるか否や不明の場合であれば、其の投票の場合に於て本八であるかを宣言することが必要で、若し此の宣言を爲さぬときは投票することとは出来ぬのである。  
投票所に於ては各投票人に付て一枚宛の投票用紙を交付せられる選挙人は其の投票用紙に自分の信する候補者一人の氏名を書き、自分の氏名は記載することが出来ぬ。若し記載せば其の投票は無効のものである。従来は盲人不在者は投票することが出来なかつたのであるが、改正法は此等の者の投票に關して方法が設けられ、後日別に勅令を以て詳細に規定せらるることとなつた。爰に云ふ不在者と云ふのは或る業務に従事するが爲めに、選挙の當日投票区内に在らざるもの、例へば船員の如きは一例である。如何なる業務に

従事するものが不在者であるかは別に勅令に依つて定められる。  
投票の場所は市役所、區役所又は町村の役場である。或る特別の必要があるときは其他にも亦投票所を設けられるが其の何れの場合でも選挙日より少くとも五日以前に公示せられる。  
投票の場所に於て演説を爲すとか、或は他の投票人に付て勧誘す等のことは禁ぜられ若し之れ等の行爲があつた場合は投票所より退出を命ぜられる。退出を命ぜられたる場合には、其の投票人は最後に至る迄投票することが出来ぬこととなる。  
第五十條 開票及開票所  
第四十四條 郡市長ハ開票管理者ト爲リ  
開票ニ關スル事務ヲ擔任ス  
第四十五條 開票所ハ郡役所又ハ開票管理者ノ指定シタル場所ニ之ヲ設ケ  
第四十六條 開票管理者ハ豫メ開票ノ場所及日時ヲ告示スヘシ  
第四十七條 第二十四條ノ規定ハ開票立會人ニ之ヲ準用ス  
第四十八條 開票管理者ハ總テノ投票函ノ送致ヲ受ケタル日ノ翌日開票所ニ於テ開票立會ノ上投票函ヲ開キ投票ノ總

數ト投票人ノ總數トヲ計算スヘシ  
第四十九條 前條ノ計算終リタルトキハ開票管理者ハ先ツ第三十一條第二項及第四項ノ投票ヲ開票立會人ノ意見ヲ聽キ其ノ受理如何ヲ決定スヘシ  
開票管理者ハ開票立會人ト共ニ投票區毎ニ投票ヲ點檢スヘシ  
投票ノ點檢終リタルトキハ開票管理者ハ直ニ其ノ結果ヲ選挙長ニ報告スヘシ  
第五十條 選挙人ハ其ノ開票所ニ就キ開票ノ點檢ヲ求ムルコトヲ得  
第五十一條 投票ノ効力ハ開票立會人ノ意見ヲ聽キ開票管理者之ヲ決定スヘシ  
第五十二條 左ノ投票ハ之ヲ無効トス  
一 成規ノ用紙ヲ用ヒサルモノ  
二 議員候補者ニ非サル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ  
三 一投票中二人以上ノ議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ  
四 被選挙権ナキ議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ  
五 議員候補者ノ氏名ノ外他事ヲ記載シタルモノ但シ官位、職業、身分、住居又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラス  
六 議員候補者ノ氏名ヲ白書セサルモノ

七 議員候補者ノ何人ヲ記載シタルカヲ檢認シ難キモノ  
八 衆議院議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ  
前條第八號ノ規定ハ第七十五條又ハ第七十九條ノ規定ニ依リ選挙ノ場合ニ限リ之ヲ適用ス  
第五十三條 投票ハ有効無効ヲ區別シ議員ノ任期間開票管理者ニ於テ之ヲ保存スヘシ  
第五十四條 開票管理者ハ開票録ヲ作り開票ニ關スル順序ヲ記載シ開票立會人ト共ニ署名シ投票録ト併セテ議員ノ任期間之ヲ保存スヘシ  
第五十五條 選挙ノ一部無効ト爲リ更ニ選挙ヲ行ヒタル場合ノ開票ニ於テハ其ノ投票ノ効力ヲ決定スヘシ  
第五十六條 第三十七條ノ規定ハ但書ヲ除キ開票ニ之ヲ準用ス  
第五十七條 開票所ノ取締ニ付テハ第四十條乃至第四十二條ノ規定ヲ準用ス  
【註解】投票が有効であるか將又無効であるか、一に開票立會人の意見を聽き開票管理者たる郡市長が之れを決すべきもの、而して其の無効となるべき場合は條文にもあるが如し  
一、投票の用紙が成規に反する場合

二、議員候補者でない者の氏名を投票用紙に記載したる場合  
三、一の投票の中に二人以上の議員候補者の氏名を記載したる場合  
四、被選挙権なきに拘はらず議員候補者として起つた者の氏名を記載したるもの  
五、議員候補者の氏名の外他の事項を記載したるとき、但し、官位、職業、身分(平民とか士族とか)住居、敬稱(君とか殿とか)を記入したときは無効でない  
六、議員候補者の氏名を白書せぬとき例へば有権者と有権者にあらざるものが投票所に至り、有権者は無権であるのときは無効となる  
七、議員候補者の何人かを記載したか認め難きもの、例へば爰に高田達郎遠藤稔等との候補者あり場合に投票には高田稔と記載せられたる等の如き場合は何人かを記載したるか之れを認むることは出来ぬのである。故に其の投票は無効となる  
八、補缺選挙の場合に現に衆議院議員の職にある者を記載したるとき  
第六十條 地方長官ハ各選挙区内ニ於

タル郡市長ノ中ニ就キ選挙長ヲ定ムヘシ但シ一縣一選挙區タル場合ニ於テハ其ノ地方長官ヲ一市一選挙區タル場合ニ於テハ其ノ市長ヲ選挙長トス  
第五十九條 選挙會ハ選挙長ノ屬スル縣廳若ハ郡市役所又ハ選挙長ノ指定シタル場所ニ之ヲ開ク  
第六十條 選挙長ハ豫メ選挙會ノ場所及日時ヲ告示スヘシ  
第六十一條 第二十四條ノ規定ハ選挙立會人ニ之ヲ準用ス  
第六十二條 選挙長ハ總テノ開票管理者ヨリ第四十九條第三項ノ報告ヲ受ケタル日又ハ其ノ翌日選挙會ヲ開キ選挙立會人立會ノ上其ノ報告ヲ調査スヘシ  
選挙ノ一部無効ト爲リ更ニ選挙ヲ行ヒタル場合ニ於テ第四十九條第三項ノ報告ヲ受ケタルトキハ選挙長ハ前項ノ例ニ依リ選挙會ヲ開キ他ノ部分ノ報告ト共ニ之ヲ調査スヘシ  
第六十三條 選挙人ハ其ノ選挙會ノ參與ヲ求ムルコトヲ得  
第六十四條 選挙長ハ選挙録ヲ作り選挙會ニ關スル順序ヲ記載シ選挙立會人ト共ニ署名シ第四十九條第三項ノ報告ニ關スル書類ト併セテ議員ノ任期間之ヲ



保存スレ  
第六十五條 第三十七條ノ規定ハ但書ヲ除キ選舉會ニ之ヲ準用ス  
第六十六條 選舉會場ノ取締ニ付テハ第四十條乃至第四十二條ノ規定ヲ準用ス  
(註解) 選舉會及び次章ノ規定ハ所謂特殊の人々に對する規定であつて、一般投票者には重要なものでない本書の目的は一般の人々に對して普通選舉權の如何を知らしむるにあるされば此等の特殊の規定で一般の人々に重要ならざるものは紙數の關係上之れが説明を略す

第七章 議員候補者及當選人

第六十七條 議員候補者タラムトスル者ハ選舉ノ期日ノ公布又ハ告示アリタル日ヨリ選舉ノ期日前七日迄ニ其ノ旨ヲ選舉長ニ届出ツヘシ  
選舉人名簿ニ記載セラレタル者他人ヲ議員候補者ト爲サムトスルトキハ前項ノ期間内ニ其ノ推薦ノ届出ヲ爲スコトヲ得  
前二項ノ期間内ニ届出アリタル議員候補者其ノ選舉ニ於ケル議員ノ定數ヲ超

ル場合ニ於テ其ノ期間ヲ經過シタル後議員候補者死亡シ又ハ議員候補者タルコトヲ辭シタルトキハ前二項ノ例ニ依リ選舉ノ期日ノ前日迄議員候補者ノ届出又ハ推薦届出ヲ爲スコトヲ得  
議員候補者ハ選舉長ニ届出ヲ爲スニ非サレハ議員候補者タルコトヲ辭スルトヲ得ス  
前四項ノ届出アリタルトキ又ハ議員候補者ノ死亡シタルコトヲ知リタルトキハ選舉長ハ直ニ其ノ旨ヲ告示スヘシ  
第六十八條 議員候補者ノ届出又ハ推薦届出ヲ爲サムトスル者ハ議員候補者一人ニ付二千圓又ハ之ニ相當スル額面ノ國債證書ヲ供託スルコトヲ要ス  
議員候補者ノ得票數其ノ選舉區内ノ議員ノ定數ヲ以テ有効投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ十分ノ一ニ達セザルトキハ前項ノ供託物ハ政府ニ歸屬ス  
議員候補者選舉ノ期日前十日以内ニ議員候補者タルコトヲ辭シタルトキハ前項ノ規定ヲ準用ス但シ被選舉權ヲ有セザルニ至リタル爲議員候補者タルコトヲ辭シタルトキハ此ノ限ニ在ラス  
第六十九條 有効投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選トス但シ其ノ選舉區内ノ議員ノ定數ヲ以テ有効投票ノ總數ヲ

除シテ得タル數ノ四分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス  
當選人ヲ定ムルニ當リ得票數同シキトキハ年齡多キ者ヲ取り年齡モ亦同シキトキハ選舉長抽籤シテ之ヲ定ム  
第八十一條 又ハ第八十三條ノ規定ニ依リ訴訟ノ結果更ニ選舉ヲ行フコトヲクシテ當選人ヲ定ム得ル場合ニ於テハ選舉會ヲ開キ之ヲ定ムヘシ  
當選人當選ヲ辭シタルトキ死亡者ナルトキ又ハ第七十條ノ規定ニ依リ當選ヲ失ヒタルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ第一項但書ノ得票者ニシテ當選人ト爲ラザリシ者ノ中ニ就キ當選人ヲ定ムヘシ  
當選人第八十四條ノ規定ニ依リ訴訟ノ結果又ハ第八十六條ノ規定ニ依リ當選無効ト爲リタルトキハ選舉會ヲ開キ其ノ第七十四條ノ規定ニ依リ當選承諾届出期限前ナル場合ニ於テハ前項ノ例ニ依リ其ノ届出期限經過後ナル場合ニ於テハ第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者ニシテ當選人ト爲ラザリシ者ノ中ニ就キ當選人ヲ定ムヘシ  
前三項ノ場合ニ於テ第一項但書ノ得票者ニシテ當選人ト爲ラザリシ者選舉ノ期日後ニ於テ被選舉權ヲ有セザルニ至リタルトキハ之ヲ當選人ト定ムルコト

ヲ得ル  
第七十條 當選人選舉ノ期日後ニ於テ被選舉權ヲ有セザルニ至リタルトキハ當選ヲ失フ  
第七十一條 第六十七條第一項乃至第三項ノ規定ニ依リ届出アリタル議員候補者其ノ選舉ニ於ケル議員ノ定數ヲ超セザルトキハ其ノ選舉區ニ於テハ投票ヲ行ハス  
前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フコトヲ要セザルトキハ選舉長ハ直ニ其ノ旨ヲ投票管理者ニ通知シ併セテ之ヲ告示シ且地方長官ニ報告スヘシ  
投票管理者前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ告示スヘシ  
第一項ノ場合ニ於テハ選舉長ハ選舉ノ期日ヨリ五日以内ニ選舉會ヲ開キ議員候補者ヲ以テ當選人ト定ムヘシ  
前項ノ場合ニ於テ議員候補者ノ被選舉權ノ有無ハ選舉立會人ノ意見ヲ聽キ選舉長之ヲ決定スヘシ  
第七十二條 當選人定リタルトキハ選舉長ハ直ニ當選人ニ當選ノ旨ヲ告知シ同時ニ當選人ノ氏名ヲ告示シ且當選人ノ氏名、得票數及其ノ選舉ニ於ケル有効投票ノ總數其ノ他選舉ノ願末ヲ地方長官ニ報告スヘシ

當選人ナキトキ又ハ當選人其ノ選舉ニ於ケル議員ノ定數ニ達セザルトキハ選舉長ハ直ニ其ノ旨ヲ告示シ且之ヲ地方長官ニ報告スヘシ  
第七十三條 當選人當選ノ告知ヲ受ケタルトキハ其ノ當選承諾スルヤ否ヤヲ選舉長ニ届出ツヘシ  
一人ニシテ數選舉區ノ當選承諾スルコトヲ得ス  
選舉長第一項ノ規定ニ依リ届出ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スヘシ  
第七十四條 當選人當選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ當選承諾ノ届出ヲ爲サザルトキハ其ノ當選承諾シタルモノト看做ス  
第七十五條 左ニ掲ケル事由ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ更ニ選舉ヲ行フコトヲクシテ當選人ヲ定ム得ルトキヲ除ク外地方長官ハ選舉ノ期日ヲ定メ少クトモ十四日前ニ之ヲ告示シ更ニ選舉ヲ行ハシムヘシ但シ同一人ニ關シ左ニ掲ケタル其ノ他ノ事由ニ依リ又ハ第七十九條第六項ノ規定ニ依リ選舉ノ期日ヲ告示シタルトキハ此ノ限ニ在ラス  
一 當選人ナキトキ又ハ當選人其ノ選舉ニ於ケル議員ノ定數ニ達セザルト

一 當選人當選ヲ辭シタルトキ又ハ死亡者ナルトキ  
二 當選人第七十條ノ規定ニ依リ當選ヲ失ヒタルトキ  
三 第八十一條又ハ第八十三條ノ規定ニ依リ訴訟ノ結果當選人ナキニ至リ又ハ當選人其ノ選舉ニ於ケル議員ノ定數ニ達セザルニ至リタルトキ  
四 當選人第八十四條ノ規定ニ依リ訴訟ノ結果當選無効ト爲リタルトキ  
五 當選人第八十六條ノ規定ニ依リ當選無効ト爲リタルトキ  
六 當選人第九十條ノ規定ニ依リ當選無効ト爲リタルトキ  
第九項ノ規定ニ依リ訴訟ノ出訴期間ハ前項ノ規定ニ依リ選舉ヲ行フコトヲ得ス其ノ出訴アリタル場合ニ於テ訴訟繫屬中亦同シ  
第一項ノ選舉ノ期日ハ第九章ノ規定ニ依リ訴訟ノ出訴期間満了ノ日、其ノ出訴アリタル場合ニ於テハ地方長官第八十六條第一項ノ規定ニ依リ訴訟繫屬セザルニ至リタル旨ノ大審院長ノ通知ヲ受ケタル日又ハ第四百三十三條ノ規定ニ依リ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日ヲ超セルコトヲ得ス  
第一項各號ノ一ニ該當スル事由議員ノ任期ノ終ル前六月以内ニ生シタルトキ

衆議員選舉法



第七十六條 當選人當選ヲ承諾シタルトキハ地方長官ハ直ニ當選證書ヲ付與シ其ノ氏名ヲ告示シ且之ヲ内務大臣ニ報告スヘシ

第七十七條 第九章ノ規定ニ依ル訴訟ノ結果選舉若ハ當選無効ト爲リタルトキ又ハ當選人第百三十六條ノ規定ニ依リ當選無効ト爲リタルトキハ地方長官ハ直ニ其ノ旨ヲ告示スヘシ

### 第八章 議員の任期及補缺

第七十八條 議員ノ任期ハ四年トシ其ノ中ニ任期終ルモ閉會ニ至ル迄在任ス

第七十九條 議員ニ缺員ヲ生スルモ其ノ缺員ノ數同一選舉區ニ於テ二人ニ達スル迄ハ補缺選舉ハ之ヲ行ハス

議員ニ缺員ヲ生シタルトキハ内務大臣ハ議院法第八十四條ノ規定ニ依リ衆議院議長ノ通牒ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ地方長官ニ對シ其ノ旨ヲ通知スヘシ

地方長官ハ前項ノ規定ニ依リ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ缺員ト爲リタル議員

カ第七十四條ノ規定ニ依ル當選承諾届出ノ期限前ニ於テ缺員ト爲リタル者ナル場合ニ於テ第六十九條第一項但書ノ得票者ニシテ當選人ト爲ラザリシ者アルトキ又ハ其ノ期限經過後ニ於テ缺員ト爲リタル者ナル場合ニ於テ第六十九條第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者ニシテ當選人ト爲ラザリシ者アルトキハ直ニ議員缺員ト爲リタル旨ヲ選舉長ニ通知スヘシ

選舉長ハ前項ノ規定ニ依リ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ第六十九條第四項乃至第六項ノ規定ヲ準用シ當選人ヲ定ムヘシ

地方長官ハ第二項ノ規定ニ依リ通知ヲ受ケタル場合ニ於テ第三項ノ規定ノ適用アルトキ及同一人ニ關シ第七十五條ノ規定ニ依リ選舉ノ期日ヲ告示シタルトキヲ除ク外其ノ缺員ノ數同一選舉區ニ於テ二人ニ達スルヲ待テ最後ニ第二項ノ規定ニ依リ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ補缺選舉ヲ行ハシムヘシ

補缺選舉ノ期日ハ地方長官少クモ十四日以内ニ之ヲ告示スヘシ

第七十五條第二項乃至第四項ノ規定ハ補缺選舉ニ之ヲ準用ス

第八十條 補缺議員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス

(註解) 議員ノ任期は四年と定められ其ノ任期は總選舉の期日より之れを起算せらる。若し議會開會中任期終る場合に於ては議會の閉會に至る迄存在することである。

同一の選舉區に於て二人以上の缺員を生じたるときは、補缺選舉が行はれる從來は一人の補缺にても選舉が行はれたのであるが改正後に於ては二人に達する迄補缺選舉は之れを行はざることとなつた。又、議員の任期が満了前六ヶ月以内に當選人又は議員に缺員を生じても補缺選舉は行はれざることとなつたのである。

### 第九章 訴訟

第八十一條 選舉ノ效力ニ關シ異議アル選舉人又ハ議員候補者ハ選舉長ヲ被告トシ選舉ノ日ヨリ三十日以内ニ大審院ニ出訴スルコトヲ得

第八十二條 選舉ノ規定ニ違反スルコトアルトキハ選舉ノ結果ニ異議ヲ及ホスノ虞アル場合ニ限り裁判所ハ其ノ選舉ノ全部又ハ一部ノ無効ヲ判決スヘシ

第八十三條ノ規定ニ依リ訴訟ニ於テモ

其ノ選舉前項ノ場合ニ該當スルトキハ裁判所ハ其ノ全部又ハ一部ノ無効ヲ判決スヘシ

第八十三條 當選ヲ失ヒタル者當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ當選人ヲ被告トシ第七十二條第一項及第二項ノ告示ノ日ヨリ三十日以内ニ大審院ニ出訴スルコトヲ得但シ第六十九條第一項但書ニ定メタル得票ニ達シタルトキハ理由ニ第六十九條第六項若ハ第七十條ノ規定ニ該當セストノ理由又ハ第七十一條第五項ノ決定違法ナリトノ理由ニ因リ出訴スル場合ニ於テハ選舉長ヲ被告トスヘシ

前項ノ規定ニ依リ訴訟ノ裁判確定前當選人死亡シタルトキハ檢事ヲ被告トス

第八十四條 第十條ノ規定ニ依リ當選ヲ無効ナリト認ムル選舉人又ハ議員候補者ハ當選人ヲ被告トシ第七十二條第一項ノ告示ノ日ヨリ三十日以内ニ大審院ニ出訴スルコトヲ得

第八十五條 規定ニ依リ選舉事務長カ第百二十六條又ハ第百三十三條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルニ因リ當選ヲ無効ナリト認ムル選舉人又ハ議員候補者ハ當選人ヲ被告トシ其ノ裁判確定ノ日ヨリ三十日以内ニ大審院ニ出訴スルコトヲ得

### 衆議院議員選舉法

第八十五條 裁判所ハ本章ノ規定ニ依リ訴訟ヲ裁判スルニ當リ檢事ヲシテ口頭辯論ニ立會ハシムヘシ

第八十六條 本章ノ規定ニ依リ訴訟ノ提起アリタルトキハ大審院長ハ其ノ旨ヲ内務大臣及關係地方長官ニ通知スヘシ

訴訟ノ繫屬セザルニ至リタルトキ亦同シ

本章ノ規定ニ依リ訴訟ニ付判決アリタルトキハ大審院長ハ其ノ判決書ノ原本ヲ内務大臣ニ送付スヘシ帝國議會開會中ナルトキハ併セテ之ヲ衆議院議長ニ送付スヘシ

第八十七條 本章ノ規定ニ依リ訴訟ヲ提起セムトスル者ハ保證金トシテ三百圓又ハ之ニ相當スル額面ノ國債證書ヲ供託スルコトヲ要ス

原告敗訴ノ場合ニ於テ裁判確定ノ日ヨリ七日以内ニ裁判費用ヲ完納セザルトキハ保證金ヲ以テ之ニ充當シ仍足ラザルトキハ之ヲ追徴ス

### 第十章 選舉運動

第八十八條 議員候補者ハ選舉事務長一人ヲ選任スヘシ但シ議員候補者自ラ選舉事務長ト爲リ又ハ推薦届出者(推薦

届出者數人アルトキハ其ノ代表者)議員候補者ノ承諾ヲ得テ選舉事務長ヲ選任シ若ハ自ラ選舉事務長ト爲ルコトヲ得

議員候補者ノ承諾ヲ得シテ其ノ推薦ノ届出ヲ爲シタル者ハ前項但書ノ承諾ヲ得ルコトヲ要セス

議員候補者ハ文書ヲ以テ通知スルコトニ依リ選舉事務長ヲ解任スルコトヲ得

選舉事務長ヲ選任シタル推薦届出者ニ於テ議員候補者ノ承諾ヲ得タルトキ亦同シ

選舉事務長ハ文書ヲ以テ議員候補者及選任者ニ通知スルコトニ依リ解任スルコトヲ得

選舉事務長ノ選任者(自ラ選舉事務長ト爲リタル者ヲ含ム以下之ニ同シ)ハ直ニ其ノ旨ヲ選舉區内警察官署ノ一ニ届出ツヘシ

選舉事務長ニ異議アリタルトキハ前項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル者直ニ其ノ届出ヲ爲シタル警察官署ニ其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第九十五條ノ規定ニ依リ選舉事務長ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ者ハ前項ノ例ニ依リ届出ツヘシ其ノ之ヲ罷メタルトキ亦同シ



第八十九條 選舉事務長ニ非サレハ選舉事務所ヲ設置シ又ハ選舉委員若ハ選舉事務員ヲ選任スルコトヲ得ス  
 選舉事務長ハ文書ヲ以テ通知スルコトニ依リ選舉委員又ハ選舉事務員ヲ解任スルコトヲ得  
 選舉委員又ハ選舉事務員ハ文書ヲ以テ選舉事務長ニ通知スルコトニ依リ辭任スルコトヲ得  
 選舉事務長選舉事務所ヲ設置シ又ハ選舉委員若ハ選舉事務員ヲ選任シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ前候第五項ノ届出アリタル警察官署ニ届出ツヘシ選舉事務所又ハ選舉委員若ハ選舉事務員ニ異動アリタルトキ亦同シ  
 第九十條 選舉事務所ノ議員候補者一人ニ付七箇所ヲ超ユルコトヲ得ス  
 選舉ノ一部無効ト爲リ更ニ選舉ヲ行フ場合又ハ第三十七條ノ規定ニ依リ投票ヲ行フ場合ニ於テハ選舉事務所ハ前項ニ掲ケル數ヲ超エサル範圍ニ於テ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ノ定メタル數ヲ超ユルコトヲ得ス  
 地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)前項ノ規定ニ依リ選舉事務所ノ數ヲ定メタル場合ニ於テハ選舉ノ期日ノ告示アリタル後直ニ之ヲ告示スヘシ

第九十一條 選舉事務所ハ選舉ノ當日ニ限リ投票所ヲ設ケタル場所ノ入口ヨリ三以內ノ區域ニ之ヲ置クコトヲ得ス  
 第九十二條 休憩所其ノ他之ニ類似スル設備ハ選舉運動ノ爲メ設ケルコトヲ得ス  
 第九十三條 選舉委員及選舉事務員ハ議員候補者一人ニ付通シテ五十人ヲ超ユルコトヲ得ス  
 第九十四條 選舉事務員ニ關シテハ選舉委員及選舉事務員ニ關シテハ準用ス  
 第九十五條 選舉事務長選舉權ヲ有セサル者ナルトキ又ハ第九十九條第二項ノ規定ニ依リ選舉運動ヲ爲スコトヲ得サル者ナルトキハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ハ直ニ其ノ解任又ハ退任ヲ命スヘシ  
 第九十六條 第一項ノ規定ニ違反シテ選舉事務所ノ設置アリト認ムルトキハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ハ直ニ其ノ選舉事務所ノ閉鎖ヲ命スヘシ  
 第九十七條 第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ定數ヲ超エテ選舉事務所ノ設置アリト認ムルトキハ其ノ超過シタル數ノ選舉事務所ニ付亦同シ  
 第九十八條 規定ニ依リ定數ヲ超エテ選舉委員又ハ選舉事務員ヲ選任アリト認ムル

トキハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ハ直ニ其ノ超過シタル數ノ選舉委員又ハ選舉事務員ヲ解任ヲ命スヘシ  
 選舉委員又ハ選舉事務員選舉權ヲ有セサル者ナルトキ又ハ第九十九條第二項ノ規定ニ依リ選舉運動ヲ爲スコトヲ得サル者ナルトキハ其ノ選舉委員又ハ選舉事務員ニ付亦同シ  
 第九十五條 選舉事務長故障アルトキハ選任者代リテ其ノ職務ヲ行フ  
 推選届出者タル選任者モ亦故障アルトキハ議員候補者ノ承諾ヲ得シテ其ノ推薦ノ届出ヲ爲シタル場合ヲ除クノ外議員候補者代リテ其ノ職務ヲ行フ  
 第九十六條 議員候補者、選舉事務長、選舉委員又ハ選舉事務員ニ非サレハ選舉運動ヲ爲スコトヲ得ス但シ演説又ハ推薦狀ニ依ル選舉運動ハ此ノ限ニ在ラズ  
 第九十七條 選舉事務長、選舉委員又ハ選舉事務員ハ選舉運動ノ爲ニ要スル飲食物、船車馬等ノ供給又ハ旅費、宿泊料其ノ他ノ實費ノ辨償ヲ受クルコトヲ得シ又ハ推薦狀ニ依リ選舉運動ヲ爲ス者其ノ運動ヲ爲スニ付亦同シ  
 選舉事務員ハ選舉運動ヲ爲スニ付報酬ヲ受クルコトヲ得

第九十八條 何人ト雖投票ヲ得若ハ得シメ又ハ得シメサルノ目的ヲ以テ月別訪問ヲ爲スコトヲ得ス  
 何人ト雖前項ノ目的ヲ以テ連續シテ個個ノ選舉人ニ對シテ面接シ又ハ電話ニ依リ選舉運動ヲ爲スコトヲ得ス  
 第九十九條 選舉權ヲ有セサル者ハ選舉事務長、選舉委員又ハ選舉事務員ト爲ルコトヲ得ス  
 選舉事務員ニ關係アル官吏及吏員ハ其ノ關係區域内ニ於ケル選舉運動ヲ爲スコトヲ得ス  
 第一百條 內務大臣 選舉運動ノ爲領布シ又ハ揭示スル文書圖畫ニ關シ命令ヲ以テ制限ヲ設ケルコトヲ得  
 (註解) 選舉運動員ハ從來何人ノも差支なき處であつたが、改正法に於ては必ず選舉權あることを必要とし、選舉資格なきものは選舉運動を爲すことが出来ぬことになつた。  
 而して此等の運動員は一々届出を必要とせられ、候補者は先づ選舉事務長一人を選任するか、或は自己が事務長たるか、何れにしても之れを届出で、若し候補者を推薦の届出を爲したるものあれば、候補者の承諾を得て事務長を選任して届出を爲す。事務長に選任せ

られたるものは、選舉事務所を設けることが出来るが、之れ以外のものは事務所を設けることは出来ぬのである。尙事務長に選舉委員及び選舉事務員を選任して之れに届出することが必要で、事務員は一人の候補者に付五十人を超ゆることは出来ぬのである。而して之れ等のものは外所謂運動員となることは出来ぬ。然し其の他人であつても演説を爲すとか、又は推薦狀を出す等は差支ない。されば事務員以外の者は推薦狀を出すか演説を爲すのみであつて、直接間接に之れ等以外の運動を爲すことは出来ぬのである。又例へば選舉運動員と雖も、所謂各家に付て月別の訪問を爲し、有報者に選舉を依頼することは絶対に禁止せられた。彼の從來の如く十人二十人と列を爲して各家を一々訪問して名刺を持ち歩くことは一切禁ぜられたのである。若し斯る行動を爲したる場合に於ては其行動を爲したる者が一年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處せられることとなる。

第一百一條 立候補準備ノ爲メ要スル費用ヲ除ク外選舉運動ノ費用ハ選舉事務長ニ非サレハ之ヲ支出スルコトヲ得ス但シ議員候補者、選舉委員又ハ選舉事務員ハ選舉事務長ノ文書ニ依リ承諾ヲ得テ之ヲ支出スルコトヲ妨ケス  
 議員候補者、選舉事務長、選舉委員又ハ選舉事務員ニ非サル者但シ演説又ハ推薦狀ニ依ル選舉運動ノ費用ハ此ノ限ニ在ラス  
 第一百二條 選舉運動ノ費用ハ議員候補者ニ付左ノ各號ノ額ヲ越ユルコトヲ得ス  
 一 選舉區内ノ議員ノ定數ヲ以テ選舉人名簿確定ノ日ニ於テ之ニ記載セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得タル數ヲ四十錢ニ乘シテ得タル額  
 二 選舉ノ一部無効ト爲リ更ニ選舉ヲ行フ場合ニ於テハ選舉區内ノ議員ノ定數ヲ以テ選舉人名簿確定ノ日ニ於テ關係區域ノ選舉人名簿ニ記載セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得タル數ヲ四十錢ニ乘シテ得タル額  
 三 第三十七條ノ規定ニ依リ投票ヲ行フ場合ニ於テハ前號ノ規定ニ準シテ算出シタル額但シ地方官(官東京府ニ在

衆議院議員選舉法

第十一章 選舉運動ノ費用



リテハ警備總監ニ必要アリト認ムルハ之ヲ成額スルコトヲ得  
地方長官(東京府ニ在リテハ警備總監)ハ選舉ノ期日ノ公布又ハ告示アリタル後直ニ前項ノ規定ニ依ル額ヲ告示スヘシ  
第百三條 選舉運動ノ爲メ財產上ノ義務ヲ負擔シ又ハ建物、船車馬、印刷物、飲食物其ノ他ノ金錢以外ノ財產上ノ利益ヲ使用シ若ハ費消シタル場合ニ於テハ其ノ義務又ハ利益ヲ時價ニ日積リタル金額ヲ以テ選舉運動ノ費用ト看做ス  
第百四條 左ノニ號ニ掲クル費用ハ之ヲ選舉運動ノ費用ニ非サルモノト看做ス  
一 議員候補者カ乗用スル船車馬等ノ爲ニ要シタル費用  
二 選舉ノ期、後ニ於テ選舉運動ノ義務整理ノ爲ニ要シタル費用  
三 選舉委員又ハ選舉事務員ノ支出シタル費用ニシテ議員候補者又ハ選舉事務局長ト意思ヲ通シテ支出シタル費用以外ノモノ但シ第百一條第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
四 第六十七條第一項乃至第三項ノ届出アリタル後議員候補者、選舉事務局長、選舉委員又ハ選舉事務員ニ非サル者ノ支出シタル費用ニシテ議員候補者又ハ選舉事務局長ト意思ヲ通シテ支出シタル費用以外ノモノ但シ第百一條第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

補者又ハ選舉事務局長ト意思ヲ通シテ支出シタル費用以外ノモノ但シ第百一條第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
五 立候補準備ノ爲ニ要シタル費用ニシテ議員候補者若ハ選舉事務局長ト爲者ト意思ヲ通シテ支出シタル費用以外ノモノ  
第百五條 選舉事務局長ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ候補ヲ備ヘ之ニ選舉運動ノ費用ヲ記載スヘシ  
第百六條 選舉事務局長ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ選舉運動ノ費用ヲ精算シ選舉ノ期日ヨリ十四日以内ニ第八十八條第五項ノ届出アリタル警察官署ヲ經テ之ヲ地方長官(東京府ニ在リテハ警備總監)ニ届出ツヘシ  
地方長官(東京府ニ在リテハ警備總監)ハ前項ノ規定ニ依リ届出アリタル選舉運動ノ費用ヲ告示スヘシ  
第百七條 選舉事務局長ハ前條第一項ノ届出ヲ爲メタル日ヨリ一年間選舉運動ノ費用ニ關スル帳簿及書類ヲ保存スヘシ前項ノ帳簿及書類ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
第百八條 警察官吏ハ選舉ノ期日後何時

ニテモ選舉事務局長ニ對シ選舉運動ノ費用ニ關スル帳簿及書類ノ提出ヲ命ジ之ヲ検査シ又ハ之ニ關スル説明ヲ求めルコトヲ得  
第百九條 選舉事務局長辭任シ又ハ解任セラレタル場合ニ於テハ選定ナク選舉運動ノ費用ノ計算ヲ爲シ新ニ選舉事務局長ト爲リタル者ニ對シ、新ニ選舉事務局長ト爲リタル者ナキトキハ第九十五條ノ規定ニ依リ選舉事務局長ノ職務ヲ行フ者ニ對シ選舉事務所、選舉委員、選舉事務員其ノ他ニ關スル事務ト共ニ其ノ引繼ヲ爲スヘシ第九十五條ノ規定ニ依リ選舉事務局長ノ職務ヲ行フ者事務ノ引繼ヲ受ケタル後新ニ選舉事務局長定リタルトキ亦同シ  
第百十條 議員候補者ノ爲メ支出セラレタル選舉運動ノ費用カ第百二條第二項ノ規定ニ依リ告示セラレタル額ヲ超エタルトキハ其ノ議員候補者ノ當選ノ無効トス但シ議員候補者及唯屬届出者カ選舉事務局長又ハ之ニ代リ、其ノ職務ノ行フ者ノ選任及監督ニ付相當ノ注意ヲ爲シ且選舉事務局長又ハ之ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ者ニ於テ選舉運動ノ費用ノ支出ニ付過失ナカリシトキハ此ノ限ニ在ラス

第十二章 罰則

第百十一條 詐偽ノ方法ヲ以テ選舉人名簿ニ登錄セラレタル者又ハ第二十五條第二項ノ場合ニ於テ虚偽ノ宣言ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス  
第百十二條 左ノ各號ニ掲クル行爲ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス  
一 當選ヲ得若ハ得シメ又ハ得シメサル目的ヲ以テ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ金錢、物品其ノ他ノ財產上ノ利益若ハ公私ノ職務ノ供與、其ノ供與ノ申込若ハ約束ヲ爲シ又ハ獎勵接待其ノ申込若ハ約束ヲ爲シタルトキ  
二 當選ヲ得若ハ得シメ又ハ得シメサル目的ヲ以テ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ其ノ者又ハ其ノ者ノ關係アル社寺、學校、會社、組合、市町村等ニ對シ用水、小作、債權、寄附其ノ他特殊ノ直接利害關係ヲ利用シテ誘導ヲ爲シタルトキ  
三 投票ヲ爲シ若ハ爲ササルコト、選舉運動ヲ爲シ若ハ止メタルコト又ハ其ノ周旋動誘ヲ爲シタルコトノ報酬ト爲ス目的ヲ以テ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ第一號ニ掲タル行爲ヲ爲

シタルトキ  
四 第一號若ハ前號ノ供與獎勵接待ヲ受ケ若ハ要求シ、第一號若ハ前號ノ申込ヲ承諾シ又ハ第二號ノ誘導ニ應ジ若ハ之ヲ促シタルトキ  
五 前各號ニ掲クル行爲ニ關シ周旋又ハ勸誘ヲ爲シタルトキ  
第百十三條 左ノ各號ニ掲クル行爲ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス  
一 議員候補者タルコト若ハ議員候補者タルトスルコトヲ止メシムル目的ヲ以テ議員候補者若ハ議員候補者タルトスル者ニ對シ又ハ當選ノ際セシムル目的ヲ以テ當選人ニ對シ前條第一號又ハ第二號ニ掲クル行爲ヲ爲シタルトキ  
二 議員候補者タルコト若ハ議員候補者タルトスルコトヲ止メタルコト、當選ヲ辭シタルコト又ハ其ノ周旋動誘ヲ爲シタルコトノ報酬ト爲ス目的ヲ以テ議員候補者若ハ議員候補者タルトスル者又ハ當選ノ際セシムル目的ヲ以テ當選人ニ對シ前條第一號若ハ第二號ニ掲タル行爲ヲ爲シタルトキ  
三 前二號ノ供與、獎勵接待ヲ受ケ若ハ要求シ、前二號ノ申込ヲ承諾シ又

ハ第一號ノ誘導ニ應ジ若ハ之ヲ促シタルトキ  
四 前各號ニ掲クル行爲ニ關シ周旋又ハ勸誘ヲ爲シタルトキ  
第百十四條 前二條ノ場合ニ於テ收受シタル利益ハ之ヲ沒收ス其ノ全部又ハ一ノ没收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ沒收ス  
第百十五條 選舉ニ關シ左ノ各號ニ掲クル行爲ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス  
一 選舉人、議員候補者、議員候補者タルトスル者、選舉運動者又ハ當選人ニ對シ暴行若ハ威力ヲ加ヘ又ハ之ヲ拐引シタルトキ  
二 交通又ハ集會ノ便ヲ妨ケ又ハ演説ヲ妨害シ其ノ他偽計詐延等不正ノ方法ヲ以テ選舉ノ自由ヲ妨害シタルトキ  
三 選舉人、議員候補者、議員候補者タルトスル者、選舉運動者若ハ當選人又ハ其ノ關係アル社寺、學校、會社、組合、市町村等ニ對シ用水、小作、債權、寄附其ノ他特殊ノ利害關係ヲ利用シテ選舉人、議員候補者、議員候補者タルトスル者、選舉運動者又ハ當選人ヲ威嚇シタルトキ



第百十六條 選舉ニ關シ官吏又ハ吏員故意ニ其ノ職務ノ執行ヲ怠リ又ハ職權ヲ濫用シテ選舉ノ自由ヲ妨害シタルトキハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

官吏又ハ吏員選舉人ニ對シ其ノ投票セムトシ又ハ投票シタル被選舉人ノ氏名ヲ表示ヲ求メタルトキハ三月以下ノ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百十七條 選舉事務ニ關係アル官吏、吏員、立會人又ハ監視者選舉人ノ投票シタル被選舉人ノ氏名ヲ表示シタルトキハ二年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ表示シタル事實虛偽ナルトキ亦同シ

第百十八條 投票所又ハ開票所ニ於テ正當ノ事由ナクシテ選舉人ノ投票ニ關涉シ又ハ被選舉人ノ氏名ヲ認知スルノ方法ヲ行ヒタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

法令ノ規定ニ依ラスシテ投票函ヲ開キ又ハ投票函中ノ投票ヲ取出シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第百十九條 投票管理者、開票管理者、選舉長、立會人若ハ選舉監視者ニ舉行若ハ脅迫ヲ加ヘ、選舉會場開票所若ハ投票所ヲ擾亂シ又ハ投票、投票函其ノ

他關係書類ヲ擄留、毀壞若ハ奪取シタル者ハ四年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第百二十條 多衆集合シテ第百十五條第一號又ハ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處ス

一 首魁ハ一年以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二 他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ率先シテ勢ヲ助ケタル者ハ六月以上五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

三 附和隨行シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第百二十五條 第一號又ハ前條ノ罪ヲ犯ス爲多衆集合ノ當該公務員ヨリ解散ノ命ヲ受ケルコト三回以上ニ及ブモ仍解散セザルトキハ首魁ハ二年以下ノ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第百二十一條 選舉ニ關シ銃砲、刀劍、械棒其ノ他人ヲ殺傷スルニ足ルヘキ物件ヲ携帯シタル者ハ二年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

警察官吏又ハ憲兵ハ必要ト認ムル場合ニ於テ前項ノ物件ヲ領置スルコトヲ得

第百二十二條 前條ノ物件ヲ携帯シテ選舉會場開票、場又ハ投票所ニ入りタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ二千圓以下ノ

罰金ニ處ス

第百二十三條 第二號ノ罪ヲ犯シタル場合ニ於テハ其ノ携帯シタル物件ヲ沒收ス

第百二十四條 選舉ニ關シ多衆集合シテ隊伍ヲ組ミテ往來シ又ハ煙火、松明ノ類ヲ用ヒ若ハ鐘鼓、喇叭ノ類ヲ鳴ラシ旗幟其ノ他ノ標章ヲ用フル等氣勢ヲ張ルノ行爲ヲ爲シ警察官吏ノ制止ヲ受ケタルモ仍其ノ命ニ從ハサル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百二十五條 演說又ハ新聞紙、雜誌、引札、張札其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルニ拘ラス第百十二條、第百十三條、第百十五條、第百十八條乃至第百二十二條及前條ノ罪ヲ犯サシムル目的ヲ以テ人ヲ煽動シタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス但シ新聞紙及雜誌ニ在リテハ仍其ノ編輯人及實際編輯ヲ擔當シタル者ヲ辭ス

第百二十六條 演說又ハ新聞紙、雜誌、引札、張札其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルニ拘ラス左ノ各號ニ掲ケル行爲ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス新聞紙及雜誌ニ在リテハ仍其ノ編輯人及實際編輯ヲ擔當シタル者ヲ辭ス

一 當選ヲ得又ハ得シムル目的ヲ以テ

職員候補者ノ身分、職權又ハ職權ニ關シ虛偽ノ事項ヲ公ニシタルトキ

二 當選ヲ得シメサル目的ヲ以テ職員候補者ニ關シ虛偽ノ事項ヲ公ニシタルトキ

第百二十七條 選舉人ニ非サル者投票ヲ爲シタルトキハ一年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

氏名ヲ詐稱シ其ノ他詐僞ノ方法ヲ以テ投票ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

投票ヲ偽造シ又ハ其ノ數ヲ増減シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

選舉事務ニ關係アル官吏、吏員、立會人又ハ監視者前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ五年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第百二十八條 立會人正當ノ事故ナクシテ本法ニ定メタル義務ヲ缺クトキハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百二十九條 第九十六條又ハ第九十八條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第九十四條ノ規定ニ依ル命令ニ從ハサル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百三十條 第九十條第一項第二項ノ規

定ニ依ル定數ヲ超エ若ハ第九十一條ノ規定ニ違反シテ選舉事務所ヲ設置シタル者又ハ第九十二條ノ規定ニ違反シテ休憩所其ノ他之ニ類似スル設備ヲ設ケタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十三條ノ規定ニ依ル定數ヲ超エテ選舉委員又ハ選舉事務員ノ選任ヲ爲シタル者亦前項ニ同シ

第百三十一條 第九十八條第一項、第九十九條又ハ第九十九條ノ規定ニ違反シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百三十二條 第八十八條第五項乃至第七項又ハ第八十九條第四項ノ届出ヲ怠リタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百三十三條 規定ニ依ル命令ニ違反シタル者亦前項ニ同シ

第百三十三條 選舉事務長又ハ選舉事務長ニ代リ其ノ職務ヲ行フ者第百二條第二項ノ規定ニ依リ告示セラレタル額ヲ超エ選舉運動ノ費用ヲ支出シ又ハ第百一條第一項但書ノ規定ニ依ル承諾、ヘテ支出セシメタルトキハ一年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百三十四條 第百一條ノ規定ニ違反シテ選舉運動ノ費用ヲ支出シタル者ハ一年以下ノ禁錮ニ處ス

第百三十五條 左ノ各號ニ掲ケル行爲ヲ爲シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第百五條ノ規定ニ違反シテ帳簿ヲ備ヘ又ハ帳簿ニ記載ヲ爲サス若ハ之ニ虛偽ノ記入ヲ爲シタルトキ

二 第百六條第一項ノ届出ヲ怠リ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタルトキ

三 第百七條第一項ノ規定ニ違反シテ帳簿又ハ書類ヲ保存セザルトキ

四 第百七條第一項ノ規定ニ依リ保存スヘキ帳簿又ハ書類ニ虚偽ノ記入ヲ爲シタルトキ

五 第百八條ノ規定ニ依ル帳簿若ハ書類ノ提出若ハ検査ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨害セ又ハ説明ノ求ニ應ゼザルトキ

第百三十六條 當選人其ノ選舉ニ關シ本章ニ掲ケル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ當選ヲ無効トシ選舉事務長第百十二條又ハ第百十三條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルトキ亦同シ但シ選舉事務長ノ選任及監督ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第百三十七條 本章ニ掲ケル罪ヲ犯シタル者ニシテ罰金ノ刑ニ處セラレタル者ニ在リテハ其ノ裁判確定ノ後五年間、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニ在リ



テハ其ノ裁判確定ノ後刑ノ執行ヲ終ル迄又ハ刑ノ時効ニ因ル場合ヲ除クノ外刑ノ執行ノ免除ヲ受クル迄ノ間及其ノ後五年間衆議院議員及選挙ニ付本章ノ規定ヲ準用スル議會ノ議員ノ選挙權及補選權ヲ有セス禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニ付其ノ裁判確定ノ後刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間亦同シ

前項ニ規定スル者ト雖情狀ニ因リ裁判所ハ刑ノ言渡ト同時ニ前項ノ規定ヲ適用セス又ハ其ノ期間ヲ短縮スル旨ノ宣告ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ規定ハ第六條第五號ノ規定ニ該當スル者ニハ之ヲ適用セス

第四百三十八條 第二百二十七條第三項及第四百三十八條ノ時効ハ一年ヲ經過スルニ因リテ完成ス 前項ニ掲クル罪以外ノ本章ノ罪ノ時効ハ六月ヲ經過スルニ因リテ完成ス但シ犯人逃亡シタルトキハ其ノ期間ハ一年トス

(註解) 罰則に付ては従来の衆議院議員選挙法に規定あるものも亦、改正法に規定せられたる處であつて、之れ對して更に必要なる追加と改正とが助へられたものであり、舊法よりも改正法は一般に其の刑罰が重くなつて居る

第十三章 補則

如何なる場合に如何なる刑罰があるかは條文に一々詳細に規定せられる處、新法實施後に於て、は選挙運動は専ら言論に依ることとなるのであるから、其の言論の自由を保護せられ、若し演説會等にて此の言論の自由を妨害する等の行為は嚴に處罰せらるることとなり又一面に於て從來の規定に助へて議員候補者の當選を得るの目的を以て其の資格經歷に付て虚偽の事柄を公にして選挙人を欺くと云ふ様な場合も亦處罰せられることとなつた

選挙犯罪に依る選挙權被選挙權の停止に關しては單に衆議院議員の選挙權被選挙權を停止せらるゝのみでなくして、廣く道府縣會議員、市町村會議員の選挙に付て、此の罰則の規定を準用する議會の議員の選挙權被選挙權にも及ぼすこととなつた。舊法に於ては選挙犯罪の時効は總て六月となつて居るが改正法に於ては或る種類の犯罪に付ては時効の期間が一年となり、又逃亡犯罪人に付ては何れの犯罪に付ても時効の期間を一年と定められたのである

第三百二十九條 選挙ニ關スル費用ニ付テハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四百十條 議員候補者又ハ推薦届出者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ選挙区内ニ在ル選挙人ニ對シ選挙運動ノ爲ニスル通常郵便物ヲ選舉人一人ニ付一通ヲ限リ無料ヲ以テ差出スコトヲ得

公立學校其ノ他勅令ヲ以テ定ムル營造物ノ設備ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ演説ニ依ル選挙運動ノ爲其ノ使用ヲ許可ス

第四百一十條 選挙ニ關スル訴訟ニ付テハ本法ニ規定シタルモノヲ除クノ外民事訴訟ノ例ニ依リ選挙ニ關スル訴訟ニ付テハ裁判所ハ他ノ訴訟ノ順序ニ拘ラズ選ニ其ノ裁判ヲ爲スヘシ

第四百二十二條 第十二章ニ掲クル罪ニ關スル刑事訴訟ニ付テハ上告裁判所ハ刑事訴訟法第四百二十二條第一項ノ期間ニ依リテコトヲ得

第四百三十三條 當選人其ノ選挙ニ關シテ第十二章ニ掲クル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルトキ又ハ選挙事務長第四百三十三條ノ規定ニ依リテ罰金ノ刑ニ處シ刑ニ處セラレタルトキハ裁判所ノ長ハ其ノ旨ヲ内務大臣及關係地方長官ニ通知スヘシ

第四百四十四條 町村組合ニレテ町村ノ事

務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村合役場ハ之ヲ町村役場ト看做ス

第四百四十五條 郡長ヲ置カサル地ニ於テハ本法中郡ニ關スル規定ハ島司又ハ北海道廳支廳長ノ管轄區域ニ、郡長ニ關スル規定ハ島司又ハ北海道廳支廳長ニ、郡役所ニ關スル規定ハ北海道支廳ニ之ヲ適用ス

市制第六條ノ市ニ於テ本法ハ市中ニ關スル規定ハ區ニ、市長ニ關スル規定ハ區長ニ、市役所ニ關スル規定ハ區役所ニ之ヲ適用ス

町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ本法中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準スヘキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準スヘキ者ニ、町村役場ニ關スル規定ハ町村役場ニ準スヘキモノニ之ヲ適用ス

第四百四十六條 交通至難ノ島嶼其ノ他ノ地ニ於テ本法ノ規定ヲ適用シ難キ事項ニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第四百四十七條 第三十三條ノ規定ニ依リ投票ニ付テハ其ノ投票管理ヘキ者ハ之ヲ投票管理者、其ノ投票記載スヘキ者ハ之ヲ投票所、其ノ投票ニ立會

衆議院議員選挙法

フヘキ者ハ之ヲ投票立會人ト看做シ第十二章ノ規定ヲ適用ス

第四百四十八條 本法ノ適用ニ付テハ明治十三年第三十六號布告刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ之ヲ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ之ヲ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ト看做ス

第四百四十九條 明治十三年第三十六號布告刑法第二編第四章第九節ノ規定ハ衆議院議員ノ選挙ニ關シテハ之ヲ適用セ

第五百十條 本法ハ東京府立小笠原島並北海道廳根室支廳管内占守郡、新知郡得撫郡及色丹郡ニハ當分ノ内之ヲ施行セ

附則

本法ハ次ノ總選挙ヨリ之ヲ施行ス

本法ニ依リ初テ議員ヲ選挙スル場合ニ於テ第十八條ノ規定ニ依リ難キ時ハ勅令ヲ以テ別ニ總選挙ノ期日ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ總選挙ニ必要ナル選挙人名簿ニ關シ第十二條、第十三條、第十五條又ハ第十七條ノ規定スル期日又ハ期日ニ依リ難キトキハ勅令ヲ以テ別ニ其ノ

期日又ハ期間ヲ定ム但シ其ノ選挙人名簿ハ次ノ選挙人名簿確定迄其ノ效力ヲ有

別表

選挙區

東京府

第一區	麹町區	五人
第二區	赤坂區	五人
第三區	芝布區	五人
第四區	牛込區	五人
第五區	神田區	五人
第六區	小石川區	五人
第七區	下谷區	五人
第八區	日本橋區	四人
第九區	淺草區	四人
第十區	本所區	四人
第十一區	荏原區	五人
第十二區	豊多摩區	五人
第十三區	大島區	五人
第十四區	八丈島區	五人
第十五區	北豊島區	五人
第十六區	南豊島區	五人
第十七區	南葛飾區	五人



第一區	埼玉縣	第四區	第三區	第二區	第一區	新潟縣	第二區
入北川	西中東高	刈南北古三南長	岩東中北蒲	佐西新	登南北東	登南北東	登南北東
間足越	頸類頸高	羽魚沼	船蒲原	波浦原	松浦原	松浦原	松浦原
郡郡市	郡郡市	郡郡市	郡郡市	郡郡市	郡郡市	郡郡市	郡郡市
四人	三人	五人	四人	三人	四人	三人	四人

第二區	第一區	千葉縣	第二區	第一區	群馬縣	第三區	第二區
香阪海印	市市千	香確北多群	邑山新佐利勢	北南北	北南北	北南北	北南北
取陸上	津原業	妻米甘野馬	樂田波根多	葛崎玉	葛崎玉	葛崎玉	葛崎玉
郡郡郡	郡郡市	郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡
三人	四人	四人	五人	三人	四人	三人	四人

第二區	第一區	栃木縣	第三區	第二區	第一區	茨城縣	第三區
足安下	那那上	結猿真筑新	多久那	北稻行鹿西東	北稻行鹿西東	北稻行鹿西東	北稻行鹿西東
利蘇賀	那那上	城島壁波治	賀蕨可	相馬數方島	相馬數方島	相馬數方島	相馬數方島
郡郡郡	郡郡市	郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡
四人	五人	四人	三人	四人	三人	四人	三人

第三區	第二區	第一區	第三區	第二區	第一區	京都府	第七區
北東南	龍竹中與加	船南相和久	船南相和久	船南相和久	船南相和久	船南相和久	船南相和久
野野野	野野野	野野野	野野野	野野野	野野野	野野野	野野野
郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡
四人	三人	三人	三人	三人	五人	三人	三人

第一區	第三區	第二區	第一區	第六區	第五區	第四區
神戶市	津愛足中	鐵三都橋久	鐵三都橋久	鐵三都橋久	鐵三都橋久	鐵三都橋久
市市市	市市市	市市市	市市市	市市市	市市市	市市市
市市市	市市市	市市市	市市市	市市市	市市市	市市市
五人	四人	四人	三人	三人	四人	四人

第一區	第五區	第四區	第三區	第二區
對南北西	多米美朝	央佐赤捍神	央佐赤捍神	央佐赤捍神
馬高來許	紀上方來	栗用德保崎	栗用德保崎	栗用德保崎
郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡
五人	三人	四人	三人	四人



島	第二區	第一區	宮城縣	第四區	第三區	第二區
本吉	桃鹿	登生	遠志	加田	黑川	宮城
郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡
三	五	三	四	三	八	
人	人	人	人	人	人	

岩	第一區	第三區	第二區	第一區
西	江	南	神	二
郡	郡	郡	郡	郡
四	三	三	五	三
人	人	人	人	人

秋田縣	第二區	第一區	山形縣	第二區	第一區	青森縣
鮎川	西	東	西	南	東	北
郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡
三	四	三	三	三	三	
人	人	人	人	人	人	

愛知縣	第一區	第二區	第一區	三	奈重縣
北	志	多	飯	宇	名
郡	郡	郡	郡	郡	郡
三	三	五	四	五	五
人	人	人	人	人	人

山梨縣	第三區	第二區	第一區	靜岡縣	第五區	第四區
引	濱	周	磐	濱	富	駿
郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡
五	四	四	五	三	三	
人	人	人	人	人	人	

長野縣	第一區	第三區	第二區	第一區	岐阜縣	滋賀縣
下	上	上	更	長	吉	大
郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡
三	三	三	三	三	五	
人	人	人	人	人	人	

衆議院議員選舉法

七二七

七二六



第二區	第一區	德島縣	第二區	第一區	和歌山縣	第二區			
三美麻阿板 好馬植波野 郡郡郡郡郡	名海那勝名德 西部賀浦東島 郡郡郡郡郡	東西日有伊那海和 牟牟高田都賀草歌 婁婁婁婁郡郡郡	吉佐都熊玖大阿 敷波濃毛珂島武 郡郡郡郡郡	三 人	三 人	三 人	三 人	三 人	五 人

第一區	高知縣	第三區	第二區	第一區	愛媛縣	第二區	第一區		
三長香安高 佐岡美葛知 郡郡郡郡市	南北東西宇 字字字和 和和和和 郡郡郡郡市	宇新周越今 摩居桑智治 郡郡郡郡市	喜上伊溫松 多浮豫泉山 郡郡郡郡市	三仲綾丸香小大高 豐多歌龜川豆田川松 郡郡郡郡市	三 人	三 人	三 人	三 人	三 人

大分縣	第四區	第三區	第二區	第一區	山口縣	第二區				
七一九	筑京田企門小 上都川救司倉 郡郡郡郡市	三山八三三 池門女孫井羽 郡郡郡郡市	嘉鞍遠戶八若 穗手賀畑橋松 郡郡郡市	糸早筑朝宗禮福 島良榮倉像屋岡 郡郡郡郡市	幡高香 多岡川 郡郡郡	四 人	五 人	五 人	四 人	三 人

第二區	第一區	富山縣	第二區	第一區	石川縣	井川縣	第二區	第一區				
西東水射高 福見水岡 波波郡郡市	郡下中上富 新新新山 川川川市	珠鳳鹿 洲至島昨北 郡郡郡郡郡	石能江金 川美沼澤 郡郡郡市	雄平仙由 勝直北利 郡郡郡郡	河南山北鹿 南秋本角 郡郡郡郡市	三 人	三 人	三 人	三 人	五 人	三 人	四 人

第二區	第一區	岡山縣	第二區	第一區	鳥取縣				
小淺都兒 田口窪島 郡郡郡郡	久英壽苦 米田田道 郡郡郡郡	上邑和赤御 道久氣磐津山 郡郡郡郡市	鹿美那邑通安飯 足濃氣智摩濃石 郡郡郡郡郡	隱蔽大仁能八松 岐川原多義東江 郡郡郡郡市	管内	五 人	五 人	三 人	三 人

山口縣	第一區	第三區	第二區	第一區	廣島縣				
美豐厚字下 浦浦部郡 郡郡郡市	比雙甲神 婆三奴石品 郡郡郡郡	深沼世御福尾 安限羅調山道 郡郡郡郡市	豐賀安吳 田茂葛 郡郡市	高山安佐廣 岡縣佐伯島 郡郡郡市	阿川上吉後 哲上月信月 郡郡郡郡	四 人	五 人	四 人	四 人







終